

年次	亞細亞	歐羅巴	亞米利加	其他	合計	亞細亞	歐羅巴	亞米利加	其他
二十七年	一、五〇〇	一〇、七三三	三、四三三	九七	一五、九二六	九七	六七八	三三四	〇、一
二十八年	一、四三三	一三、九三二	二、四〇〇	八〇	二六、九六五	五、四	五、〇	四三六	—
二十九年	一、三九六	一三、九三二	二、七九六	八四	三三、七五五	九、〇	三五、五	五、一	二、四
三十年	一、三六八	一三、九三二	三、三三二	一一、四四	六二、五三二	八、七	一六、三	五、九	一、八
三十五年	一、五三九	一三、九三二	四、四八三	一、八七〇	九〇、七〇〇	九、四	三九、五	四九、一	二、〇
三十五年	一、五三九	一三、九三二	四、四八三	一、八七〇	九〇、七〇〇	一〇、九	三九、一	四八、六	一、八
三十六年	一、四四九	一三、九三二	五、七三〇	二、四七二	一四六、五八〇	一三、三	三九、二	四九、九	一、七
三十七年	一、五三七	一三、九三二	六、九一〇	三、〇三三	一七〇、二〇九	一、五	三五、一	五、七	一、七
三十八年	一、八五九	一三、九三二	七、九〇三	三、四九七	一四五、五六五	一、三	三〇、一	五、四	二、四
三十九年	二、四三〇	一三、九三二	一〇、四一一	四、五〇九	二〇〇、八四七	一、三	三三、四	五、三	二、二

更らに左に毎五年表を掲げ亞細亞以下の諸洲が如何なる割合に據りて増進し或は退減したるやを見るに

横濱港輸出品價額重要國類別(單位千圓)

年次	價額				百分比			
	亞細亞	歐羅巴	亞米利加	其他	亞細亞	歐羅巴	亞米利加	其他
十年	一、五〇〇	一〇、七三三	三、四三三	九七	九、七	六七八	三三四	〇、一
十五年	一、四三三	一三、九三二	二、四〇〇	八〇	五、四	五、〇	四三六	—
二十年	一、三九六	一三、九三二	二、七九六	八四	三、五	五、一	四三六	—
二十五年	一、三六八	一三、九三二	三、三三二	一一、四四	八、七	一六、三	五、九	一、八
三十年	一、三六八	一三、九三二	四、四八三	一、八七〇	九、四	三九、五	四九、一	二、〇
三十五年	一、五三九	一三、九三二	四、四八三	二、四七二	一〇、九	三九、一	四八、六	一、八
三十五年	一、五三九	一三、九三二	四、四八三	二、四七二	一〇、九	三九、一	四八、六	一、八
三十六年	一、四四九	一三、九三二	五、七三〇	二、四七二	一三、三	三九、二	四九、九	一、七
三十七年	一、五三七	一三、九三二	六、九一〇	三、〇三三	一、五	三五、一	五、七	一、七
三十八年	一、八五九	一三、九三二	七、九〇三	三、四九七	一、三	三〇、一	五、四	二、四
三十九年	二、四三〇	一三、九三二	一〇、四一一	四、五〇九	一、三	三三、四	五、三	二、二

横濱港と輸入重要國

輸入の方面に就て重要國と其主なる品種を舉れば左の如し

四十年	三,〇三三	五,五二八	一〇,七三三	四,七三三	一〇,五二〇	一,三三	三,一	五,一五	三,二
支那	亞細亞	棉花、砂糖、豆、糟、大豆	英領印度	棉花、乾藍、熟皮	香港	精糖	歐羅巴	露西亞	石油
英吉利	綿織絲、綿織物、毛織物、鐵類、機械類	獨逸	精糖、毛織物、羊毛、毛絲	佛蘭西	モスリン、酒精	白耳義	雜品	澳大利	雜品
瑞西	時計								

亞米利加
北米合衆國 石油、麥粉、鐵類、機械類、熟皮
英領亞米利加 雜品
とし其輸入品價額は左の如し

横濱港輸入品價額重要國別累年比較(單位圓)

年次	支那	英領海峽殖民地	英領印度
八年	一,二三七,〇三六		三六,二九八
九年	一,九三一,二六五		二六,八四二
十年	一,二九二,八五二		一八,九三六
十一年	八二一,八四六		六七,一三三
十二年	二,〇三〇,七四四		一三,三三六
十三年	一,七二四,二四二		一,一五〇,八五一
十四年	一,四四七,二六四		一,五五四,九一七
十五年	一,三三五,五二八		一,三〇一,四三七

十六年	一、二二八、七四六
十七年	一、六七四、〇六九
十八年	一、二四三、三九六
十九年	一、六〇〇、五一六
二十年	二、二五六、六五二
二十一年	三、八六六、九六七
二十二年	三、二五四、一三四
二十三年	四、一八三、〇六〇
二十四年	三、一八六、〇四三
二十五年	三、二〇六、〇七八
二十六年	三、八二二、五二五
二十七年	四、六八二、五二三
二十八年	五、四〇一、八四六
二十九年	四、八六二、八九三

一、〇三五、一九一
七三三、八一七
一、〇〇〇、〇九六
一、〇四〇、三三三
一、五六七、〇四五
二、一六六、一九四
一、九七五、三六八
四、一七六、〇九七
一、三八九、一九八
一、八八二、〇一四
二、一五二、〇二六
三、四五八、一五九
三、〇六五、六九九
四、七三七、一七六

三十年	八、二八八、七九四
三十一年	一〇、〇五六、四七五
三十二年	九、五二六、三〇一
三十三年	七、八一〇、六七八
三十四年	六、九四五、九〇一
三十五年	八、二四〇、四二七
三十六年	一〇、三九二、三〇一
三十七年	一〇、一二四、八六五
三十八年	一三、二九〇、五一八
三十九年	一一、九二六、〇九七
四十年	一三、九三一、四八九

香港	八〇二、二六二
	四五四、四五六
	八七〇、五六九
	一、一三一、一一二
	七四四、一七三
	六九一、五九四
英吉利	一二、八〇六、八五四
	九、八九八、四三四

六、九五九、七八八	
一七、四〇一、五七二	
六、二九四、九一七	
五、六六六、九六九	
四、〇八五、五六九	
八、五一九、四七七	
一八、六九二、五五九	
二二、八七三、二四四	
二二、八〇三、四三一	
一三、三五〇、〇〇九	
一一、八八一、九〇九	
獨逸	五四二、二七七
	三九七、〇二三

十	年	一、九一〇、三二六	一三、二九〇、四三二	四二三、九四七
十一	年	二、二六七、九一八	一五、三八五、四二六	八五七、九五四
十二	年	一、七六一、九四一	一二、六九二、八七〇	七八一、七四二
十三	年	一、八五一、五二四	一五、三九六、一三七	九九六、二五二
十四	年	二、一四五、三九八	一一、八五四、四一〇	六二八、六九九
十五	年	二、五三七、一七七	一〇、九六七、一三八	八三八、三六一
十六	年	二、五七三、二二八	九、六五八、四一三	八九〇、三九三
十七	年	三、〇六四、〇〇二	九、五一七、三九四	一、四七〇、六八一
十八	年	二、六〇六、一九五	九、四三九、六三〇	一、一五〇、四〇九
十九	年	二、九五五、四四一	九、一五二、八四九	一、七四五、九二二
二十	年	二、一六九、二九四	一三、三六八、八八四	三、〇〇八、九四三
二十一	年	二、五〇三、一〇三	一七、二六九、五〇九	三、三九七、九五二
二十二	年	二、二六八、五八七	一五、三三三、〇九〇	三、一六三、六一五
二十三	年	二、八七四、六六八	一五、三四三、九二五	三、七六二、八七一

二十四	年	二、五一一、四三三	一一、〇四八、三〇二	二、八七三、三八七
二十五	年	三、二〇〇、二八三	一一、六四八、九八〇	三、四一二、七一
二十六	年	三、八一〇、三八三	一四、一六四、八〇六	三、九七二、八四〇
二十七	年	四、〇一〇、七九九	二二、九九〇、四七五	四、五三五、二九五
二十八	年	三、七三八、一一六	二五、六一二、六五〇	六、九〇五、五九八
二十九	年	四、二一四、五六〇	三二、二二五、二九一	九、七六九、三三一
三十	年	五、〇六五、一四九	三四、五五二、一三五	一〇、五一二、八八二
三十一	年	六、四二二、五二八	三四、六六一、二二二	一四、二一五、九七三
三十二	年	二、七八一、〇七一	二三、五五四、五〇三	一〇、〇四三、九九〇
三十三	年	四、二一七、七四六	三五、一〇〇、一一二	一五、四〇九、九七六
三十四	年	四、七四二、四三四	二五、七六六、四七六	一三、〇七三、一〇九
三十五	年	一、一五一、三九〇	二三、五五三、三六〇	一一、四六四、三九六
三十六	年	七六八、六七〇	二三、三二五、一五六	一三、五八四、九七六
三十七	年	一、〇二九、七〇七	三二、三一九、二七四	一四、四四七、三三六

三十八年	五二〇、一五七	五二、八四六、六六〇	二一、四七九、八七四
三十九年	三三六、六一四	四六、〇三五、八四五	一八、二〇二、六〇五
四十年	二七四、四〇七	五三、〇二八、三九七	二二、六六一、二八九
年次	佛 蘭 西	自 耳 義	澳 地 利
八年	三、六〇八、六七五	一三、五九〇	四、六九二
九年	二、六〇六、七六九	七五、二七〇	五、八二四
十年	二、三三五、三四八	八一、〇三八	八、五二二
十一年	二、四九八、六四九	一三八、七三三	一七、〇五六
十二年	二、五二一、一五〇	七七、九八四	一二、三五二
十三年	二、三六六、三九一	一九〇、三一	七、九二一
十四年	一、七二八、〇〇八	二五八、二五〇	三、四六四
十五年	九八八、四三六	七五、六四五	四、六四一
十六年	一、一四四、三〇〇	一五一、一二一	五、八八六
十七年	一、〇一二、三九八	一二二、六八六	九、六四五

十八年	九四五、九〇八	二二〇、五三四	四、九四九
十九年	九〇一、四九九	二六三、七二三	八、四一四
二十年	一、五六二、〇〇五	二一九、八三四	二四、六四〇
二十一年	二、二三六、〇三〇	四二五、三四三	四八、八三八
二十二年	二、一四八、九八九	五九三、五七九	一八、四五九
二十三年	二、二二七、四四〇	五〇九、九五四	二二、八二二
二十四年	一、七二三、三四八	四二七、六五一	一五、八四六
二十五年	二、二一九、六二七	七二六、五八七	七、三二七
二十六年	一、八〇五、六八九	七二一、九五二	一五、九〇三
二十七年	二、一八四、二三二	七八六、二九一	一八、五〇八
二十八年	二、四三八、二二三	一一九七、一四六	二〇、五九六
二十九年	三、七〇四、五三五	一、八七五、七〇八	二八、七三三
三十年	二、二二七、五六八	一、七五四、七九四	四四、五〇七
三十一年	三、二八四、八八八	二、四八二、二七六	二八八、一八〇

三十二年
三十三年
三十四年
三十五年
三十六年
三十七年
三十八年
三十九年
四十年
年次
八年
九年
十年
十一年

二,三三五,八一六
三,六三五,三〇六
一,六一〇,七一八
一,六九五,三五〇
一,七九三,〇四一
一,七四八,二六七
二,三七四,八四一
二,五二二,四三二
二,七七六,九七三
伊 太 利
三,二五二,五二八
二八,一三九
四九,五三二
九二,二八六

二,九五七,五八九
四,五四七,八〇二
二,八二三,八〇四
三,三二七,八九一
四,二八六,六四二
三,二八七,〇三八
五,一七八,六五一
四,五三三,七二七
六,二一五,六八六
瑞 西
四三,二五六
七,九五〇
七,九六六
七,九六八

六一四,六一六
二,二二九,三〇〇
二,六八四,〇〇六
一,〇六一,八二四
一,九八六,三六〇
七八二,八五九
一,一七九,八六五
一,四七八,一四二
一,四八五,五八九
露 西 亞
二,〇一九
五一七
四七五
四七四八

十二年
十三年
十四年
十五年
十六年
十七年
十八年
十九年
二十年
二十一年
二十二年
二十三年
二十四年
二十五年

六八,八九七
一一〇,八〇七
一五五,〇六九
八七,一〇五
九三,五五三
六四,六六九
五六,六四八
八二,七一五
一一五,四六二
一三九,六四五
一一〇,一七四
一〇〇,四八九
八七,四二三
五四,六〇〇

二五二,二一八
四九八,六〇四
三四四,五一六
三〇五,一四九
二三七,〇二七
二八二,九七一
二九一,四四二
二五三,一四四
四九〇,〇四三
六〇〇,九三一
七二〇,一二七
八三四,四五九
五三五,八八四
六八三,二二六

六,六六一
四,四〇六
六一,三八九
一〇,八八一
一五,三四四
九,〇〇八
七,四七二
七,二二〇
七,九一〇
二五六,五二九
四六〇,四八八
三九八,九九四
五九八,九九八
四八四,七八〇

二十六年	六五、一八八	六一三、八九八	一〇五六、八五六
二十七年	一〇五、八一三	五二八、九五〇	六三一、三九〇
二十八年	一一八、七三三	八三三、五七九	八一五、五一三
二十九年	一三〇、九一五	一六一〇、九九〇	六八一、七八四
三十年	一五二、〇七四	一、五七四、三九五	九五七、三四五
三十一年	二五一、五四〇	二、三六三、一二二	七九九、九八六
三十二年	一一八、五三五	六八三、〇三一	一、八三三、八六六
三十三年	三一九、七五一	一、七〇五、四二二	一、六七三、六五二
三十四年	八九、七九三	一、〇九二、六五三	一、四〇五、一五二
三十五年	八七、五三四	九九二、二三〇	二、三一八、四五四
三十六年	一五六、四三三	一、〇二四、六一四	二、四三七、一九八
三十七年	一八八、八八〇	九四八、〇八〇	二、二四二、九四四
三十八年	二三八、〇七六	一、五二二、二二九	一九四、四五二
三十九年	三二一、七七五	二、三九八、八四七	九九、七二五

四十年	四八六、〇八四	一、五八四、七七七	六六〇、〇八八
三十九年	北米合衆國	英領亞米利加	濠太刺利
三十八年	一、二六七、九六三		四、二二二
三十七年	九一三、七三一		一四、八一二
三十六年	一、三二四、九一四		一八九
三十五年	一、八八六、六八八		一九、三六二
三十四年	一、九二六、〇四九	一四、五四三	七八、四四二
三十三年	一、八四七、六六七	九、一四九	三八、〇八〇
三十二年	一、二七五、七五四		七一、二八二
三十一年	一、六二二、四四一	五、二二〇	七四、二七二
三十年	一、九四〇、八二四		九一、一六〇
二十九年	一、三四六、〇三九		二五、九一五
二十八年	一、七五〇、四六二		七二、〇七五
二十七年	一、七七四、四九六		七八、八九一

二十一年	二,〇三六,二六三	二五,九一五	三一,六二九
二十二年	三,〇八二,三六一	二六,二三六	一九三,五五五
二十三年	三,五七五,〇八九	二七,一九七	二五五,七六五
二十四年	三,四九五,三七七	一八,三六七	三〇二,二三五
二十五年	二,八八九,一六四	一九,七一一	一四九,七〇〇
二十六年	二,五二一,二三八	二八,五八三	一三三,三二六
二十七年	四,八六四,九八六	九,九一五	二二二,一四二
二十八年	四,〇四六,四九七	三五,七四八	三五五,七六九
二十九年	六,六八五,一四九	六,七〇一	七六三,八八五
三十年	一一,七八二,二二一	一七,七四三	四五六,三六四
三十一年	一四,六二一,八四一	七九,六二〇	五六五,五三五
三十二年	一〇,七二二,三〇一	一三七,八三一	九八八,五二〇
三十三年	一九,〇二二,〇五〇	四八,五五六	一一,二一五,一七二
		二六九,一八四	一,六四五,七七一

三十四年	一五,四二二,一五一	一二八,一四九	一一,〇四,六七八
三十五年	一七,五〇七,四九七	四五六,九二三	一,一九四,八一四
三十六年	一七,一八六,九九九	二五二,八一五	八二四,六〇〇
三十七年	二四,八四三,一八〇	四七九,八六三	三,四九〇,八〇五
三十八年	四五,九五八,五二九	四一一,六八〇	三,八〇六,四三四
三十九年	二七,四四三,六八二	六六五,〇〇六	二,七七二,四八二
四十年	三一,七四四,四〇六	八七四,三五二	六,三八一,八九六
年次	其他諸國	合 計	
八年	九六六一〇	二二,五三九,七八四	
九年	一三一,九一九	一八,九二〇,八二四	
十年	一一二,三二一	二二,〇二八,七八八	
十一年	二〇〇,四七四	二四,八七〇,二四一	
十二年	九四,三七五	二三,六〇六,五七〇	
十三年	一三三,三〇八	二六,三二四,六五〇	

十四年	一六五、八九八	二一、五八四、三一八
十五年	一九八、九九六	二〇、三五二、四二七
十六年	一五八、二五七	一九、二二三、四四三
十七年	一二八、二〇二	一九、四六一、四九六
十八年	二二五、五二三	一九、〇〇四、七二九
十九年	二九八、九七三	二〇、一六四、一二六
二十年	二九〇、四〇九	二七、一七四、九二八
二十一年	四三二、二九五	三六、六四六、一五〇
二十二年	五二〇、二五六	三四、三二〇、九一七
二十三年	二、三九五、〇〇四	四〇、六四五、七六二
二十四年	一、〇八九、五〇五	二八、九八二、八一六
二十五年	七五二、六二八	三一、三二八、九〇四
二十六年	一、三五九、七一八	三六、三〇五、〇六九
二十七年	一、二五八、四三二	五〇、四四七、三七二

二十八年	一、二三一、〇五八	五〇、〇九五、八三〇
二十九年	一、八〇二、六二七	七二、八〇三、七九九
三十年	二、三三〇、一四八	八六、八三六、八五五
三十一	三、〇三八、一八六	一一一、〇一四、一四〇
三十二	三、六七一、七四一	七六、四五三、〇〇五
三十三	六、六二二、九六四	一〇九、七七六、六七二
三十四	七、四五三、八二六	八八、五二八、四一九
三十五	六、九一八、六七六	八九、二九二、五〇五
三十六	一三、七二二、一六八	一一〇、八七八、九六八
三十七	一六、六五八、三〇〇	一三六、三三五、二一一
三十八	一四、七七九、九〇五	一八八、七一六、四一三
三十九	一六、二五九、一九六	一四九、〇七〇、三四七
四十年	一七、七三五、八二八	一七二、四一四、七六四

更らに毎五年の價額に就き其増減の割合を示せば左の如し

横濱港輸入品價額重要國類別(單位千圓)

年次	價額				百分比			
	亞細亞	歐羅巴	亞米利加	其他	亞細亞	歐羅巴	亞米利加	其他
十年	三,三五	一六,一九	一,三四	三三	一六〇	七七	六三	〇六
十五年	五,一四	三三,〇七	一,六七	四三	二五三	六三	七七	二七
二十年	五,九二	一八,七七	二,〇三	三三	二七一	六九	七四	二二
二十五年	八,八八	一九,三七	三,九七	八五	三三三	六二	九〇	三一
三十年	二〇,三三	五,七五	一,六二	二,八五	三三二	六〇	三三	三三
三十五年	二五,七五	四,九三	一,七六	二,三九	二八七	四八	二〇	三〇
三十六年	四四,四六	四,七〇	二,四五	二,八七	四〇四	四二	一五	二〇
三十七年	五〇,九五	五,三五	二,五三	五,三三	三七五	四〇	一八	三九
三十八年	四九,〇三	八,九六	四,五七	六,九〇	二六一	四五	二四	三七
三十九年	三六,八〇	六,八八	二,二五	五,二七	二六〇	五二	一九	三五
四十年	三九,〇二	八,九〇	三,八九	九,七三	二七四	五三	一九	五六

横濱港對米貿易發展の原因

輸出入の兩方面に就て見るに、亞細亞は兩者共に増加したるも、其進度著るしから

す、歐羅巴は兩者共減退の趨勢を續け、獨り亞米利加のみ長足の進歩を以て増大しつつあり、今亞米利加貿易が如何なる原因あつて、斯く發展したるやに就ては少しく説明を要す、今輸出品中に生絲は、輸出品中の最要位を占め、其金額全輸出の過半に達し、優に横濱否全國貿易の大勢を支配すべき勢力を有するを以て、爰に生絲のみに就て述べんに、由來横濱港は性質より見るに、彼我貿易の地位と稱せんよりは寧ろ生絲製造者が之れを海外に輸出するの一大市場と稱するを適當とすべし、而して其顧客は東方に米國あり、西方に歐洲ありと雖も、此兩箇の得意は、自ら趣を異にせり、大體より之れを云へば、横濱市場の生絲は、歐、米兩國の需用の多寡に従ひ絲價の高低を生ずるものなるも、其の需用の因て起る所に相違あり、即ち歐洲に在ては英國を始めとし、伊、佛の如きは、何れも世界生絲の在荷と、其時に於る價格と、前途の消費高とを按算し、利益あるを認めて、始めて買氣を生ずるが一般なれども、北米合衆國は歐洲と地位、商業共に事情異なるものあるを以て、彼れは主として使用者の實地に要する分量を買取らんとするものなり、斯の如くして歐洲の市場は、時に殺氣天を蔽ひ、商人前途の風雲に氣を構へ、資本放下を躊躇すること多ありしと雖

も米國に至りては斯かる患なく、日進月歩の氣運は、何等の障害にも遭逢せずして展開しつとあると同時に、生絲の需要亦從て増加し、間斷あるなし、我邦殊に横濱港に取て、無上の得意は北米合衆國たるなり抑、本邦生絲が最初英國を経て、北米に入りしは、幕末の頃なるべしと雖ども、其量は僅少、其質は前橋提絲の粗品、加ふるに當時米國は機業進まずして、使用に適せざりければ、日本絲は遂に用途を失ひ忽ち市場外に驅逐せられたり、是れ明治二三年頃の有様なりき、其頃より本邦に在りては官民一致して生絲の改良を計り、信州には各所に小規模の器械製造場起り上州には前橋富岡に、奥州には二本松に、其他下野、伊勢、東京諸地にも製造所起りたれば、明治七年政府は内務省の創設と共に、勸業寮を設け、翌八年寮員をして、精良なる各種の見本を携へて渡米せしめ、普く機業者に示したるに、爰に始めて日本の精良品は米人の間に紹介せられ、多數の注文あるに至れり、此際勸業寮は尙ほも進みて米國向改良製造を奨励し、其の製品を審査して合格と認むるものをば、一旦同寮に買上げ、米國に輸出したる上其益金を製造人に分賦するの法を設けたり、我邦海外荷爲替の濫觴は實に此時にあり、此法行はれてより、従前横濱居留外國人に賣り放ちた

る利益金に比し、一箇七八十圓乃至二百圓の差益を見るに至れりと云ふ、是れ其の以前海外に於ける相場を日本商人が知らずして、徒らに居留外國人に頼りてのみ輸出せしに外ならず、是に於てか民間に在ても一、二米國に支店を開設するものあり、外人等も、米國の好望を見て、銳意米國向製造品を買ひ入れんとするに至り、明治九十年の頃より我生絲は米國へのみ、販路を求めんとし、彼れも亦専ら我品を歓迎せんとするの狀況なるに加へて、米國政府は、自國の織物業者を保護する爲輸入織物に重税を課せしかば、是亦生絲の需要を増加せし原因となれり

蠶絲貿易の發達

之れより蠶絲貿易發達のことに就て述んに生絲輸出に先鞭を著けしものは何人なるや容易に之れを知るを得ざるも諸說中稍、信すべきものを擧ぐれば

安政六年六月二十八日インソリキ(英人と記するもあり、又伊太利人、西班牙人と記するもあり)なるもの辨天通三丁目現時の本町二丁目芝屋清五郎の店に來り、甲州島田絲六俵(一俵は九貫目)を一斤に付一分銀五箇を以て、買入るべきを約し、且つ百斤毎に箱詰と爲して、緊留の汽船に持參すべく依頼したれば、曾て外人と取引したる

甲州島田絲
最初の輸出

事なき芝屋は、或は強奪せられん事を虞れ、十人の壯漢をして、荷物を保護せしめ全家擧て之を率ゐる本船に向ひたるに、インリキは、何の苦もなく代金を仕拂ひたり、加之同人は、日本一斤の百六十匁に該當するを知らず、英斤百二十目の割合を以て計算し、其差額より出たる注文以外の百斤迄をも引き取り、計四百斤に對する代金を仕拂ひたるも通辯なる支那人某の爲に、差額四百二十圓を横奪せられたること後に露顯したりと云ふ、又曰く萬延元年八月甲州の商人伏見屋忠兵衛、初めて島田絲二千五百斤を横濱に齎し、本町三丁目の賣込商芝屋清五郎を介して、海岸七番居留の英國商ロスバルベルに販賣す、其價一兩に付生絲六十四匁の割合なりしと、又曰く安政六年七月甲府綠町藤井屋彌助、青沼の人伏見屋治右衛門、生絲賣込を芝屋の番頭田口太七に依頼す、太七は之れを英一番バルベルに、三千斤を八月中三回に渡すべきを約す、其價一斤に付一分銀六箇なりしと

前橋提絲最
初の輸出

横濱市住吉町に住する高橋文左衛門と云へる老翁の説に

今の本町同仲會社の向ふ大倉組の支店のある所に、上州吾妻邊より出でて、賣込問屋を開きたる中居重兵衛と云へる人あり、當時は芝屋、穀清と右の中居が問屋

の主なるものにて、自分は中居が信州上田の人武藏屋勇助、足利仲町の人石川勘右衛門の二人を前橋に遣はして、生絲を買集め居る由を、右二人の旅宿前橋本町三吉屋彦兵衛より聞き込み、直段に就て質したるに、一兩に付提絲百五十匁が當時前橋の相場なるに、横濱著直にして、百匁にても構はぬとの事なりしかば、自分は友人江原芳右衛門と謀り、二十八行李（一行行李九貫目）を關へ之を携へて安政六年七月十一日前橋を出發し、同十八日今の元濱町の所に當る麥畑の中にて取引を爲したり、是れは自分直接に賣りたるにあらず、前記中居の手を経たるものにして、中居は支那人ハシヨウなるものに對し、自分より引取たる買直の三倍位にも賣りし由なり、ハシヨウは斯かる高價を拂ひながら、其製絲の美麗なるを悦び、兩手に之れを提げて畑の真中で妙な手付をして躍り出したには、一同腹を抱へたり、尤も其以前前橋絲は横濱に出荷したるも、是は見本に過ぎずして、眞實取引したるは之れを以て嚆矢と爲すべし云云

右の諸説を綜合すれば、島田絲は芝屋が初めて英商に賣込みたること略推するに足るべく、又提絲は中居が佛人に始めて賣込みたるが如し、即ち中居が賣込みたる

箇數は、高橋の談話と、蠶史の記する所と符合し、年月は高橋は七月十八日と云ひ、蠶史は八月十八日と記し、其間一箇月の相違あるのみ、ハシヨウなるものは、當時の佛領事ロレロの雇人たることも明かなり、但芝屋、中居孰れが先鞭者なるや知る能はず

中居重兵衛
の豪華と末路

今爰に中居重兵衛の事を記さんに、彼れは素と上州草津在なる富豪の家に生れ、暫く江戸に在りしが、將來横濱開港の事あるを聞き、雜貨を擔ふて移住し來り、後御貸長屋に入りて、雜貨店を開きしが、當時は生絲專賣店とはなく、生絲は雜貨店中の一隅に陳列して、賣買するを常とせり、中居も之れと同じく、凡そ外人の需用すべき物品は、残らず店頭之列ねて、之れを販賣せしが、中居は機を見るに敏にして、他の諸店に先鞭を著け、開港の當時は外人に對する賣込は、殆んど彼れの一手に引受くる迄の全盛を極めたり、是に於て萬延元年八月、彼れは衆に挺でて邸宅を本町に構へ、壯宏輪奐、茸くに銅瓦を以てし、間口三十間之れを二部に分ち、一半を商店とし、他の一半を住宅に充て、通路に沿ふて庭園を設く、園の中央に池あり、長さ六七間、幅之れに適ふ、池に架する橋は高三尺、住宅より商店に往復するの通路とし、而して數歩の

園内には、珍卉異木香を圃はし、娟を競ひ、目に慣れたる邦人すらも、此所に至りては躊躇徘徊去るに忍びざりしと、左れば彼の門前は常に市を爲し、其陳列せる奇なる日本製作品は、價の高下を問はず、外人の購入するところと成り、中居は忽ちにして巨萬の富を致せり、横濱沿革誌に曰く

萬延元年八月、横濱移住人中、中居屋重兵衛なるもの、本町四丁目現今本町二丁目南側の角に、銅瓦を以て、美麗なる家屋を建築せしに、華美なるを以て、譴責せられ、之れを改造せりと云ふ、之れに亞ぎ高須屋清兵衛なるもの、辨天通二丁目現今四丁目南側の角なり、持主代りて數軒に分畫せしも、今に現存せるは此一軒のみ、家屋を建築す、其他は概ね假屋なり

中居が此大商店を、寂寥たる横濱に設くるや、日ならずして、生絲賣込の業盛んなるに至り、高崎より、上田より、飯田より、四方の製絲家にして、横濱に出荷するもの、先を争ふて中居の商店に集り、賣り込みを託せしかば、彼れは其間に立ちて、又巨萬の商利を博したり、今試に當時生絲の種類と、價格の一斑を擧ぐれば、提絲針道、現今の掛田折返等は、當時の品類にして、前橋製の提絲は、地方相場一兩に付、凡そ二百三四十

夕替之れを外商に賣り込むに至つては、我一斤即百六十夕の相場、實に一分銀十一
 二箇、此金凡三兩弱の割合なりしかば、他の絲も皆之れに準じ、賣人たる我れに於て
 は、亂暴なる高價たるも、買人たる外人に在ては、敢て高しとは思はず、却て安きに驚
 くの有様なりしかば、中居は地方の荷主より、安く買ては高く賣り、從て買ひ從て賣
 り、取扱ふ生絲の量は、一日幾百斤なるやを知らざりしと、當時横濱居留の外商にし
 て、最も手廣く生絲を取扱ひしものを、和蘭七番館とし、中居の賣り込み、先も、亦此七
 番館なりし、中居開店二年後の某日、奉行所の官吏、外國商館倉庫の貨物を點檢し、蘭
 七和蘭七番館を當時斯く呼へりの倉庫中に生絲の充滿せるを見驚て曰ふ、國産斯
 くの如く外出せば、幾年ならずして、國中絹布の跡を絶たんと、歸りて之れを上官に
 報ず、上官亦愕きて幕府に開陳す、後數日一片の禁制は、我貿易商人の頭上に降れり
 其の略に曰く、生絲は本邦唯一の國産なり、價貴くして多く産せず、一時の利を貪り
 叨りに海外へ輸出せば、後日必ず悔あらん、今より以後、其輸出一日五百斤を超ゆべ
 からず、若し其制を超えるあらば、罪科輕からずと、此禁制出でてより、未だ數日ならざ
 るに、中居は其檢束を破り、限外無量の賣込を爲したれば、捕吏數名は彼れの安臥せ

る大夏に踏み入り、忽ち捕へて囹圄に投ずると同時に、巨萬の資産は官沒せられ、店
 は堅く鎖されて、落花紛紛、榮華の夢仇と消えて、彼れが大志も泡沫に歸せしのみな
 らず、支配人其留守居して、店の始末を付けんとする折柄、横濱全市を壓する此大商
 館は、火災に罹りて塵も餘さず、中居も亦長壽を保つ能はずして逝けり、現時横濱屈
 指の富家、野澤屋の先代野澤庄三郎も、龜善の先代、原善三郎も、元を温ぬれば、皆中居
 の荷主にして、彼れの手を藉りて、貿易の利を收めしものなりと云ふ

伊勢屋平作は、江戸日本橋釘町に本店を有し、開港間もなく、横濱本町四丁目に支店
 を設けたるが、同奉行所の御用達をも勤めて、威勢他店を凌ぎたり、文久二年正月上
 州本庄在の岩田某なるもの、試賣の爲め、熨斗絲四俵を同店に送付したるに、横濱居
 留地五十五番館主、氏名不詳は之れを太絲と誤認し、直段を引合たるに、平作は會て
 外人と取引したることなき品なれば、先づ買人の直踏みを請ひたるに、和百斤十六
 貫目を三百八十弗の割合にて、引取らんとのことなりしかば、平作は内心其高價に
 呆れながらも、尙も高直を主張したるも、遂に右にて取極め二俵を賣却せり、而して
 其元直段は上州にて一兩百七十五夕替の品なりしと、是れを屑物取引の濫觴とす

屑糸最初の
 輸出

爾來上州地方に於ては盛んに屑物の買入起り、相場も騰貴して、後には良種の玉絲を熨斗絲中に混じて、横濱に出荷するの奇觀を呈出するに至れり、而して生絲は上州前橋地方に於て、横濱開港の頃は藩士の家族が内職として製造するに過ぎざりければ別に生産費を要することもなく、上等生絲にして價格僅かに一兩に付百五十匁替位なりしも、別項中居重兵衛がハシヨウに賣り渡したる品は、同地に取つては、格外の高價なりしなるべきも、夫れさへ横濱著直百匁替に過ぎざりし、是れを賣りたる中居は、和一斤に付一分銀十二匁替にて、實に一攫千金の利益を爲したり、自餘の地方とても、交通の便開けざれば、横濱開港の爲に俄然絲價の上騰することもなく、甲州絲も一兩百二十四匁替の價格なりしかば、機敏の商人は力限り、地方に手を伸ばして、買収に盡瘁し、横濱に持出したる直段は、安政六年十月の頃までは、前橋絲十一匁半(和一斤に付一步銀十一匁半の意味以下同し)同十一月には、信州上田、松代、提絲十二匁半、或は十三匁、上等は十五匁にて取引行はれ、多くの俄分限者は横濱市中に製造せられたり

生絲入關禁

文久元年、幕府は生絲を以て江戸廻品と定め、地方より直接横濱入關を禁せしかば

荷主問屋は一大恐慌を來したり、蠶史に記する大要に曰く、前橋商人下村善右衛門と河又仙藏は、各、前橋絲八捆を携へ、川舟にて江戸に廻り、夫れより神奈川に揚り、三文字屋と云ふに荷を卸し、下村は明日より入關禁制の事を聞き、即夜持込みて巨利を得たるが、河又は神奈川に一泊せし爲め、期に後れ、翌戊辰年正月に至るまで、荷物を其儘神奈川に留められたるのみならず、相場も亦下落して三十三匁となりたれば、非常なる損毛を蒙れり云云、當時生絲横濱に於て一日一人千斤以上を賣る事を許さず、夫れすら十四人を限りとなし、江戸問屋に在ては、一問屋より一日十駄、即ち四十捆以上を横濱に輸送するを得せしめず、江戸より横濱への出荷は、地方より江戸へ入荷の順序番號を以てするの定めなりしかば、商人は何れも先を競ふて賣らんとす、故に江戸入荷番號札は、端なくも一種の賣物となりて、時の相場を生じ、一枚二十五兩乃至百兩の取引行はれたりと、爰に抜目なき彼の三好屋は、一策を按出し、偽絲百捆を豫め江戸堀江町の質屋に入質し、是れに依て江戸荷先著の權を得置き、必要に際すれば、江戸に質品を送りて直に横濱に出荷するの自由を得、爲に巨利を博したりと云ふ、其他酒樽又は壘等の中に生絲を藏め、横濱關門役人の目を暗まして

持込む者あり、或は番人に賄賂を贈りて、夜中竊に持込むあり、調役上原某の如きは賄賂を受けたる事發覺し、野毛の山上に割腹したりと

萬延元年五月、惣年寄名主に命じて、神奈川奉行の調査したる結果、當時生絲賣込問屋の數九十三、然れども當時の記録に由るに、未だ分業の法行はれずして、諸多の雜品を店頭之列ね、其中生絲は最も利益多き品なりければ、殊に人目を惹くべき場所、に陳列したりと見えれば、當時何等の商賣を問はず、些少の生絲を、店頭之列ねたるものは、残らず生絲賣込商として、惣年寄等より報告せしは事實なり

自から輸出の事に當らず、居留外人の手を経て海外に貿易するもの、是を稱して賣込問屋と云ふ、横濱の此等問屋は如何なる状態にてありしか、今生絲輸出の事に就て其不利益なる點より云はば、由來賣込問屋なるものは、内地製造者の出荷するものを居留外國人に賣り、差益を得るを目的とするものにして、敢て他事に及ぶなし、左れば我邦の製絲にして、如何なる種類が輸出に適するや否は、翌年に於ける或る種類の注文増減に依りて、之れを察知するの外なし、乃ち

一、海外に於ける需用者の意嚮を知るの速かならざる事

一、從つて改良の時機を過ち、又其の缺點を知るに容易ならざりし事

一、海外の需用者をして、我に親しみ且つ依頼するの念を生せしむるの難かりし事

以上は問屋賣に伴ふ不利益なるが尙ほ自餘の不利益を舉れば

横濱居留外人が、生絲を買入れんとするに當り、其相場を左右せんとして多く用ひたる手段は、先づ報告書様ものを米國顧客は主として、米國人の機屋に發して、將來相場下落すべき見込あるを示し、買入の手控を勸告す、機屋は多く此勸告を容るるに躊躇せず、爲に米國の市場は日本生絲の需用斷絶し、其の斷絶の景況は、直ちに横濱に電報せらるるが故に、横濱の内商は只管賣捌に汲汲して、競て投げ賣りを爲すに至る、此投賣品を徐徐に買入れたる外商は、次に直上の運動に著手す、其方法は米國の在品缺乏せるを利用して、米國需用の振起せる旨を日本に打電せしめ、横濱市場に一先づ活氣を與へ、故らに高價を仕拂ひて買込みに著手し、其買込みに從つて、相場は益、騰貴す、是に於て居留外商は、頻頻として米國に打電し、日本市場生絲價の騰貴せる旨を告ぐ、此報に接したる米國の機屋は、將來尙ほも騰貴せん事を慮りて

一時に買入れを爲さんとし、高價を忍びて横濱居留商人に注文す、此方法を繰り返して利益を獨占するものを居留外人とす、是れ從來我が生絲が價格の常に動搖したる一因にして、更らに其原因を問はば、内商は海外の需用者と直接に取引なきに由る

拜見

從來居留外商が生絲を買入るるには、横濱市中の賣込問屋に就て見本を徴し、直段を定めて其儘之れを自己商館の倉庫に納めしめ、然る後品質の検査を行ふ、是を名けて拜見と云ふ、此の拜見手續に就ては彼等は一錢の手附金をも仕拂はず、又一片の證書をも交付せずして、先づ其の品物を自己の倉庫に納入せしむるものなれば事既に正常取引の道に稱はざるのみならず、彼等の爲めに諸種奸策の用に供せらるることあり、其一二を擧れば、彼等は良種の生絲を選みて、多量に倉入せしめ、検査を行はずして數日間留め置き、其間抵當として金融を爲し、用済の後破談すること往往あり、又其間に於て、本國の報告を待ち高價なれば買入るるも、氣配宜しからざれば検査の際、不合格として破談す、而して諸種の費用は皆荷主の損失に歸す、然るに明治十年の頃、生絲下落の結果内商は外商か買入れの爲其店舗に来るを待たず

カンカン

して、競て商館に押寄するの弊を生じ、遂に拜見以上の新弊害を醸成するに至れり、賣買決定して生絲の斤目を秤る、之れをカンカンと云ふ、外商は風袋として薄地金巾を用るを常とし、此の風袋の質量は凡そ六十匁内外のものなるに、九十匁と定め又甚しきは百二十目と定むるが故に、一秤に付三十匁乃至六十匁の差を生じて賣込問屋又は製絲家は莫大の損失を蒙るのみならず、我が一箇は九貫目に相當するを以て、九貫の量器を用ふるこそ便宜なるに、彼等は故らに細小の量器を用ひ、二回に分割して秤量す、而して一秤毎に一斤以下の端數は増加の儘に存し、若し不足あれば加へしむるの習慣なり、賣込問屋製絲家の損毛知るべし

外人の高利貸

内外商貧富の懸隔よりして、外商は内商の爲に金融機關を設くるに至れり、内商が生絲屑物を抵當として、商館より、金圓の借入を爲すは、開港當時より行はれて、敢て怪しむべきにあらずと雖も、明治二十四五年の頃より内地生絲商を顧客として、高利貸業を營むもの外商中に顯はれ、其利益は生絲賣買の比にあらず、高率驚くべき利子の外に一箇に付二十五錢の手數料は番頭の爲に徴收せらるゝを常とす、内商は何故に斯る抵當品を有しながら、銀行に行かずして外人より借り入るるやと云

ふに、當時銀行は普通原價の七掛以下にあらざれば、抵當とするを肯んせざりしに、外商は九掛までを貸し付たるに由る、此の弊習は漸次減少したるも、今尙ほ全滅に至らざるもの如し

内商の奸策

奸策は外人のみ之れを弄したるにあらす、外人を對手とする内地商人中にも、彼等を瞞著して、不正の利を食らんと企てし輩少からず、蠶史に曰く

開港二年目の萬延元年に至り、生絲賣買の弊風を生じ、百斤中普通十二三斤は元結其他のものを用ひ、量目を付するものあり、甚たしきは石炭及鐵片を以て、二十斤位を竊むものあり、又看貫を爲すの時、故意を以て其の上に倒れ、目方を強くするものあり、或はベケ絲を瞞著して賣絲に混合する等、實に云ふに忍びざる事のみ、故に看貫の時は、支那人に賄賂するの習慣を生ず、看貫を爲す者は概ね支那人なればなり、中略、又看貫を爲すの時、邦人絲量を瞞著せんと欲し、外人の常に我が裸體を笑ふを以て、殊更裸體となり、狂戯し、誤て術臺に倒れたるの所爲を以て、量目を増す事の手段を行ふものあり

或はベケ絲を瞞著して、賣絲の中に混淆せしめ、歸館の時袋には繩及屑物を押し

問屋賣の確

入れベケ絲と爲し持ち歸るも、真正のベケ絲は賣品の中に在りて、看貫し終らしむる者もあり、當時彼我共に詐偽の奸策言ふに忍びざる事、枚舉に遑あらず云云、又問屋賣に伴ふ利益も少とせず、其理由は

一、直輸出は投機に流れんとするの傾きある事

之れを海外に輸送して、賣買決著するに至るまでには、幾多の日子を要す、其の間に於て相場下落せんか、忽ち大なる損失を招く、之れを他邦に轉賣せんとせば、復又多くの日子を要して、同一の危険を繰返さざるべからず、殊に他の生産國と競争せざるべからざる場合もあり、或は延賣の期間に於て買取主の破産する場合もあり

一、直輸出は大なる資本を要し、金利の損失多く、直輸を爲さんとせば、遠く海外に至るまでの運賃、保険料其他諸種の費用を要し、之れを賣却して、代金を收得するには、多くの日子を要す、然るに之れを問屋賣と爲んか、代金は直ちに得られ、而して危険は外人の手に移りて、賣るものは其の賣買決著と共に投機の危険を免る、加ふるに一箇の絲を歐、米に送りて、此代金を得る迄に要する、同額の資

本あらば、之れを以て産商資金に充て、彼の直輸賣買の決著すべき長時間には賣込問屋は同一の資金を幾回も運轉すべく、又製絲家に取りても、彼等多くは薄資にして且製造の數量大ならず、共同販賣の道も容易に開けざる折柄、矢張横濱の問屋に賣込むの捷徑なるに如かず

直輸は百年の長計

問屋賣に伴ふ弊害を一洗せんと欲せば、直輸貿易を行ふの外手段なし

一、北米の如き、佛國の如き、我生絲消費地に於て、適當なる貿易機關を置き、又は個人を派して消費者に直接せしめ、需用上詳細なる事實を報告せしめ、之れによりて賣買を行ふあらんには、市況を誤るが如きと稀なるべし

一、横濱に在荷累積して、賣り崩しを爲し、全國の經濟を動搖せしむるが如きこともなかるべし

一、海外の消費者に直接する結果は、需用者嗜好の變遷を知ること速かなれば、製造者は不向の品を製して、損失を招く場合尠なし

直輸に對する是等の利益は、我貿易商人中心あるものの夙に唱道したる所にして、國家百年の大計としては、直輸に優るものなきは勿論なれども、貿易機關の進歩せ

星野長太郎の生絲直輸

ざりし間は、上記の事情ありて、却つて問屋に依る事利益多かりしなり

直輸出が時として、産商の利に及ばざることあるは、貿易機關具備せず、輸出の方法宜しきを得ざるが爲にして、貿易漸く進境に達するに及んでは、問屋賣の利とする所は、直輸の爲に奪はれざるを得ず、是れ具眼者の夙に期待せし所、中にも群馬縣人星野長太郎は、海外に生絲直輸を企てたる始祖なり、明治八年、彼れは横濱英八十九番キントン、シユアペー商會に託し、自己製造の生絲三百斤を倫敦及里昂に送り、試賣を爲したるに、價格は相當に賣れ捌けたるも、費用多くして收支相償ふ能はず、是れ畢竟純平たる直輸出にあらずして、居留外人を経て輸出せるものなれば、更に進んで真正の直輸出を試みんとて、一二の有力者に謀りたるも、當時直輸は危険なりとて、斯界の長老たる速水堅曹すら之れに賛同せざりし、折柄千葉縣人にして曾て米國に直輸を企てたる佐藤百太郎なる者渡米するを聞き、實弟新井領一郎に自家の製絲若干を携へ、同行せしめたるは、九年三月なりき、新井は紐育市に赴き、同市絲商の紹介を得て、ニユーゼルシー州ベルグラムマイルに見本を示したるに、大に嗜好に適し、英一斤に付六弗五仙の約定を以て四百斤の注文を受けたり、此注文品の

製造を終へたるは同年九月なり、當時横濱に於ける絲價は、近來稀なる暴騰を呈し、百斤に付千二三百圓となりたるを以て、親戚朋友は皆横濱賣を勸め、且直輸出の危険を説きたれども、星野は米人に對する破約を欲せず、損耗を忍びて輸送したり、其品質見本に優るものあるを見て米商の満足此上なく、約定買取直段の外に一斤に付一弗の謝禮を與へて、後來長く取引せん事を依頼したりと、彼は直輸を以て一己の利益と爲さず、郷黨を集め、利益の確實にして、將來繼續すべきを説き、盛んに之れを奨励したり、然れども大聲は俚耳に入らず、依然座商主義を是とするもの多かりしかば、彼れは僅かに四十名の同志を得、之れと共に亘瀬組を組織し、十年八月製絲二百斤を米國に直輸し、一圓に付二十六匁替に平均せり、當時横濱賣は三十七匁にして其差益大なるより頑冥の郷黨すらも覺醒し、縣下生絲界の趨勢此に一變す、星野は大聲疾呼して、製絲の改良と、直輸出の利益を説きたれば、前橋には桐花組、敷島組、沼田町には沼田組、南勢田郡には山田組の六組を生じたり、星野の目的は之にて畧、達したれども、尙ほ品質の改良、検査の畫一等を圖らん爲、十一年六月六組を三組に合し、製絲原社を前橋に置きて之れを統轄し、深澤雄象を頭取に推し、星野は自か

上毛繭絲改良會社の生絲直輸

ら副頭取の地位に甘んじ終始更ることなかりき、十一年九月車駕北巡の事あり、同月四日駕を製絲原社に枉けさせ給ひ、現業を御通覽ありて、士族の産に就きたるをば殊の外御満足に思召し、社員の勉勵に對し、慰勞として金一百圓を賜ひ、尙ほ岩倉右府をして、深澤雄象に對し、士族授産物産奨勵に關する懇の御沙汰ありたり、十三年十二月、群馬縣星野長太郎、宮崎有敬等創立委員と爲りて、上毛繭絲改良會社、を同縣前橋町に設立したるが、其目的は蠶絲の改良を圖り、生絲直輸出の業を擴張せんとするにあり、折柄縣下各組合會社勃興して、其過半は之れと氣脈を通じ、數箇月にして全國蠶業諸會社の主位を占むるに至れり、時に三十三銀行支配人種田誠一は、政府の内命を受け、此際大に直輸出を企畫すべき旨を同社員に諮り、次で一百万圓の資金を貸し下げんとて、井上參議、大隈大藏卿等の斡旋する所もありたれば、會社は益、氣勢を得て、一方には蠶絲の改良と、他方には直輸貿易の計畫を爲したるに、百万圓の貸下は實行するに至らず、政府は其交換として、正金銀行に命じ、僅かに七萬圓を同社に貸付せしめ、爾後數回に分ちて、數十萬圓を貸付たるも、十四年中政府は方針を一變し、群馬縣に對し、正金銀行の融通する荷爲替の範圍を限りて、二十

萬圓と爲せしかば、改良會社は曾て期待したる百萬圓の官貨を得ざるのみならず、正金銀行に對しては、從來取組たる爲替金額にして、二十萬圓以上に超過する額は、海外の賣揚代金を以て返濟せざるべからざるの困難に遭逢し、爲に社員中には脱社するものあり、是に於て直輸貿易は大頓挫を來したり、然れども十六年に至り、政府保護の下に正金銀行より荷爲替前貸の便を得れば、社運は爲に復活する所ありたり。

二本松製絲會社の生絲直輸

會社として、生絲直輸を試みたるは、二本松製絲會社を嚆矢とす、明治九年十二月同社長佐野理八は、生絲六百英斤を米國に輸送し、日本勸商局の手を以てコンネテカット州なるマンチエスター村フランクヲニー商會へ賣却し、紐育日本領事館の爲替にて代金を得次で十年八月より娘印の折返絲を輸出し、十一年一月まで、百九十六相一萬四千五百斤を輸出し、此代金は常に勸商局の電報爲替に依頼せり、圓中孫平は、明治九年米國費府博覽會へ出品の爲渡航に際し、大久保内務卿より勵まされ大隈大藏卿よりは十萬圓貸與の覺書を得て、生絲の直輸を企て、在米領事宮田鐵之助の紹介に依りて、紐育のローム商會に至り携帶の見本を贈り置きたるに

圓中孫平の生絲直輸

其の製絹頗る良好なりしかば、直に多量の注文を受け圓中は翌十年歸朝して、右の次第を大隈大藏卿に報告し、覺書の資金借用を願たるに、時恰も西南の役に際したれば斯かる支出は一般中止せられたりと、の事にて、圓中は爰に一頓挫を生じ、百方計畫の末金澤器械製絲代四千圓宛を三回送付したるが、代金受取方は爲替の便開けざる爲、東京商工會に託し、爲に前金額の一割を手數料として徴せられたり。

同仲會社の生絲直輸

同仲會社は明治十三年十二月製絲團結同仲會社の名を以て横濱に設立せらる、當時市内に開通社、三井物産會社、貿易商會、安西徳兵衛、扶桑組、山田駒吉、イロハ商會、佐藤組等ありて多少生絲の直輸出を爲したるも、多くは雜貨兼業にして萎靡振はす、生絲専門の直輸會社としては、他に見るべき者なかりしに、同會社は資本金三十萬圓の株式を以て蠶絲製造家を中心とし、直輸出即ち繭絲及其附屬品賣買と委託販賣を直接海外に營むべき目的を以て顯はれたり、當時頭取には速水堅曹、頭取には高木三郎之れに當り、星野長太郎等は取締役として渡邊洪基は相談役として就任し、米、佛の要地に支店を設け、後資金を増加し、著著其の目的を遂行したるが、當時横濱居留の外商中に妨害を爲す者あり、内には横濱生絲問屋一部の反對に逢ひ、正

横濱生絲合
名會社の生
絲直輸

金銀行失敗の餘累を蒙りて、豫期の成功を見る能はざりしが、歲月の経過と共に漸次隆盛の機運を迎へ、三十一年には組織を一變して合資會社と爲し、社長には従前より引續き高木三郎之れに當り、今は一箇年二百萬圓以上の直輸を營むに至れり。横濱生絲合名會社は、會て同仲會社副社長たりし新井領一郎が發起したるものにして、原善三郎、茂木惣兵衛等資本金五十餘萬圓を以て、明治二十六年十二月横濱本町四丁目貿易商會の倉庫を譲り受け、茲に設立したるものなり、設立當初の目的は製絲家の爲に、委託販賣を營む者なりしも、斯くては事業の範圍狭小にして、發達を期する能はざれば、自ら生絲を買ひ込み、海外に販賣せんとするもの、社中に顯はれたるに、異議者ありて直に實行するを得ず、仍て二十八年、社員中の同志別に生絲直輸出合資會社なるものを組織し、生絲合名會社が製絲家より買ひ集めたるものを更らに直輸合資會社に買ひ取り、海外に直輸し來りたるも、同一社員が二箇の會社を経て、貿易を行ふの繁雜堪ふべからざるものあると、一方には時勢進歩して、直輸出の危険を減じられたれば、三十二年、中此二會社合併し、資本金を増加し、爾來一箇年二千萬圓内外の直輸出を爲すに至れり。

生絲直輸獎
勵法

明治二十五年六月、蠶絲改良の目的にて地方蠶業者と、一部の代議士が組織したる蠶絲業振興會は、二十六年第四議會に直輸獎勵案を提出せり、然るに豫算案衝突の爲め決議を見ず、三十年第十議會に於て、兩院を通過し、同年四月二十七日法律第四十八號を以て公布せらる、法文左の如し

生絲直輸獎勵法

第一條 帝國臣民又は帝國臣民のみを、社員若しくは株主とする商事會社にして左の條件を具備する生絲を、海外に直輸出したる者には、此法律の規定に依り生絲直輸獎勵金を下付す

- 一、帝國內に於て製造したるものなる事
- 一、登録商標を貼付したるものなる事
- 一、勅令を以て定められたる、検査規定に合格したるもの、毎回五百斤以上なる事

第二條 獎勵金を受くべき生絲の等級及其金額は勅令を以て之れを定む

第三條 詐欺の所爲を以て、生絲直輸獎勵金を受けたるものは、二百圓以上千圓

以下の罰金に處し、其の依て得たる金額は之れを償還せしめ、爾後生絲獎勵金を下付せず

第四條 前項の罰則は商事會社に在ては、其所爲を爲したる、業務擔當の任ある社員若くは取締役に適用す

第五條 此法律施行に關する細則は、農商務大臣之れを定む

第六條 此法律は明治三十一年一月一日より明治三十六年三月三十一日まで五箇年間之れを施行す

而して生絲は三等に分ち、百斤に對する獎勵金一等五十圓、二等三十圓、三等二十圓と爲せり、然るに此法律は日英新條約に違反するものなりとて倫敦商業會議所は同國外務大臣に具申する所あり、邦人中にも同條約と兩立せざるを發見し、廢止の必要を説くものあり、又中には政府が當業者に直接金員をを興ふるは、保護の區域を脱して、却て民業を害するものなりと論ずるものあり、遂に法律は廢止せられたるも、時勢の進歩は駸駸として止まず、今は官の保護獎勵に依らず、巨額の直輸出を見るに至れり

幕府時代の
蠶絲検査

生絲検査

生絲検査の事に關し慶應元年十一月松平周防守より布達したる蠶業取締規則に曰く

(前畧)御領所の分は銘銘、役所にて取扱ひ、蠶絲又は織元遣ひ料其他外國行分共改印致筈なれば、都て改を受け實意に取引致すべし、尤も改方手数料として、絲荷貫數に應じ、夫夫口絲取立、小給所寺社領の分は、諸入費引去り、其餘地頭へ取あげ、萬石以上領分の儀は、改印貸渡相成るべく、都て御領の振合を以て、領主にて相改め、手数料の儀處辨致し、右取立高の内相當の冥加相添、改濟の口口仕譯と同一に、年々六月十一月兩度に、最寄御領改所へ差出べし、然る上は是迄横濱表行分、江戸間屋共此方にて相改る仕來り、以來は廢止に及べり、(中畧)且蠶種の儀も(中畧)國國支配御代官に於て、御領私領の差別なく、其節取締の者の内、肝煎申付け元紙漉き立る場所より買集め、改印の上蠶種製作人共に渡す筈なれ共、何れも右改印之ある元紙へ種仕付、銘銘國名前相記し、正路に取引すべし、尤も外國行分は製作出來の節、最寄御代官へ差出し、改印を受け、相當の冥加を納むる儀と相心得、以來生絲並

に蠶絲共改印なき品一切賣買致すべからず

明治元年閏四月、大總督府に於て蠶卵紙生絲改所を江戸吳服橋内に設け、海外に輸出せんとするものに對し検査を行ひたり、要は生絲以下の品質を検査せんとするよりも寧ろ其濫出を防がんが爲、一旦荷物を江戸に吸収し、其數を限り横濱に出荷せしめんが爲にして、税金取立も亦此改所に於てしたり、二年九月各開港場に蠶絲改所を設けたるが、其目的は極端なる検査を行はんとするものにして、賈作又は不正の品を輸出するものを以て、皇國の名譽を汚すものとし、心得違の者あるに於ては、其の品物を取上ぐるのみならず、屹度御沙汰の次第あるべき旨を達せり、而して之れと同時に税則を定め種紙一枚に付、永百文生絲九貫目に付四兩とせり、五年十一月大藏省は生絲粗製濫造の宿弊を矯正せん爲、地方の産業家と横濱の生絲賣込商數十名を召集して、協議したる結果、生絲取締規則を制定し、同六月より實施することとせり、且生絲及繭眞綿印紙賣買鑑札施行細則をも發布したれば、各産地に生絲改會社を置くこととなり、横濱にも、同月本町六丁目に之れを設け、社長には官選を以て三越得右衛門、原善三郎、茂木惣兵衛、上原四郎、左衛門、金子平兵衛の五名指定

せられ、副社長には、賣込商人中よりは手塚清五郎、鈴木保兵衛、吉田幸兵衛、田中平八の四名就任し、検査掛には瑞西人モチーを聘し、生絲及附屬屑物に對し地方改の再検査を行ふことと爲せり、同十年生絲取締規則を始め蠶業に關する數多の法令を廢したる結果、生絲改會社も廢せざるべからざるに至り、十二年に解散したり

明治十五六年の頃生絲検査論一時勃興せしも、検査所の設立は事實とならず、二十五年生絲検査法案帝國議會に提出せられたるも、時機尙ほ熟せずして決議を見るに至らず、爾來當業者は建白、請願其の他の方法に依り、之れを促したる結果、二十七年の議會は之れを可決したり、案の大要は横濱、神戸二港に検査所を置き、檢束の手段に依らずして内外人の希望に應じ、水分、織度、切斷の多寡、彈力、護謨質類節を検査し、而して之れが良否齊雜を分ち、且つ斤量の正確なるを保證したる證明書を作り、之れに依て廣く見本取引を行ひ、併せて生絲改良の目的を達せんと云ふにあり、本案は二十八年六月法律として公布せられ、次で七月官制を發布し、農商務技師岡毅（後紫藤章之れに代はる）を横濱生絲検査所長に任じ、新築費として、二十八年年度歳出臨時部より一万九千餘圓を支出し、二十八年には二萬四千五百餘圓の器械を購

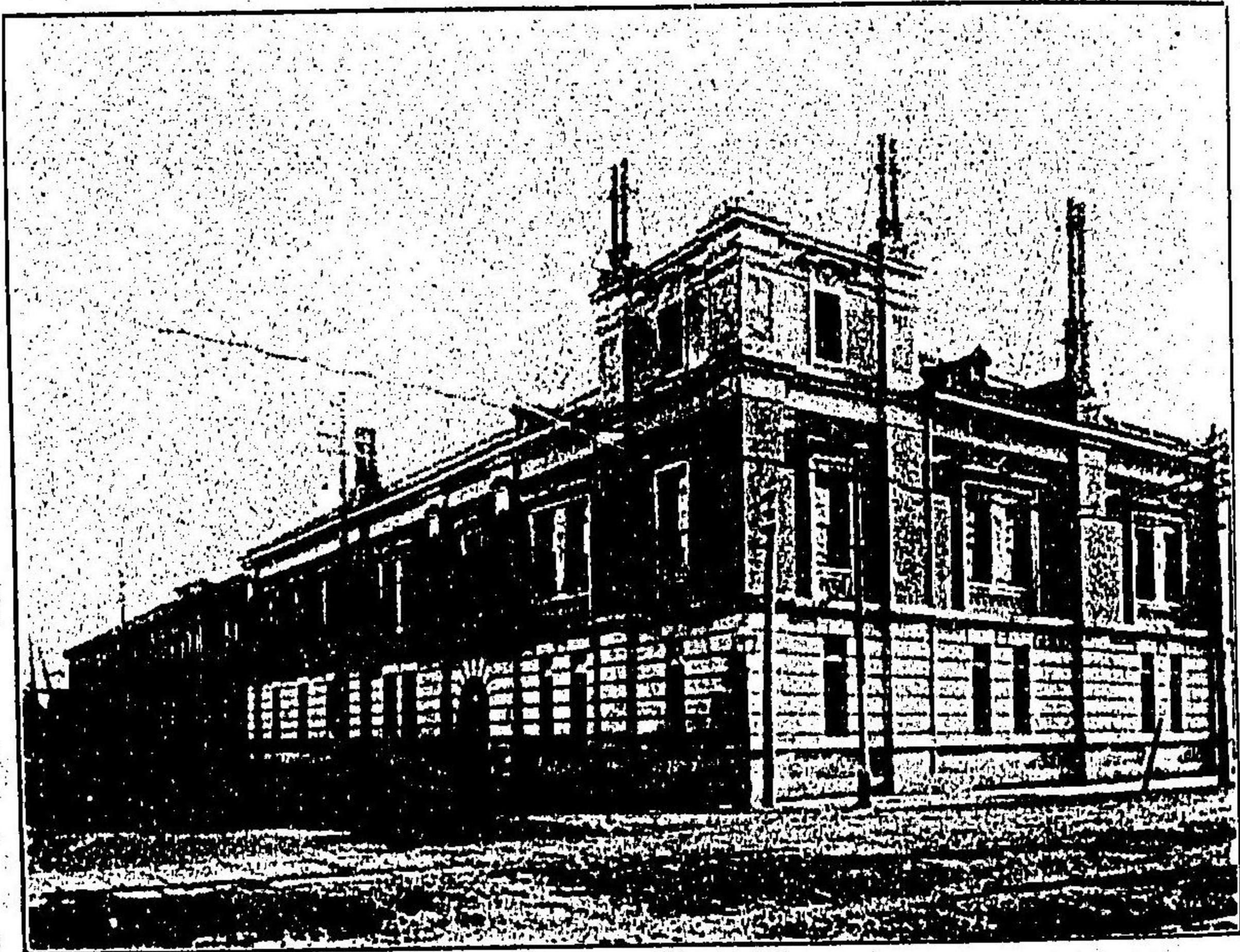
入し、爰に一日二百箇の生絲を検査するの設備成り、二十九年二月左の七名を商議員に任命せり

原 善三郎 高木三郎 小野光景 若尾林平
伊藤富次郎 澁澤作太郎 三宅忠藏

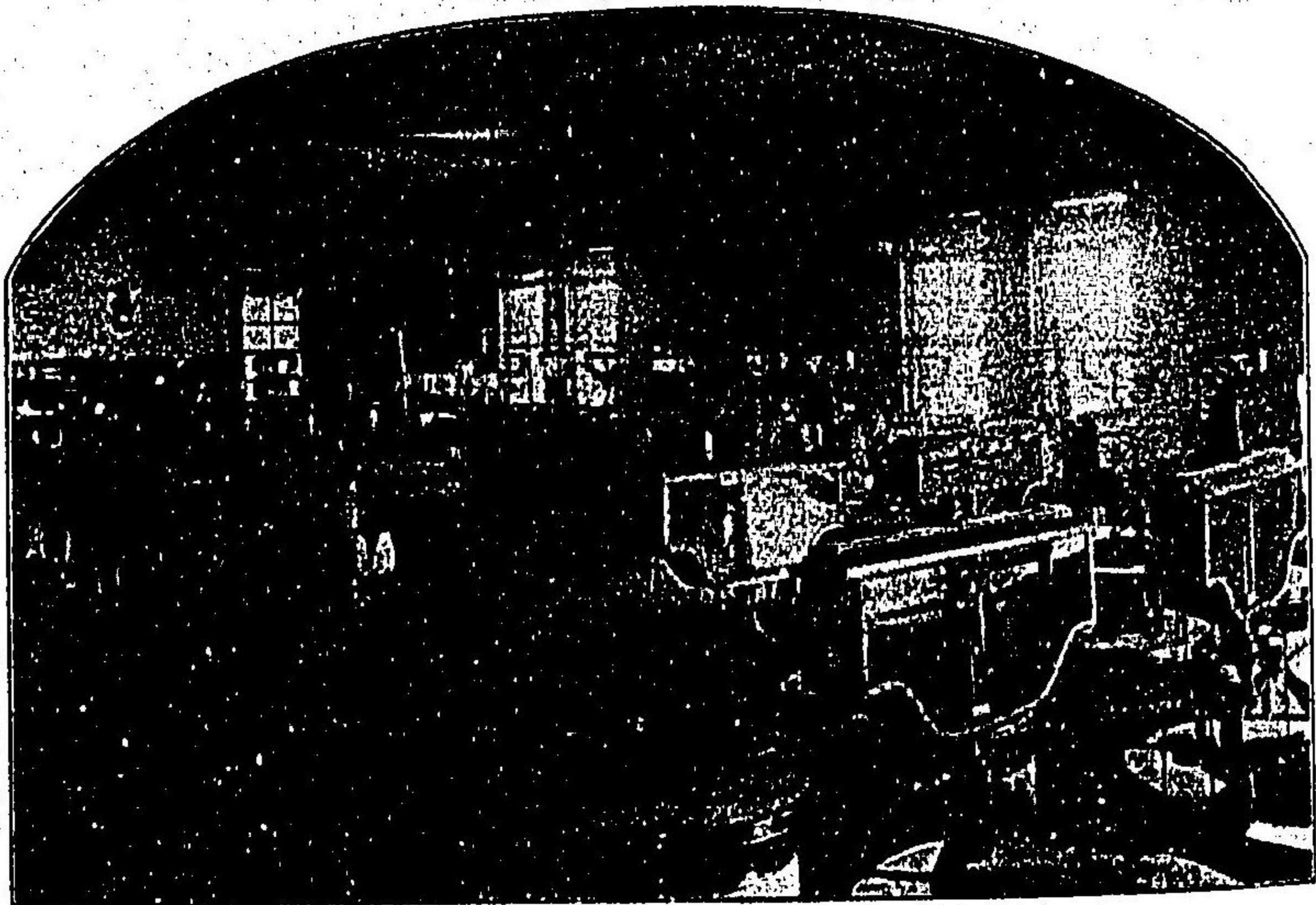
同年八月五日、運轉式の舉行あり然れども開設の當時に在りては、當業者中猶ほ其の効益を覺知せざるもの多く、隨て検査を請求するもの甚た尠かりしが、爾後年を経るに隨ひ其必要と、効益とを感知するもの漸く多きを來し、殊に三十三年一月内、外生絲貿易商間に於て、水分検査に關する規約締結せられたる結果、検査件數増加せしを以て、三十三年度に於て應急の設備を爲し、更に三十四年度に於て、一日原量正量検査五百件、品位検査二百五十件を施行し得る程度に規模を擴張せしも、尙近年生絲貿易の發展に伴ひ、検査件數著しく増加し、從來の設備にては狹隘を告ぐるを以て、四十年度に於て應舎の増築器械の増設、人員の増加を爲し、一日優に五百件の品位検査と、千二百件の原量正量検査とを爲し得るに至れり

強制検査の
否決

明治三十九年一月政府は生絲検査法案を議會に提出せり、其の要旨は主務大臣は



横濱生絲検査所



同上正量検査室

入し、爰に一日二百箇の生絲を検査するの設備成り、二十九年二月左の七名を商議員に任命せり

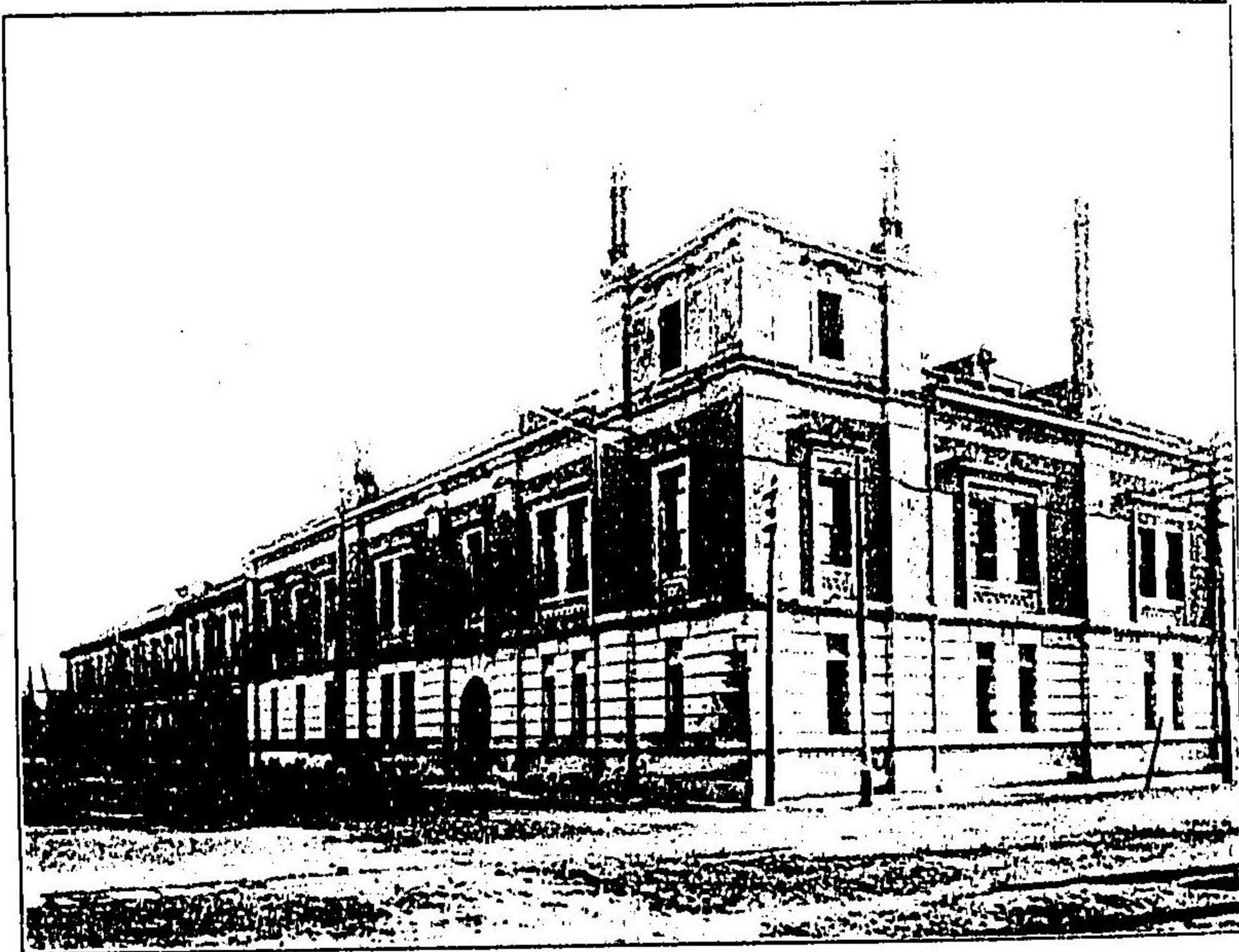
原 善三郎 高木三郎 小野光景 若尾林平

伊藤富次郎 澁澤作太郎 三宅忠藏

同年八月五日、運轉式の舉行あり然れども開設の當時に在りては、當業者中猶ほ其の効益を覺知せざるもの多く、隨て検査を請求するもの甚だ尠かりしが、爾後年を経るに隨ひ其必要と、効益とを感知するもの漸く多きを來し、殊に三十三年一月内、外生絲貿易商間に於て、水分検査に關する規約締結せられたる結果、検査件數増加せしを以て、三十三年度に於て應急の設備を爲し、更に三十四年度に於て、一日原量正量検査五百件、品位検査二百五十件を施行し得る程度に規模を擴張せしも、尙近年生絲貿易の發展に伴ひ、検査件數著しく増加し、從來の設備にては狹隘を告ぐるを以て、四十年度に於て廳舎の増築器械の増設、人員の増加を爲し、一日優に五百件の品位検査と、千二百件の原量正量検査とを爲し得るに至れり

強制検査の
否決

明治三十九年一月政府は生絲検査法案を議會に提出せり、其の要旨は主務大臣は



横濱生絲検査所



同上正量検査室

必要ありと認むるときは輸出向き生絲の検査請求を命ずる事を得るものとし以て強制的に且つ全部に向つて検査請求を命ずるの餘地を開き、手数料をも徴收せんとするにあり、横濱蠶絲貿易商同業組合は總會を開きて之れに反對の決議を爲し、請願書を貴衆兩院に提出せり、其要は生絲は最優等より最劣等に至る迄、幾十種の等差あり、用途に従つて海外に賣れ行くものにして、之れに強制的検査を行ふは商品を澁滞せしめ、商機を誤らしめ、貿易の衰退を促すものなりと云ふにあり、當業者は東西相應じて此案の非なるを鳴らしたれば、同三月二十四日議會は全會一致を以て之れを否決したり

蠶絲業組合

元治元年正月以後は、生絲悉皆を一旦江戸問屋へ買ひ入れ、然る後横濱へ輸送すべく幕府より命じたれば、横濱賣込商は、絲屋勘助外五名を總代として出京せしめ、江戸問屋大傳馬町三丁目子屋清兵衛、櫻田備前町近江屋嘉兵衛、和泉町大黒屋佐兵衛、新兩替町中島屋安左衛門と共に取引手續を協議し、且つ口錢二分五厘を得べき承諾を得たと同時に、横濱に生絲荷受取所を設け、仲間議定書を制定し、認可を得

蠶業組合の
嚙矢

たり、其大要は江戸問屋の送券を以て、荷受取所に入荷し代金を仕拂ふ事、又右二分五厘の口銭中一分を賣込み口銭とし、五厘を町會所に納め、二厘五毛を仲間一同へ益暮に配當し其の餘は荷受取所諸費に充て尙ほ殘金あらば、三井へ預け入れて、積金とすべしと云ふにありき

蠶絲協會

明治十六年五月農商務省は、全國の蠶絲業者數十名を招集し、諮詢會を開きたり、其目的は當時諸物價變動を生じ蠶業振はず依て其の回復の方法を謀りたるなり、會員は此協會を設くるは、蠶絲改良の本原なりとの意見にて、直ちに委員を選び之れを創立せり、然るに組織は純乎たる民設にして、制裁力に乏しく、遂に當初の目的を達する能はず、十九年蠶絲業組合準則發布の後、事業を同組合中央部に繼續せしめ、二十二年中央部亦倒れて爰に全國を統括すべき機關を缺きたれば、二十四年六月再び蠶絲業中央協會を東京麹町區飯田町四丁目に設置したり

生絲賣込問屋中合規則

開港以來横濱生絲賣込問屋と、地方荷主との間には、取引上一定の習慣ありしも、成文となりしは、明治十六年七月にして、内外の法律と習慣とを斟酌し、取引上諸般の關係を明かにし紛争を未然に防がんとしたり

一、生絲賣込問屋は、荷主の委託を受けて、蠶絲を賣り捌き、一定の報酬を得るものたる事

二、荷主が賣込問屋に賣捌を依頼するには二箇の方法に據るものとす

其一は制限なき依頼にして、問屋の見込に任せて自由に發賣せしむるもの
其二は制限ある依頼にして、荷主より豫め相場、時期、方法等を指示して發賣せしむるもの

三、前項何れの方法たるを問はず、問屋は荷主に對し左に掲ぐる數項目の金額を請求するの權、竝に其占有せる同荷主の生絲及其賣揚代價を抵當として差押へ、他の諸債主に先つて、差引を爲すの權を有す

一、荷爲替の元利支拂高又は荷物に對する前貸金竝に利子及立替金

二、生絲及屑物賣捌手数料

而して右の生絲手数料は、規則制定の際は代金千分の十二とありしを、三十四年六月以後は千分の十五と改め、屑物は十九年六月手数料を定め玉絲は千分の十五、熨斗絲、眞綿は千分の二十五と爲せしを、三十四年六月以後玉絲を千分の二十、熨斗絲

及生皮等を千分の三十五と改めたり、斯くの如く横濱賣込問屋は、荷主より生絲を買取るものにあらず、荷主よりの依託を受けて賣買の仲介を爲すものなり、此法圓滑に行はれて問屋今日の發達を見たるなり、若し當初より一旦問屋が生絲を買入れ、之れを外人に轉賣するの商習なりしならんには、金融逼塞し前途の商況好望ならざる場合には、問屋は買入を中止し、製絲家は悲惨の境遇に陥りしも知るべからず、之れに反し依託販賣の法に依る時は、問屋は其營業の體面上、信用上如何なる場合も金融の途を求め、荷主に對する注文の荷爲替を受け排はざるべからず、横濱市今日に至るまで荷爲替受拂の中止を見たる事甚た稀なりしは、之れが爲なり、横濱市場に在荷堆積する場合の如きも、委託販賣の法に依る時は、製絲家は問屋と協力して之れを維持すべき地位に立ち、其の利害を共擔するを以て、困難に打勝つことも比較的容易なり、殊に製絲家は常に問屋と相提携して、商賣を營むものなれば、毎年新繭買入れの期節に巨額の資金を問屋より借り出し、資金に缺乏を來さざる結果は、製絲の改良を計るの餘地を生じ、且問屋に對する信義としても、粗悪の製品を送荷する能はざることと成れり

蠶絲業組合
準則

明治十八年六月、農商務省は五品共進會の審査官と、出品人中蠶絲業に關係あるもの四十餘名を會して蠶業集談會を開けり、當時異口同音に、蠶絲業組合設置及其の取締條例の必要を説き、農商務省に建議し、越えて十一月農商務省は蠶絲業組合準則を發布し、此準則に基きて組合を設け、認可を受く可き旨を達せり、其の要は、蠶絲業に従事するものは、製造者たるも、販賣者たるもを問はず、最寄地方に組合を設け、各府縣下に取締を置き、組合を統理し、且つ全國中便宜の場所に中央部を設け、各地方組合取締所と聯絡を通すべしと云ふにあり、其の目的は養蠶製絲及び販賣法に關する諸弊を除き改良を圖るにあり、十九年三月横濱生絲賣込商三十一名は縣達蠶絲業組合準則に據り、横濱蠶絲賣込業組合を設置し、規約を結び、且組合取締所を本町一丁目町會所内に設けたり

蠶絲業組合
中央部

蠶絲業組合中央部は、明治十九年六月一日假りに東京府京橋區南鍋町に設けられ、農商務省は報告費補助として、金二千圓を下付せり、同部は事業の第一著として横濱本町六丁目舊荷預所に蠶絲調査所を設けたり、初め中央部の位地を定めんとするに當り、横濱は生絲の集中する所にして、全國中蠶絲業者の關係最も親密なれば

中央部の設置には最も適當なるべしとは、横濱代表者の主張なりしも遂に東京に置く事となり、中央部員等は、横濱商人の共有物たる彼の歩合金を、全國蠶絲業組合の中央部資金に移さんと企たるのみならず、中には横濱商人の權利を無視するものすら顯れたれば、横濱の中央部員は之に反對し、中央部規約屆書に署名せず、横濱は中央部管轄以外に立つべき事を聲明せり、長野縣取締所も、亦中央部員の行動に慊焉たる者あり、十九年九月其の決議を以て、中央部を脱出せんとし、島津忠貞等を委員として上京せしめ、農商務省に理由を上申し、且つ中央部に脱會の屆書を出せしも、中央部は頑として之に應せず、長野縣取締所は新聞紙に廣告して、脱會の旨を公にし、横濱取締所も亦自説を主張し、彼れの管理に服従せず、中央部は横濱取締所の所置を違法と爲し、農商務大臣に稟請し、官威を以て屈服せしめんとしたるも、準則は裁判權の伴はざるものなれば、政府の命令を以て、組合に加盟せしむべきものにあらず、又二縣取締所に同情を寄するもの諸方に顯はれ、中央部は經費徵集の途に窮し、遂に二十二年三月廢滅に歸したり

明治二十五年八月、神奈川縣知事は神奈川蠶絲貿易商組合取締規則を發布せり、其

組合取締所
新規則

の要旨は蠶絲貿易商たらんとするものは、必らず此組合に加盟し混合せる生絲又は不正絲の改良を爲し、重量を偽りたるもの及び商標印章の明かならざる生絲と混合の繭糊付又は製造人不明の蠶種の發賣を禁じ、且組合設置に關する諸件を規定したり、然るに爰に端なくも、神奈川縣知事内海忠勝は非難の焦點となり、同業者は同一組合より、二箇の組合設置を出願するに至れり、其梗概を記せんに、斯かる重要の規則を發布せんとするに當りては、中央政府と雖も、豫め當業者の意見を聽くを常とするに、今回は一も其事なく、加之ならず當業者より其發布以前、一應當業者に諮問あらんことを請ひしも、採用せずして突然發布し、而して其發布せられたる規則中には、往往施行に難きものありて、當業者は此新法に據り、組合を設置する以前に規則の内容を研究するの必要あるに依り、縣廳に質問書を提出したるも、其儘却下せられ、又一方には此縣令發布と同時に、從來の蠶絲賣込商組合規約は、其效力なきものとすべき旨をも達せられたれば、新組合は未だ組織せられず、舊組合は消滅し爰に全輸出額三分の二を占め居る蠶絲業者は、其統轄を失ひて、無政府の民となり當局官吏の粗慢なる態度に憤激したりと雖も、組合は一日もなかるべからざ

居留外人の
蠶絲業組合

る重要な機關なればとて、發布と同時に舊組合の總會を開き、蠶絲仲次業者も之れに加はりて、決議の結果七名の創立委員を選びて規則を草せしめ、總會に於て之れを是認し、認可出願の手續中に、木村重太郎、平沼專藏、原善三郎等十一名連署して、別に一箇の規約を草し、右總會の決議せる規約書提出以前、縣廳に提出して之れが認可を求めたり、仍て縣廳は兩箇協定の上一の願書を差出すべく訓諭ありたるが、總會は爾來晝夜奔走の結果、其決議に對する認可を得たり、後三十年政府は重要輸出品同業組合法を施行し、次て重要物産同業組合法を發布せり、是に於て神奈川縣蠶絲貿易商組合は横濱蠶絲貿易同業組合と變更す

横濱居留の生絲取扱商人は、從來別に組合を設けず、臨時事あるに當り、委員を選びて處分するの習慣なりしに、三十七年三月同業者二十七名を以て横濱生絲屑絲外國商人組合なるものを組織し、左の役員を置けり

會 長(ロビンソン) 副 會 長(アベック)

名譽書記長(タイナー) 名譽會計主任(ヒスター)

又組合設立の目的は

- 一、横濱に於ける生絲屑絲貿易の發達を圖り、併せて日本生絲屑絲商人と外國生絲屑絲商人間の交情を温むる事
 - 二、横濱に於ける生絲屑絲貿易に關し、時時必要となるべき諸種の法則を審議、制定、實行する事
 - 三、横濱に於ける生絲屑物貿易に關する事項に付、組合員の請求に依り仲裁を爲す事
 - 四、日本諸官衙及横濱蠶絲貿易商組合其他同種の團體と聯絡通信し、本組合員の利益を進め、又特に必要なる事項を計畫し、之れが實行を爲す事
- 而して從來横濱居留外人は生絲商の團體と、屑物商の團體とは關係を異にし、日本の組合は此兩箇を統るものなれば、彼我委員會見の時彼れは其の一方のみを代表し、我は兩者を併せ代表し、其の間不都合なからざりしが爰に外人も兩者を合せて組合を組織したるなり

荷主と賣込問屋又は輸出者との取引習慣

地方の製絲家と横濱賣込問屋との取引は、申合規則に依るものなるが、此規則に明

製絲家と輸
出者との取
引習慣

文なく、開港以來の習慣に依り、荷主と賣込問屋又は直輸業者間に、一定の手續を行ふものあり、概畧左の如し

(甲) 問屋賣の場合

荷主が、外國商館に生絲を賣り込まんとするに當り、直接之れに送荷するものは、殆んど皆無にして、何れも其得意とする横濱の賣込問屋に依頼し、之れを販賣するなり、然るに大製絲家は自ら其の製品を送荷するを得れども、小製絲家は事甚だ難ければ、仲買人之れを買ひ入れ、其手に依りて始めて送荷するなり、其出荷の手續は先づ荷造を爲すにあり、之れには一定の法あり、生絲凡そ二十匁を一捻と爲し、三十捻を一括と爲し、紙に包み、其の十五包を一梱とす、即ち五括宛三列し、金巾を以て包み更に油紙を以て其の上を覆ひ、長三尺巾一尺一二寸高一尺五六寸の松又は樅の箱に納めたるもの、之れを梱と稱す、此の梱は蓆にて包み、繩を掛け、封印せらる、然る後保險を附して其證を得、梱と共に生産地の銀行に携へ行きて、荷物を抵當に爲替金を借り受く、其の程度は七掛或は八掛なり、斯くて荷主は荷受主即ち横濱賣込問屋に宛、送狀と爲替證書を送付す、銀行は之れと同時に荷受先即ち横濱の銀行へ荷爲

替取組の通知を發す、之れを案内狀と呼ぶ、然れども荷主若し富裕の身なれば敢て荷爲替に依る必要なし、斯くて地方荷主よりの送狀爲替證、銀行よりの案内狀を受取りたる横濱の荷受主即賣込問屋は、之れを携へて横濱の銀行に行き、爲替金及其日歩を仕拂ひて、荷物を受取り、検査の上之れを自己の倉庫に納む、其際荷主へ宛發送する通知書を倉入案内と呼ぶ、倉入を爲したる後は、問屋は見本を用ひて商館に賣り込む、此賣込契約を稱して手合と呼ぶ、右の手合終れば之れを外商の倉庫に移入し、倉入證なるものを取り置き、然る後検査を行ふ、之れを稱して拜見と呼ぶ、此拜見に合格すれば問屋は代金を受取り、此代金中より爲替金元利其他の諸費を差引精算書と共に、剩餘あれば荷主に送金す

(乙) 直輸出の場合

直輸に二法あり、一は委託販賣にして、直輸者は地方荷主の委託を受け、歐米の販地に輸送し、賣買の手續を爲すものを云ひ、他の一は注文取引にして、歐米の得意先より注文を受け、之れに適應する種類の品を輸送するなり

委託販賣に就ては荷主が其の地方より送荷する手續は、問屋賣の場合と異なる所な

し、直輸業者は其の荷物の到着するや、検査の上著荷案内状を發し、之れを自己の倉庫に納む、今日に在ては多くは生絲検査場の検査を受け、其種類に従つて仕向地を選び、説明書を添へて、海外にある自己の支店に送付す、荷爲替の手續は正式を以てすれば、海外爲替取組には荷主保證人連印の荷爲替證書を、横濱正金銀行に差出すべき規定なれども、船積のことは迅速を要す故に、實際に於て地方の荷主は荷物發送の際、直輸問屋へ依頼書を發し、代理の取扱を爲さしむ、而して其荷物に對する爲替金額は、如何なる標準に依りて定めらるるやと云ふに、直輸問屋は荷物の原價を定め、正金銀行に申出れば、同銀行は検査人を倉庫に派して検査を行ひ、原價と輸出費の見積を爲し、凡そ八掛を以て荷爲替金額と定め、此金額を仕向地の貨幣に換算し、歐文の爲替證書を作製し、外に荷物明細狀、船積證書を添へて、正金銀行に差出して、荷爲替金を受取る、荷物發送の手續は荷物に保険を附し、船積の手續を爲す際販賣上便宜の爲、種類を別ちて荷物を改造す、其の量目は一俵即ち一箇英百五十斤なり、此荷物を積み出したる上にて、荷爲替金を受取り、其中より荷造費、運賃、領事検印料等の諸入費を引き去り、殘金あれば荷主に送付す、而して此荷物が仕向地なる

支店又は代理店等に著する時は、直に賣捌きに著す、然れども代金は、大凡米國は三十日以上六箇月を限りとし、佛國は百日間を期限として之を仕拂ふものなれば、支店又は代理店等は買取人より手形を受取りて、割引して成るべく速に金に換へ、賣上費用と荷爲替元利金勘定書を作り、日本通貨に換算して、横濱なる直輸業者に送る、直輸業者は爰に本勘定書を作製して、荷主に送付し、決算を終了す、次に注文取引に屬する諸種の手續は、委託販賣と異なる所なきを以て、是に贅せず、只其の異なる所は、先方よりの注文を待て、始めて送荷するものなるを以て、豫てより直輸業者と注文主の間に信用成立し、又は荷主が永年注文者と取り引きしたるにあらざれば、注文を受くる筈なく、中には金額を限り、或は商標を指定して、注文を爲すものあり、而して荷主と直輸問屋の間には、約定に依り、利益の分配を爲すことありしも、今は先づ直輸業者は、全然品物を荷主より買ひ取りて輸出する者多し、委託販賣、注文取引の外に、荷は一法あり、之れを送り、荷と云ふ、乃ち地方より横濱の問屋に仕向地を指定して、輸送を託するものなり、斯かる場合に於ては、問屋は居留外商の手を経て、指定の地に送り販賣せしめ、荷主より手数料を受くるものとす

横濱貿易商組合の起原

蠶絲業組合の事は既に縷陳せり、今一般貿易組合の事に就て述べんに、明治二十二年六月二十四日、横濱市貿易商有志百數十名、太田町佐野茂樓に懇親會を催ふしたる席上、商法會議所頭取小野光景は今や條約改正の期も漸く迫り、貿易益、多端ならんとするに際し、輸出入は横濱港を去て、神戸港に移らんとするの事實あり、此際盛んに貿易上諸般の設備を爲し、市政には成べく多くの商人を參與せしめ、市の繁榮を計らざるべからず、是れが手段として、鞏固なる貿易商團體を造るべしと懇願したるに、一同之れに賛成し、毎年四季に一回貿易商の大懇親會を開くべく決定し、續て翌七月十七日再び同所に有志懇親會を開きて、前回到決定せし四季各一回の開會を、毎月一回に改め、其世話人として小野光景外九名を選擧せり、之れを貿易商組合の起原とす

法人資格の組合

二十二年十月廿五日、貿易商人は町會所に集會し、賣込、引取兩商人を打ち混じて法人の資格を備ふる、横濱貿易聯合組合を設けん事の議を決し、十一月十七日同所に於て、貿易商組合總代會議員の選擧を行ひ、各部より數名の議員を擧げたり、左の如し

- 蠶絲賣込商部十名
- 海産乾物商部三名
- 洋絲織物引取商部六名
- 砂糖引取商部二名
- 石油引取商部三名
- 藥種貿易商部三名
- 西洋小間物引取商部四名
- 雜貨商部六名
- 絹、洋酒商各一名

同年十二月五日、法人の資格を備へたる横濱貿易商組合設立及其規約は、神奈川縣廳の認可を得たれば、組合は小野光景を總理に推選し、十名の協議員を選擧せり、二十五年九月、總理小野光景辭し、大谷嘉兵衛之れに代り、同年十二月飯島勇造更に之れに代りたるが、當時彼の共有物件の争に依りて紛擾絶えず、二十六年四月一日貿易商組合會館に開きたる、總代會議員の選擧には混亂を極め、同月卅日同所に開きたる總理協議員選舉會の如き、壯士を使喚して總代議員を恐嚇するものあり、議員自ら投票函を奪ひ去らんとするものあり、選舉は辛ふじて終結したるも、不法選舉たるの理由を以て、總理當選者飯島勇造を被告として、片木八重吉外十七名の訴訟

現今の組合

と爲りて棄却せられ、次で總理小野光景を告訴して、復又棄却となりしが、二十九年四月共有物を横濱市に引継ぎたる後解散したり
以上は貿易各商を聯合したる組合にして、各商には夫れ夫れの組合ありて、歴史一ならず現在の名稱と設立年月を擧ぐれば左の如し

輸出業者組合

名 稱	設立年月
横濱市茶業組合	十七年十月
横濱海産乾物貿易商同業組合	三十一年八月
横濱輸出漆器漆師同業組合	三十一年十二月
横濱蠶絲貿易商同業組合	三十二年一月
横濱輸出絹物同業組合	三十二年四月
横濱輸出漆器塗師同業組合	三十二年六月
横濱輸出漆器蒔繪師同業組合	三十二年二月
横濱綿布貿易商同業組合	三十一年十月

横濱蠶絲仲次商同業組合	三十二年三月
横濱陶器商同業組合	同上
横濱紙製品商同業組合	三十二年四月
横濱麥稈眞田商同業組合	同上
横濱金屬器商同業組合	三十二年七月
横濱雜貨商同業組合	同上
横濱木箱商同業組合	三十二年八月
横濱輸出手巾製造同業組合	三十三年十一月
輸入業者組合	設立年月

名 稱	設立年月
横濱舶來砂糖引取商組合	二十一年六月
横濱藥種貿易商組合	同上
横濱洋酒商組合	二十二年十一月
横濱洋絲織物引取商組合	二十三年八月

横濱開港五十年史

横濱石油引取商組合

二十三年九月

横濱西洋小間物引取商組合

二十五年一月

横濱銅鐵賣込引取商組合

二十八年十月

横濱米穀貿易商組合

三十八年一月

横濱美術品商組合

三十八年十一月

横濱市生絲集散高と價格の變遷

明治二十年以後横濱市に於ける生絲の集散高(相)は左の如し

年次	持越入荷	外商賣込	直輸出	内地輸送	繰越
二十年	三,四三〇,〇	四九,〇九〇,〇	五,五九二,〇	五,二〇七,五	二七,二三〇,〇
二十一年	二,七二二,〇	八二,一七九,〇	四,六三〇,〇	四,六三六,〇	二二,五二〇,〇
二十二年	二,五二〇,〇	七三,三三〇,〇	三,四七〇,〇	五,九七五,五	一〇,九七五,〇
二十三年	一,〇九五,〇	五八,〇四八,五	三,三八五,〇	六,二二一,〇	二七,四二一,〇
二十四年	二,七四二,〇	九,五二一,五	五,六七三,五	四,四八五,五	二九,五二一,五
二十五年	二,九五一,五	八九,八三〇,〇	七,九〇〇,五	八,六〇四,五	二二,四六九,五

二十六年	二,四六九,五	九二,三三〇,〇	六,一九五,〇	六,三三八,五	二六,八八八,〇
二十七年	二,六八八,〇	一〇八,二三〇,〇	八,三三四,〇	一四,三六五,五	三三,三三三,五
二十八年	三,三三三,五	一三三,五四〇,〇	八,二四四,五	一六,三三六,〇	三三,七四〇,〇
二十九年	三,四七四,〇	八九,三〇〇,〇	五,七四三,〇	二二,四〇四,〇	三三,三三六,五
三十年	三,三三三,五	二八八,〇四五	一〇〇,〇六五,五	二〇,三三八,五	一五,九四八,五
三十一年	一,五九四,五	一四四,〇四〇,〇	六三,〇九四,〇	二〇,一六六,五	二二,七一一,〇
三十二年	二,七二一,〇	一五八,八七五	七四,五一一,〇	三,九一八,〇	一四,五七六,〇
三十三年	一,四七九,〇	一一二,四七〇,〇	五四,八三三,五	二四,二八五,〇	三六,一三八,五
三十四年	三,一三八,五	一四三,一三五,五	一一,四八〇,〇	三三,四三三,〇	二二,三三四,〇
三十五年	二,一九四,〇	一四一,二七五,五	九七,四四五,五	三九,四三三,〇	二〇,〇二八,〇
三十六年	二,〇〇八,〇	一四三,二四五,五	八四,三三〇,五	三三,七五〇,〇	三三,八六〇,〇
三十七年	三,三八〇,〇	一五九,八三五,五	一〇九,三五二,〇	五,七七八,五	三三,八三三,〇
三十八年	二,三八三,〇	一四八,八六〇,〇	七五,五〇〇,〇	四七,二六五,五	二八,二八九,〇
三十九年	二,六二九,〇	一七六,七三〇,〇	一〇一,五〇〇,〇	八〇,四九〇,五	二六,九四五,五

四十年 一四,五三〇 一〇〇,七四〇 八五,五七〇 七六,六〇〇 一三,一〇〇 五〇,七四〇

生絲仕向國別

又二十五年以後我國生絲仕向國國別は(單位千圓)左の如し

年次	米	國	佛	國	伊	國	英	國	露	國	其	他	合計
二十五年	二,八一五	一,七八〇	九三	四五	一三	四,七四六							
二十六年	二,〇三五	二,一一六	一八八	一五三	二四	五,四五六							
二十七年	三,一二三	一,九三〇	三一四	二四	八一	五,四七二							
二十八年	三,三四八	二,〇五二	三五〇	三一	二九	五,八一〇							
二十九年	一,八六二	一,六六一	二八六	三三	七七	三,九一九							
三十年	三,九四五	二,五六六	二九五	二七	八八	六,九二一							
三十一年	二,九一一	一,六三一	二二九	三六	四〇	四,八三七							
三十二年	三,八二〇	一,八〇三	二六〇	二九	三三	五,九四五							
三十三年	二,六四〇	一,二〇一	六六九	四六	二一	四,六二七							
三十四年	五,一四二	二,〇三六	一,三四二	一七	七九	八,六九四							
三十五年	四,八七二	一,五七五	一,二九二	四六	七七	八,〇六七							

我國生絲價格の變遷

天平以後吾邦生絲價格の變遷(明治以後は一箇年の平均價額)

年次	上絲小二斤代	銀一兩	稻六束乃至十束	米一斗一升	金三十四兩	金三十兩	金五十兩	未詳	未詳
三十六年	四,五八五	一,六三七	九七一	三	八五	二三	七,三〇四		
三十七年	六,五六二	一,八九八	一,二七〇			二九	九,六五九		
三十八年	五,五四三	一,〇三四	六四二	八		八	七,二三五		
三十九年	七,三四五	二,一〇一	八五八	七六	一	一一〇	三,八二		
四十年	六,二八五	二,〇一五	九二八	二	二九	九	九,二六八		
天平以後	上絲小二斤代	銀一兩	稻六束乃至十束	米一斗一升	金三十四兩	金三十兩	金五十兩	未詳	未詳
延喜五年	絲一約代	稻六束乃至十束	米一斗一升	金三十四兩	金三十兩	金五十兩	未詳	未詳	未詳
治承年間	同	同	同	同	同	同	同	同	同
天保元年	生絲九貫匁代	同	同	同	同	同	同	同	同
同十三年	同	同	同	同	同	同	同	同	同
弘化元年	同	同	同	同	同	同	同	同	同
嘉永元年	同	同	同	同	同	同	同	同	同
安政元年	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同五年	金五十三兩
同六年六月	金五十五兩
同 年九月	金百二十五兩
明治元年	金五百五十六圓
同五年	金五百八十一圓
同十年	金五百五十八圓
同十五年	金五百六十二圓
同二十年	金六百二十一圓
同二十五年	金六百七十圓
同三十年	金八百〇三圓
同三十五年	金九百五十四圓
同四十年	金千二百六十圓

蠶卵紙輸出

蠶卵紙輸出禁止の事は既に輸出入禁制品始末に掲ぐる所の如し、而して其輸出の

蠶卵紙最初の輸出

起原を温れば、西暦千八百四十九年(嘉永二年)の頃より、歐洲諸國に黒瘧病(ペブリー)と稱する一種の蠶病流行し、夫れが爲め佛國のみにも、千八百五十三年(嘉永六年)以前は、年年二十六萬基の産額ありしも、同六十五年(慶應元年)には頓に減少し、伊太利、西班牙の諸國も少なからざる産額を減じ、養蠶家は非常の損失を蒙りたれば、彼等は、土耳其、支那等の諸國に手を廻して、健全の蠶種を求めんと、試みつつありたり、是より先き(元治元年)佛國トロームの養蠶家ヘルデンジールなるもの、曾て我蠶種二三葉を携へ歸り之を試育したるに、蠶は健全にして成繭良好なりしかば、忽ち同國養蠶家の注意を惹き起し、佛帝ナポレオン三世は、日本駐劄公使に命じて、一萬五千枚の買入れを我政府に申込みしも、當時蠶種の輸出は、幕府が力を極めて防遏せんとし、つつありし時にて、一朝之れを佛に許したらんには、他の通商國をも之れに均霑せしめざるべからざるの虞あり、然れども當時幕府に最も親善なるは佛國にして、其要求を拒絶せんも本意にあらず、遂に寄贈すべきに決し、旨を佛國公使に通じたるに、公使は之を本國に通じ、且目下幕府が最も欲する所のものは、亞刺比亞産馬なる旨をも併せ通じたれば、佛帝は、牝牡二十六頭を軍艦にて送り、以て幕府に酬

ひ、蠶種を受領したるなり、蠶種の外國輸出は此時を以て嚙矢とす、慶應二年彼のバートルは佛國政府の命を受けて、右の中二十五枚を検査したるに、三分の二は一枚に付微粒子卵一粒以上八粒以下を含み、残る三分の一は無毒なりしと貿易制度に曰く

種紙取引の事は、其の濫觴定かならず、文久元年頃生絲が此程賣れ行くからは、種紙も相應に買入あるべしとて、四百枚程持込みたりしが、外人誰とて取り合ふものなかりし、明れば二年海岸十番館の佛人マロレ番頭山下文次郎と云ふ者、伊勢平の店より一枚一步銀二箇の相場にて、見本二百枚を本國に送りぬ、其蠶種は春蠶にして、來年に至りて、其出來好かりしかば、初めて之れを需むるやうになり、外人が種紙買入れの事漸く世間に知れ渡りしより、幕府は直に賣込を禁止せり、横濱沿革誌に曰く

慶應元乙丑五月、横濱本町三丁目鈴木保兵衛外十一人、蠶卵紙を外國人に賣込度とて、奉行所に出頭す、當時國産の重なるものにして、先例なき品は、奉行限り之れを許可する能はず、其筋へ稟議し、六月國內の麻餘を以て賣り渡す事を許す、是れ

蠶種の高價と密賣

蠶卵紙を海外に輸出せし濫觴なり

始めは蠶種一枚の價一步銀三四箇にて、外人に賣りたるが、原價は二朱若しくは三朱なりしと、後慶應元年賣買を公許したる時の如き、芝屋清五郎、朝田十作、伊勢平の三名は、一枚同五箇の相場にて、六七十萬枚を賣込みたり、其利益斯くの如くなるを以て、公許なき以前は密賣甚しく、駄馬の背や厩屋の籠に蠶紙を潜めて、横濱の關門に入ることあれば、又程ヶ谷の山中、本牧の沖合にて、賣買の行はるる事もありし、加之中には夏蠶に著色して春蠶と偽り、甚しきは厚紙に菜種を張り付て、外國人に賣渡せしものさへありしと

惡弊取締

不良蠶種賣買の惡弊は、爾來益甚しく、内國人すら奸商の爲に欺かれて、蠶業の失敗を蒙むる者所所に顯はれ、之れと同時に良種は海外に流出して、粗惡品は多く内國に残るの傾向を生じ、明治三年、國內一般の不作となりたれば、民部省は同年七月を以て諭告を發して、海外濫出を防がんとし、同八月、民部、大藏兩省は、蠶種製造規則を發布し、同四年五月改正を加へたるが、效果充分ならずして、蠶業者中破産の悲境に陥るもの尠なからず、依て同五年二月、蠶種を賣買するものは、豫め製造者に約して

數量を限定し、約定外の製品を賣買することを禁じ、次で蠶種取締規則の發布ありて、蠶種紙を武州深谷、信州上田、岩代福島に於て製造し、官の手を以て、之れを民間に賣ることと爲せり、蠶種紙には内外の區別ありて、一葉毎に印紙を貼用し、地方に世話役大總代を置きて、之れに檢印せしめ、外用の分は送券を附して横濱に送付せしめ、之れに用ふる原紙は政府の賣下るものにして、直段は時に變更ありたるも、明治七年頃は、春蠶に用ふべきもの千枚に付金五十圓、夏蠶其他に用ふべき薄紙の分は同十五圓の定めなりき

蠶種紙供給過多の制限

然れども供給過多の弊は一朝にして滅絶する能はず、地方蠶業者は、實を抱ひて、飢餓に瀕せんとする状態なるより、租稅寮は明治六年三月を以て、蠶種原紙買上げ法を設け、前年贏餘の蠶種を一貫目に付二十五錢の割合を以て、政府に買ひ上げ、一時の危急を救ひたり、維新の始、政府が蠶種保護と惡弊矯正に努めたることは、元年より十一年に至る間、法律又は訓令を發したること、六十七件の多きに達したるを以て知るべし、明治七年六月政府は蠶種規則に改正を加へ、内外用印紙の區別を廢したれば、蠶業者は復又競て輸出を計る事となり、供給過多の結果は、倒産の不幸に陥

らんとするもの、踵を接して顯はるるに至りしかば、内務省は原紙拂下代金八萬五千餘圓を使用して、横濱市場に堆積せる蠶種紙四十四萬八千餘枚を買收し、彼我公園にて燒棄したり、是れ聲價の挽回を計らんか爲め、非常手段を用ひたるものにして、當年横濱の著荷數は前年の輸出總額に超過すること、七十餘萬枚に達し、外人は故らに袖手傍觀して、問屋荷主の舉動にのみ注意し、例年の賣買期に達するも一人の購買者なく、荷主は旅宿に數日を費し、先を争ふて投賣せんとするより、價格は減じて前年の約七分の一に低落せり、同年の入荷は左の如し

百六十六萬五千二十一枚

横濱入荷高

内

四十四萬五千五百〇六枚

燒棄高

四萬五千二百〇一枚

地方へ積戻高

差引

百十七萬四千三百十四枚

海外輸出高

此價洋銀五十七萬三千四百十七弗三分

明治八年は地方蠶業者が前年の失敗に懲りたると、各地方とも製造の制限を置き
たれば、横濱入荷は前年の半額に減じたれども、供給は尚ほ遙かに需用に超過し、復
又減却法を行ひ、十二月彼我公團に於て摺潰せり、同年の入荷其他は

七十九萬八千九百二十三枚

横濱入荷高

内

九百四十九枚

摺潰高

十二萬八千五百二十枚

地方へ積戻高

差引

六十六萬九千四百五十四枚

海外輸出高

此價洋銀六十一萬四千九百六十八弗八分

其燒棄せずして摺潰したるは用紙を存せんが爲なりと云ふ、翌九年も亦供給過多
を免れず、然れども燒棄又は摺潰の方法に依らず、其著荷高百十九萬三千三百四十
四枚の内四十一萬七千二百五十六枚を地方へ積戻したり、十年は前年伊佛兩國
の蠶作不良なりしかば、比年の不景氣を挽回せんとして、多量の蠶種を横濱に持込む

ものあり、横濱外商は本國より八十萬枚の買入れを依頼されたるも、當時横濱の在
荷約其二倍即ち百六十萬枚に達し、需給の均衡尙ほ以て宜しきを得ず、外商は賣人
の氣勢を察して買ひ進まず、價格は益す低落せんとする折柄、原善三郎等は、政府に
請ふて二十萬圓の貸付を仰ぎ、組合を設けて之れを一手に買収し、且販賣し、其損益
は平等に全國の蠶業者に及ぼすの方法を設け、以て投賣を防ぎたると、一方には問
屋荷主熟議の上、彼我公團に於て三十一萬二千四百二十一枚を摺潰し、三十七萬千
四百〇五枚を積戻したれば、是に商況は恢復せられ、一枚二弗八十四仙乃至三弗の
高價を以て、輸出したる高は九十萬三百六十四枚にして、外商の商略は失敗に歸せ
り、十一年も亦殆んど九十二萬枚の入荷ありて、彼我公團内に十八萬枚を摺潰した
るが地方積戻しは、三十萬枚に達し、輸出は四十四萬枚に過ぎず、荷主は處置に困じ
て、一枚二三錢を以て賣却したる者ありと云ふ

慶應元年以來、巨萬の利益を得たる蠶種紙も、漸次輸出を減じ、明治二十一年に至り
ては、僅に七百五十五枚となり、今日となりては、絶無に歸せり

今明治元年より二十年に至る、毎五年の輸出額と、平均一枚の價格を示さば左の如

蠶種紙の輸
出額を絶つ

年次	輸出額	平均一枚の價格
元年	一、八八六、三二〇	一九六八
五年	一、三八七、〇四六	一、七四六
十年	一、二七六、一四二	〇、二九五
十五年	一、七七二、四〇〇	〇、六九一
二十年	二、四三三	一、二一五

衰微の原因は伊佛二國が漸く良好の蠶種を得るに至れるに反して、我が産品は追追粗悪に流れたるに由る

明治十九年八月農商務省は蠶種検査規則を發布し、各府縣に検査所を設置せしめ蠶種は總て微粒子の検査を経たる後にあらざれば、賣買又は飼育する事を許さざる旨を規定し、同時に訓令を以て、検査施行手續を定めたり、次で三十年蠶種検査法の發布あり、主として顯微鏡検査を行ひ、蠶の害毒、微粒子病を根絶せんとて、三十三年改正して不越年の蠶種にも検査を施し、政府は此の業の爲に年年十萬圓を補助

蠶種検査

せり

第三十一章 横濱開港以後の外國貿易の三

横濱港輸出入貨幣

貨幣輸出入の總態

貨幣は、輸出入貿易物品價額の差を決済する爲に、用ひらるべきものなり故に、物品の輸出多ければ、貨幣は我に入り、物品の輸入多ければ、我より彼れに向つて去るべきは自然の理數にして、物品の出超は貨幣の入超を呼び起し、物品の入超は貨幣の出超、之れに伴ふ事勿論なれども、事實は却て之れに反するの傾向を免れず、是れ貿易の外に、海外に對する諸多の原因相集て、始めて金銀の決済を求むるものなればなり、其の貿易以外の諸原因とは、少なくとも輸入に於ては

- 一、内國船舶の運賃
- 二、外國船艦及外國船會社内地消費
- 三、外國人内地消費
- 四、海外事業の利益
- 五、貨物貿易に關連する收入

六、本邦及外國政府の收支金
輸出に於ては

- 一、外國船舶運賃
- 二、内國船艦及船會社海外消費
- 三、本邦人海外消費
- 四、外國人内地事業利益
- 五、貨物貿易に關連する支出
- 六、本邦政府の支出

の諸項にして、其の錯綜したる諸多の關係と、輸出入貿易關係と、相集つて一國の貸借を生じ、爲替相殺の足らざる所を補ふに、始めて金銀を以てするものなれば、金銀輸出の原因を説くこと甚だ容易ならず、明治五年以前の詳細は知るに由なし、同年以後横濱港の輸出入貨幣と、其兩者超過の數は左の如し

横濱港輸出入の貨幣額

年次	輸出	輸入	合計	輸出超過	輸入超過
五年	三、〇六、〇〇六	二、〇九、五、六〇	五、七〇、一、二六六	一、五〇、八四六	

年次	輸出	輸入	合計	輸出超過	輸入超過
六年	二、六八〇、三七〇	一、九九〇、二七	四、六〇九、三九七	七五二、三四三	
七年	九、四七、九六一	九、四、六八一	一〇、〇六、六七三	八、三三、三二〇	
八年	一一、〇一、三六一	一一、〇、四九	一一、四二、四二二	一一、八一、三三三	
九年	八、四四、八三三	六、一〇、八七七	一四、四、五〇〇	二、三六、〇九六	
十年	八、〇四、九三三	一、七五、八九一	九、八〇、八三三	六、二四九、〇四一	
十一年	六、七三、八七七	一、八〇、八五三	八、五九、六九	四、九〇、九七五	
十二年	一一、〇〇、三三七	二、三三〇、八三〇	一三、四二、一四七	八、七五九、四八七	
十三年	一一、三、四七〇	二、四八、九六一	一三、七六、七七一	九、八三、七三九	
十四年	四、七六、四四五	五、五五、五〇〇	五、三二、二四五	四、三二、二四五	
十五年	二、四〇、三三九	二、〇七、一六九	四、五三、三八八	三、六七、〇五〇	
十六年	一、九五、八〇六	二、八〇、七四八	四、七六、五五四	三、六七、〇五〇	八九五、九四二
十七年	二、九八、五九九	二、三三、三四四	五、二一、八八三	八、五七、一九五	
十八年	二、八七、三三六	一、四八、三〇三	四、三〇、五三九	一、四三、九三五	
十九年	六、一七〇、八七五	九、六、五五三	七、二九、四二八	五、二〇、三三三	

第三十一章 横濱開港以後の外國貿易の三

二十一年	六,九四八,九六	二四五,五九二	七,一六〇,四八九	六,六六九,三〇七
二十二年	五,〇八〇,〇〇〇	七九,六六九	五,八〇九,六八九	四,三五〇,四三二
二十三年	三,〇四八,三三六	二九六,三九〇	三,三四四,六三六	二,五二八,四四六
二十四年	六,八四七,八四四	三七七,七三三	七,三三五,五七七	六,四七〇,一四二
二十五年	一,〇二七,二九二	二,五六六,六四四	三,六二四,三三五	四,一七六,九六三
二十六年	七,八四四,二〇七	三,六九七,二四五	一,一七二,四三三	四,一七六,九六三
二十七年	六,四四五,五五三	九〇九,九七七	七,三五五,四四〇	五,五五五,五六六
二十八年	一,三三三,四四九	一,六七八,九七二	一,四九〇,七四二	一,一五四,四七七
二十九年	一,三八七,二二七	一,九三六,八三三	一,五八〇,四〇九	一,一九五〇,三九五
三十年	四,三九九,八九七	一,五七二,六六五	五,八二一,五六一	二,六六八,三三三
三十一	五,一五二,三三三	七,八〇三,三五〇	二,一九五,七三三	二,六六八,三三三
三十二年	二,七九三,七七一	二,七九五,三三九	三,〇七九,〇六六	二,五二九,四五六
三十三年	一,九四四,五九二	六,八五七,六八八	二,六〇〇,三七九	一,三二八,八〇三
三十四	一,八八六,九二二	三,二四九,〇	一,九〇三,八三七	一,八五九,四七二

貨物出超の主因

今其出超の主因と思惟せるべき事實を挙げば、明治三年外國債即ち九分利付舊公債、英貨百萬磅本邦金貨換算額四百八十八萬圓に對する元利子、手数料及雜費の支拂償還額合計八百八十餘萬圓を、明治六年より同十五年まで、毎年金貨若しくは金塊を以て輸出償却したること、又明治六年借入、七分利付新公債英貨二百四十萬磅本邦金貨換算額千百七十餘萬圓に對する元利子、手数料及雜費の償還すべきもの此合計三千二百二十八萬餘圓を、明治八年より同三十年に至る、毎年輸出償還したること、其他軍艦、軍需品購入費支出等、相合して、斯かる多額の出超を見るに至れる

貨幣入超の
主因

なれども、外國爲替の變動紙幣増發の事、亦之れを助成したるもの多しとす。明治十六年に於ける入超は、米國政府より返還せし、下の關事件償金返還の額、七十萬圓を含みたるに由り、二十四年は輸出物品の超過二千萬圓以上に及びたるに由り、三十年は清國償金及我公債賣却代金の倫敦市場に存在せし爲、輸出物品の代價を之れにて辨償したるが故に、我れより貨幣輸送の必要を減じたる爲却て入超を見たるものなり。

維新前後に於ける横濱の貨幣界

貿易と彼我通用貨幣の關係に就き尙ほ詳述せば

安政五年六月日米條約第五條に曰く

外國の諸貨幣は、日本貨幣同種類同量を以て通用すべし(金は金銀は銀と量目を以て比較するを云ふ)雙方の國人互に物價を償ふに日本と外國との貨幣を用ふるも妨なし

日本人外國の貨幣に慣れざれば、開港の後凡一箇年の間、各港の役所より日本の貨幣を以て、亞米利加人順次第引換渡すべし、向後鑄替の爲め分割ジスカウントを出すに及ば

幕末貨幣制
度の紊亂

す云云

元來貨幣は、有無交通の媒介物なれば、通用の範圍廣き程、之を使用する者の便利多し、然るに當時日本の通貨如何と云ふに、同一徳川時代中にありても、慶長小判あり(重量四匁七分強)元祿元文、文政小判あり、自餘各藩には大抵藩札なる者ありて、各其の領内若くは近傍に通用し、維新の頃に至り、大藩は各其の藩内にて粗悪なる金銀貨を鑄造し、之を一般に通用せしめたることあり、當時の状態として、國內に貨幣の統一なきこと是非もなし、安政五年の日米條約が貨幣は同種、同量、云々と規定したるも、實地彼我の間に衝突を來すこと素より免れず

長崎にての外國貿易は、既往二百七八十年間繼續し來りて、彼我通用貨幣の上に不便を感ずることなかりしに、横濱開港となりて何故に急に不便を感ずるに至りしやと云ふに、長崎に在ては天正、慶長以來自然の貨幣相場を繼續し、寛永、寛文、元祿、享保寛政と移り行きて、相場に時時の變遷を來し、遂に彼我物品の價格を算して、和蘭「ギユルデン」は我銀六匁(銀六十匁を金一兩に換ふると算して)に當ると定めて取引を爲したるなり、依て下田に於ても、之を貨幣交換の標準となし、洋銀一弗メキシ

コ銀)を我一分銀一箇に換る者と定めたり(洋銀一弗は凡そ和蘭の二ギユルデン半と同量なり、我一分は銀十五匁の通用なれば、即ち一ギユルデン六匁の定に符合するなり)長崎の貿易にては、銀何々何「ギユルデン」と唱ふるも、我通用銀貨をも渡さず彼の「ギユルデン」銀貨をも請取らず、賣買の差引は相互に物品の授受を以て之を決算し、所謂「パートナー」組織なるが故に雙方の通貨を比較計量するの必要なく、其上に文政の頃までは、南録銀(安永年間の鑄造にして二朱銀八箇を以て小判一兩に換へたり)を通用したれば、凡金一に對し銀十四の割假令我金銀貨を以て、歐洲諸國の金銀貨に比較計量するも、左までの差異はなかりしなり、然るを幕府は天保八年に至り、國幣の窮乏を救はんが爲めに、一分銀を新鑄し之を強て銀十五匁の價なりと令し、其四箇を以て小判一兩に換ふることとなして、通用せしめければ、金銀貨幣の比較は突然其權衡を失ふたり、長崎にては相互に正貨を交換し、通用せざるを以て、和蘭商館にては新鑄一分銀の爲めに、利害を蒙る所なければ、別に安政二三年頃までは苦情もなかりしに今や洋銀一弗を交換するに天保年間新鑄の一分銀、此時金貨は幾んど影を隠し、此一分銀専ら通用したるなり)一箇を以てすることになりたれ

ば其一分銀三箇に均しき洋銀一箇をば、日本官吏は一分銀一箇の價にて請取り、即ち三分の二を謂れなく、外國人より掠取することとなりたりと、彼等より故障を申出づることとなれり、此時米使ハルリスより忠告あり、其要に曰く、貴國金貨は之を歐米各國に比すれば其價の低き事三分の一なり、速に改正せらるべし、今歐米普通の相場を以てすれば、貴國の二歩金一枚は其實一分銀三箇、小判一枚は一步銀十二枚に相當するの價値を有すもの云云と、是に於て安政六年を以て、新に二朱銀を鑄造し、其八箇を以て小判一箇と交換せしむる事となし、萬延元年小判と一步銀との交換比例を改め、一步銀十三箇半を以て、天保小判若しくは安政小判一枚に相當せしむる事となし、同年更に新小判を鑄造し、之に依て金銀貨交換の平準を得せしめんとしたるも、幣制の紊亂は未だ恢復の端緒に著かず、締盟各國の公使等は斯くては貿易の進歩を阻碍するものなりとし、盛んに其非を鳴らせしかば、慶應二年五月彼の收稅約書第六條に於て、外國人より改鑄の爲めに差出すべき、總ての外國金銀貨並に地金は、之れを日本貨幣に改鑄し、引換ふべき旨を約するに至りたり、然れども今や死期に臨みたる幕府、如何にして此平和的事業を經營するに堪へん

や此困難なる計畫に彼れは一指を染めずして倒れ、明治政府は兵馬倥傯の際此難問題を決すべき苦境に陥りたり

明治元年六月四日、東久世通禎、大隈八太郎、寺島陶藏は英國公使館に至り、締盟各國公使と會談し其協定したる要點に曰く

洋銀百枚に付き、一分銀三百十一鑊の割合に準し、内十八鑊は鑄造費用として引去り、残る二百九十三鑊を以て引換ふべき割合を以て、銀座に於て洋銀同性の一步銀日日五萬兩宛鑄造し、來る八日より外人洋銀を神奈川縣裁判所に差出すあらば、翌九日之を江戸に相廻し、十日より向ふ五日間に鑄造を終り、十五日之れを横濱に廻し、十六日朝より外人へ相渡すべし、其額は一日一萬兩たるべし云云。然るに爾後洋銀の相場上騰して、引換を出願する外人なきに至りたれば、同年八月十五日其引換を停止したるに、公使等一の異議を唱ふるものなかりき、然るに此六月より八月に至る其間僅かに二箇月、横濱在留外人の爲めに引換へたるは、洋銀二百六十八萬千六百七十九弗二十五仙、之に對する一步銀百九十六萬七千兩なりしと、洋銀引換に次で横濱の貨幣界に一大恐慌を起したるは、明治二年中劣悪の二歩

金が諸方より流入したる事是れなり、其額數十萬兩に達すと云ふ、其中居留外人の手に落ちたるもの多ければ、彼等の驚き一方ならず、公使、領事等は政府に其處分を迫るも、眼前に差迫れる軍費すら、支出に窮せる新政府、如何にして之れを處分し得べき、明治二年七月十九日、三條右大臣、其他閣員等は各國公使と會見し、大膽なる引換の約束を爲したるは、大藏卿大隈の獻策なりと云ふ、其要に曰く

横濱在留外人の受取り居る二歩金は、明廿一日中に其員數を取調べ、神奈川縣裁判所へ書出すべし、同裁判所は賈金にして、其日本人の製造に係るものあるを發見せば、可成速かに引換へ遣はすべし云云

斯くして其當日に至れば、東京市中の兩替屋、主人番頭三百有餘人、鑑定役として横濱に徵集せられ、神奈川縣裁判所内に臨時鑑定所を設け、同月二十三日より鑑定を開始したるに其結果は

金三十九萬八千七百四十三兩二步

外人持參高

内

金三十五萬八百六十四兩二步

精 金

金三萬九千三十九兩
外金八千八百四十兩

未 決 分 金

賈金約四萬兩之を引換ふべき正貨なし、當局の大隈如何に之れを處分したるやと云ふに、鑑定役は箇箇之に紙片を纏ひ、固封したる後、眞賈の押印を施し、所有の外人等に返付せり、斯くの如くして賈金は其ま本性を顯はしつつ、公然通用するを得せしめ、後日引換を約束したるものにして、流通上實地支障なきより、公使、領事等も一時の彌縫手段として之れを容れ、敢て抗議を呈するものなかりき、越えて四年二月、墨、斯哥銀百元に對する二歩金二百箇の割合を以て、オリエンタル銀行の切手又は墨銀を以て右の包金は引換ふべく、其中賈金は追て處分すべきを達したり

明治元年の
金札發行と
外人の物議

明治元年に於ける、通用十三箇年限の紙幣發行も、一時外人の物議を起し、二年六月、英公使パークスは、各國同僚の意見を代表せりとして、書を伊達中納言に送れり、其略に曰く、紙幣三千三百五拾萬兩の發行は、財政富裕なる政府と雖も、後日の厄難を惹起すべきを免れず、然るに此の莫大の發行紙幣を、強て正金同様に通用せしめんとするは、外國貿易に山山敷障害を及ぼすべし云々と、横濱に在ては發行當時より内

外人金札を信せず、通貨流通に差支を生じたることは、元年六月山口範藏等が書を江戸會計局に送りて

金札の儀は横濱に於ては一切融通不致候
と具申したるにて知るべし、外人等は金札引換を政府に請求して、止まず、政府は之に對して云ふ

金札は國中融通の爲め、正金に引替へざるにより、各國商民共好みに從て相受る時は、我有用の物産を以て買取り輸出すべし
と物産を買ひ取ると否とは、彼等の勝手なり、達文中に正金引換を拒むの理由として、物産購買を勧めしは滑稽なり、外人は紙幣を拒否して、只管正金のみを請求し、爲に京阪地方を始め、正金百兩の引換へには、紙幣百三十兩又は百四十兩を要するに至りたれば、神戸其他の諸港より横濱に入津したる外船は、故らに京阪地方に於て格安の紙幣を受取り、正金同様の價格を以て、横濱税關に納めんとし、或は給料其他の支拂ひを受くるには、正金を以てし、之れを紙幣に換へて官納するが如き、一種の弊害を生じたり、此時寺島陶藏書を中井弘藏に送りて曰く、横濱港に於て速かに取

換所を設立するにあらざれば、同港は滅亡すべしと、窮状態するに餘りあり
 以上は幕府及明治初年に於ける横濱貨幣界の概況なり、爾來政府は貨幣改良に心
 を用ひ、明治四年新貨幣條例出で、貨幣の統一漸く成り、五年國立銀行の創設あり、九
 年同條例の改正あり、同十年西南戦役の爲に不換紙幣の増發を招き、十七年中央銀
 行兌換紙幣の實行あり、十八年以後は其結果として一般の景氣を回復し、貨幣界の
 混亂漸く跡を收めたり

横濱港出入の外國貿易船

横濱港出入の外國貿易船

次に明治元年より同四十年に至るまで横濱に出入したる外國貿易船の隻數及噸
 數を擧れば左の如し

年次	入		出	
	隻數	噸	隻數	噸
元 年	三九二	二九四、四一六	三九四	二九九、八七〇
二 年	六三八	四八五、五三八	六二一	四六五、〇七二
三 年	七〇二	五三二、八五五	六九八	五一二、四九六
四 年	三六八	三八四、七九七	三八七	三九六、三八七

年次	入		出	
	隻數	噸	隻數	噸
五 年	二八八	三五五、六七二	二八五	三四七、七〇二
六 年	三五〇	四三一、七三六	二五五	四三四、一三二
七 年	三五六	四五三、八三三	三四二	四三九、九九四
八 年	三六六	四七五、四一四	三五二	四五五、〇三二
九 年	三四八	四七二、四四六	三四三	四七一、〇四六
十 年	三六二	四四四、七一〇	三五五	四四〇、三七四
十 一 年	三六八	四七一、七二九	三五五	四五七、一九六
十 二 年	三三八	四三五、二四五	三五三	四四七、四八四
十 三 年	三七五	四七二、二六六	三六八	四六七、二六六
十 四 年	三六七	四九一、五三二	三六八	四九三、六六八
十 五 年	三五五	四九七、六一六	三四一	四八六、六七八
十 六 年	三六六	五〇七、一三九	三七五	五一三、二五五
十 七 年	三五五	四七四、三三〇	三五九	四七三、三八八
十 八 年	三六四	五〇〇、一六一	三六六	五〇一、九二一

十九年	四一六	五八三、七五五	四一七	五八二、三七三
二十年	四二九	六四六、六八六	四三四	六五三、一九六
二十一年	四六五	七六五、〇四〇	四五七	七五九、一一〇
二十二年	五〇〇	八四〇、五八六	五〇一	八四〇、〇四四
二十三年	四八九	八四四、九〇三	四八五	八四三、二一八
二十四年	四七〇	八二六、〇一八	四七六	八二五、一三三
二十五年	四七二	八五六、七二五	四六五	八四四、二七六
二十六年	五五三	九八六、二五三	五五一	九八一、七二七
二十七年	六七八	一、〇六〇、六六九	五八六	一、〇〇六、四四七
二十八年	五七六	一、〇六八、二一四	五八二	一、〇七五、二〇一
二十九年	七〇〇	一、三六一、五九九	七二八	一、三九三、六三四
三十年	七〇三	一、四四五、六〇一	六九〇	一、四一一、三二二
三十一年	八三一	一、七二四、五〇三	八二七	一、七二五、一一八
三十二年	七二四	一、六一八、〇一〇	六九〇	一、五八〇、九九四

三十三年	七六六	一、八五〇、〇四三	七四九	一、八四五、〇〇五
三十四年	八二五	二、〇三六、二一八	八〇〇	二、〇三三、〇三〇
三十五年	八四四	二、一三八、〇二〇	七八六	二、一三四、〇五六
三十六年	九八二	二、五四五、二九二	九〇〇	二、四九〇、三九七
三十七年	七八五	二、三〇九、七五六	七三九	二、二二七、二七一
三十八年	九二八	二、八四七、〇二二	八九四	二、七六〇、四一三
三十九年	一、〇六二	三、二七六、九四九	一、〇五二	三、二四〇、九七三
四十年	一、一七八	三、四二五、一六三	一、一三九	三、三八九、六九五

即ち隻數の増加に比して噸數の増加殊に著しきものは漸次大船の出入其の數を
増加したるに由る是に每五年の一艦平均の噸數を擧れば左の如し

元	年	入港船	出港船
五	年	七五一	七六一
十	年	一、二三四	一、二二〇
十五	年	一、二二八	一、二四〇

十	五	年	一、四〇一	一、四二七
二	十	年	一、五〇七	一、五〇五
二	十	年	一、八一五	一、八一五
三	十	年	二、〇五六	二、〇四五
三	十	年	二、五三三	二、七一五
四	十	年	二、九〇七	二、九七六

横濱港外國貨物授受の慣例

是より横濱港外國貨物授受の慣例に就て述べんに
 明治十一、二年の頃我外國貿易は輸入に於て見込輸入は注文輸入と殆んど同額の割合に在りしにも拘らず、波止場取引の慣例を作るに至らざりしか、同十二、三年の頃に於て銀貨と紙幣の間に著しき相場の差異を生じ、經濟界は恐慌を來し、オリエンタル、バンク次で鎖店の不幸を見るに至り、諸多の事情は外人をして、見込輸入の危険を感せしめ漸く之れを廢止して、注文輸入に移るの傾向を生じたるが、注文輸入に於ては貨物著港するや其輸入主たる外商は、一刻も速に注文主に引渡して代

波止場取引の原因

内商關稅を支拂ふ場合

金を受取らん事を望むが故に、遂に此頃より税關波止場取引なる一の習慣を生ずる事と爲れり
 波止場取引に於ては、船舶取扱人、賣主及買主の三者各同時に貨物受渡の手續を結了するものなるを以て、其際若し貨物に損害ありたる時は、買主より賣主に對して之れを要償することなく、賣主より船舶取扱人に向つて要償し、其賠償金は賣主之れを受取るものなり、而して波止場渡の際、内商より仕拂ふ代金中には關稅をも含むものにして、此時外國貨物は轉じて内國貨物と成り、注文主たる内商は、恰も税關に行きて、内國品を購求すると同様の地位に立つを以て、内商は之れに依り保稅倉庫制度の恩恵を受くるの餘地なし、其故如何と云ふに、通常の取引に在つては、内商若し貨物の供給過多なるか、或は金融事情の非なるに際すれば、保稅倉庫法に依りて、關稅延納の利益を受くるを得れども、今は關稅は物品の中に包含せらるるを以てなり

内商關稅を支拂はざる場合

右に反し波止場渡の際に於て、内商が其貨物代價と共に、關稅を仕拂はざる場合如何と云ふに、外商は其貨物を直ちに保稅倉庫に入れ、倉庫の預り證券を得て、内商に

交付し、之にて貨物引渡の手續を結了す、而して該貨物を船舶取扱人より引取るべき期限は、八日間なるを以て、内商は右預り證券を、荷爲替の擔保として、銀行より積荷證券を受取り、之れを船舶取扱人に渡して、貨物を受取る事を得、而して此荷爲替支拂期限は三箇月間なるが故に、其間に該貨物を賣却せば、内商は些少の資金を以て、容易に輸入貿易を營み得べきなり

前項に述ぶる如く、波止場取引に二様の方法ありて、後者は遙に前者に比して利益なる方法なるにも拘らず、現に横濱の引取商中に、多く行はるるものは前者なり、何が故に内地引取商は利益ある後者を見棄てて、利益なき前者に依るもの多きやと云ふに、三十四年中大藏省の報告は左の如く記せり

一、内外商間、賣買契約の宜しきを得ざること

現今内外商間の賣買契約なるものは、外人が専ら我外國貿易を營みたる時代より、多年の慣習となり、改正條約實施以降も、未だ諸般制度の發達を見ざるを以て、従つて之れが變更を見る能はず、其契約自ら宜しきを得ざる條項も、尠からざるに因る

内商好んで
不利の地位
に立つ原因

二、外人なる賣主に於て納税すること

抑、外商が關稅を仕拂ひ、貨物を内國品となし、之を内商に引渡す習慣は、單一なる五分稅時代より養はれ來り、殊に現今稅率複雜を加へたると、原產地證明書の有無は、稅額に差異を來すとの故を以て、從來外國貿易の經驗少なき内商は、益、其の煩ひを外國人に嫁するに至れり、而して所謂波止場取引なるものは、關稅納付の義務を外商に負はしむるが爲に、内商は遂に保稅倉庫其他の信用制度を利用する能はざるなり

三、内商が未だ保稅倉庫其他の信用制度に精通せざること

四、倉庫藏置の貨物は、何時にても預證券額面の貨幣と交換する能はざること
保稅其他の倉庫預證券は、銀行に於て株券、公債等の如くに擔保たるの效果尠なく、従て資本に乏しき商人は、自ら保稅其他の倉庫を利用するの念慮に乏しきは、實に已を得ざるものと云はざるべからず、尙ほ我國現今の取引所は、現品賣買に重きを置かざる爲、預證券は十分其の用を爲す能はざること、竝に保稅倉庫に藏置したる貨物に對しては、實價以上の融通をなすこと能はざるも

若し信用ある商人にして貨物を自己の倉庫内に置くときは、其信用を利用して實價以上の融通を爲し得ること等、亦内商が保税倉庫を利用せざるに與つて力ありと云ふべし

貿易品見本陳列所

明治十二年、彼我公園内に神奈川縣物産陳列所を設くべき議は決せられ、敷地として二千五百八十餘坪地理課より勸業課へ引渡しあり、同年中建築に著手し十三年二月竣工し、同三月一日より出品の許可あり、四月十五日神奈川縣令野村靖は東京横濱の紳商を招待し盛大なる開所式を挙げたり、此開設の目的は單に物産の優劣を比較せんとするにあらず、内外人の需用する物産供給の途を開き、國産の發達を謀らんとするに在りて、品質の善惡と、製造の精粗とに拘らず、内國需用品と外國貿易品とを陳列せん爲に設けたるものなり、然るに爾來勸工場の流行を來し、陳列所も亦世人の爲に、之れと同一視せらるるの傾向を生じ、其の趣意に反する事となりたればとて、十六年に至り遂に廢止せられ、爾後箕田長二郎等の經營に移りたるが數年の後之れを鎖し而して貿易商品陳列館は、貿易上必要の機關なりとて、之れ

貿易品見本陳列所

が設立は數年來賣込商間の問題と爲り、二十七年賣込商人の組織せる共和會は、物品陳列所を其跡地に設けんとて出願したるに、同會は公許團體にあらずとの趣意に依り許可を得ず、賣込商組合之れに代りて許可を出願し、同地七百二十四坪使用の許可を得たれ共、其主動者たる共和會員中に異議者を生じ、賣込商組合も亦同年中紛紜起りて解散し、其解散の當時存在したる金員を、後日設立すべき商品陳列館の補助費として、使用すべく決定し置き、後聯合組合の新設に際し、其儘引継ぎとなりたれば三十年三月同組合は右設置に關する委員會を開き、結局委員長山形敬吉副委員長米倉半藏の兩人に調査を委託し、次て聯合の六組合より一人宛の委員を出し、借用地内に二階建木造九十坪（此工費凡八千圓）の新館を建築し、官吏豪商數百人を招き、盛んなる開館式に加へて、共に共和俱樂部の發會式を執行したり、爾來雜貨賣込商組合管理の下に、九十九區の賣店に輸出貿易品を主とし、諸多の物品を陳列販賣したるも、兎角盛運を見るに至らず、三十三年五月同組合は山形敬吉、谷川福太郎、小川泰助の三名に引継ぎ、經營せしむる事となり、後三十七年十月解散し、其家屋及び敷地は社交俱樂部に引継ぎたり

貿易に對する横濱港の地位

横濱は貿易上、如何なる地位に在るやは、先づ世界各国と日本との貿易額を比較し次に日本全國に對する、横濱貿易の割合を看出し、更らに横濱港を日本の他港に比して、貿易額の大小を見、是に始めて横濱港は、貿易上如何なる地位に在るやを見るを得へし、明治卅八年に於る世界各国の輸出入貿易額を見るに、其最も大なるは輸出に於る英國にして、其額三十七億五千六百七十三萬圓(磅を十圓に換算す)輸入に於るも亦英國にして、其額五十二億二千八百二十五圓、日本は輸出に於て世界の第十位に居り、同年の額三億二千五百五十三萬三千六百十圓、輸入に於ては世界の第十一位に居り、同年の額四億八千八百五十三萬八千〇十七圓、而して其輸出額を英國に比すれば日本は約其十一分の一強、輸入は約其十一分の一弱、更らに最低度より比較すれば、同年塞爾維の輸出額二千八百七十五萬九千圓、日本は之より上る事約十一倍強、輸入額は二千二百二十四萬一千圓、日本は之より上る事約二十二倍弱、世界各自の貿易額に比すれば凡そ其中間に在り

横濱港の貿易状態は、別項に記する所の如し、之れを全國各港の貿易に比し、其進歩

世界の貿易額と日本の貿易額

横濱神戶港の貿易額

の度合が果して之れと相伴ふや否や、即ち横濱港單獨の貿易は、駁駁乎として發達しつつあるも之れを内國周圍の他港に比して、劣るなきの速度を以て進歩しつつあるやは、尙ほ一疑問たらざるを得ず、今明治六年以來東部大港たる横濱港と西部大港たる神戸港の貿易金額を全國各港の貿易金額に比照し其の増減を示すこと左の如し(單位千圓)

(千圓以下切棄)

年次	輸出		輸入		計	
	全國各港	横濱港	全國各港	横濱港	全國各港	横濱港
六年	二,三三五	一五,六四四	二八,一〇七	一,九七四	四九,七三三	三三,四四六
十年	三,三三六	一五,九一六	二七,四二〇	二,〇〇六	五〇,七六九	三六,九三九
十五年	三,七三二	二六,九九五	二九,四四六	二,〇三三	六〇,一六八	四七,二二七
二十年	五,四〇七	三三,七五五	四四,三〇四	二,七二四	八八,〇七一	六〇,九三〇
二十五年	八,九三九	六二,五五二	七〇,〇六六	三,三三六	一一九,四一五	九三,八八一
三十年	一五,三三六	九〇,七〇〇	二八,四四〇	八,六八六	三三〇,六九八	一五九,四一五
三十五年	二五,七九九	一三〇,〇一五	一七〇,二四八	八,九二二	四四〇,五二六	二七〇,七七八
三十六年	二九,九三三	一四六,五〇〇	三二七,一三五	一〇,八八六	五〇六,六三三	三二八,二四七
					六〇六,六三七	二五七,四九九
						二四五,〇五二

第三十一章 横濱開港以後の外國貿易の三

年次	輸		入		計	
	横濱港	神戸港	横濱港	神戸港	横濱港	神戸港
三十七年	三九,二六〇	一七,〇〇九	八七,九七五	三七,三六〇	一六〇,六三三	三〇六,五四四
三十八年	三二,五三三	一四,五八五	四八,四八八	一八,七二六	一〇〇,〇七二	三三四,〇〇二
三十九年	四三,七五四	二〇,八四七	四八,七八四	一九,二九〇	八四,五五九	三〇九,九七七
四十年	四三,四三二	二〇,八八〇	四九,四四七	二二,四四四	九三,八八〇	三七八,三〇四
六 年	七,二	一,二	七,〇	二,一	七,一	一,七
十 年	六,八	一,九	七,六	一,五	七,二	一,七
十 五 年	七,一	一,七	六,九	二,一	七,〇	一,九
二 十 年	六,四	二,四	六,一	三,一	六,二	二,七
二 十 五 年	六,七	二,三	四,四	四,三	五,五	三,三
三 十 年	五,五	三,一	四,〇	五,〇	四,七	四,〇
三 十 五 年	五,四	二,九	三,三	五,三	四,三	四,一

今東西二大港か全國各港に對し毎年其占むる所の割合を示せば左の如し
 (割の下に、を置く以下做之)

三十六年	五,一	三,一	三,五	四,九	四,三	四,〇
三十七年	五,三	二,七	三,七	四,七	四,五	三,七
三十八年	四,五	二,六	三,九	四,七	四,二	三,六
三十九年	四,七	二,六	三,五	四,六	四,一	三,六
四十年	四,七	二,五	三,五	四,五	四,一	三,五

即ち明治六年には、横濱は輸出に於て全國の七割二分を占めたるに、四十年に及びて四割七分に退減し、之れに反して神戸は、六年に在て僅に全國の一割二分を占むるに過ぎざりしものが、四十年には二割五分に達し、輸入に於ては東西兩港の地位全く顛倒し、最初二割一分の神戸が四割五分に進み、七割なりし横濱は、其半位に下りて三割五分と爲り、計金に於ても横濱は七割一分より四割一分に下り、神戸は一割七分より三割五分に昇進せり

横濱港は何の故あつて、貿易の進歩遅遅たるか、神戸港は何を以て、横濱の夫れに比して進速度かなるか、輸出入貿易品の移動に依り之れを徴するを至常とす、今其の主なるものに就て之れを見るに、輸出品中、荷は三十五年横濱港に於て、四十五

横神兩港輸
出貿易の變遷

萬七千餘圓を輸出せる時に際し、神戸港は僅に六千餘圓に過ぎざりしが、三十八年に至りては横濱の増加約十萬圓に過ぎずして、五十六萬二千圓なりしに、神戸港は二十三萬四千餘圓に増進し、四十年には横濱十八萬八千餘圓、神戸十四萬八千餘圓にして其差愈々接近し

魚油は三十五年横濱港百二十六萬餘圓を輸出したる時、神戸は僅に二十三萬四千餘圓なりしに、三十八年には横濱は七十四萬三千餘圓に減し、神戸は五十七萬五千餘圓に上り、兩者の差十萬餘圓に接近し、四十年には横濱約百九十二萬圓、神戸百四萬餘圓にして兩者の間差額の存するあるも神戸單獨としては將に三十八年の倍額に達せんとし

銅は二十五年横濱港は二百三十二萬二千餘圓、神戸港は二百二十一萬二千餘圓、横濱港の優勢十一萬圓なりしに、三十五年横濱四百九十四萬餘圓、神戸四百四十萬圓、横濱は五十萬圓の勝を制せしが、三十八年には横濱三百一十一萬六千餘圓、神戸三百九十六萬八千圓、神戸は八十五萬二千餘圓を輸し、四十年に至りては横濱八百二萬圓を越えざるに、神戸は一躍して殆んど千五百八十二萬圓の多額に達し

綿織絲は、三十年横濱二十四萬八千餘圓、神戸千三百三十九萬餘圓にして、懸隔斯の如く甚かりしが、三十五年横濱は四十二萬餘圓、神戸は千四百八十七萬圓と爲り、三十八年には横濱僅かに七十二萬八千餘圓なりしに引き替へ、神戸は二千八百八十四萬七千餘圓、其の全國に對する割合は前者は二、一にして後者は六、五、三に位せり、四十年は横濱六十九萬餘圓なるに神戸は千五百六十萬圓を越え、其時時盛衰を異にするも横濱は到底神戸に敵すべくもあらず

陶磁器は三十五年横濱五十萬七千餘圓にして、三十八年に於けるも六十三萬三千餘圓を越えざりしに、神戸は三十五年に既に百六十四萬千餘圓を輸出し、三十八年には忽ち三百八十七萬餘圓に上り、四十年は横濱の七十五萬餘圓に對する神戸は五百萬圓を越え

漆器は三十年には、全國七十六萬七千餘圓の輸出中横濱は五十八萬七千餘圓を占め、神戸は殆んど見るべきものなかりしに、三十五年漸く相接近して、横濱六十一萬餘圓、神戸十九萬餘圓と爲り、三十八年には横濱の八十五萬八千餘圓に對する神戸は二十六萬四千圓と爲り、四十年には横濱百六萬餘圓、神戸三十八萬七千餘圓にし

て是に幾分の距離を顯はしたるも横濱は將來其地位を維持し得べきや疑はし
 麥、稗、眞田、は中にも甚しくして、最初は横濱獨占の姿なりしに、漸次神戸の爲に傾分
 を殺がれ、三十年には忽ち凌駕せられて、横濱百十九萬九千餘圓なるに對し、神戸百
 九十八萬二千餘圓を占め、三十五年には横濱七萬圓にして、神戸二百八十六萬圓に
 達し、三十八年には全國三千八百二十七萬餘圓中、神戸三千八百萬九千餘圓、横濱は
 僅に一萬七千餘圓に下り、遂に市場より驅逐せらるることと爲り、
 其の他仔細に觀察せば、横濱港の輸出品が、漸次神戸港に移り、又は將に移らんとし
 つつあるもの其の數渺しとせず

今若し三十八年の横濱輸出總額一億四千四百七十五萬九千〇二十八圓中生絲の
 七千八百八十四萬三千七百五十四圓を引き去る時は、殘額七千二百九十一萬五千二
 百七十四圓と爲りて、之れを神戸の輸出總額八千三百六十七萬五千〇九十二圓に
 比較する時は實に千〇七十五萬九千八百十八圓の及ばざるものあり、四十年横濱
 の總輸出額二億〇五百八十八萬八千五百三十四圓中より生絲輸出價額一億一千
 六百四十二萬九千四百九十九圓を控除する時は、殘額八千九百四十五萬九千〇三

横神兩港
 入貿易の變遷

十五圓と爲り、神戸の總輸出額に及ばざる事千七百二十萬九千二百三十圓、今後若
 干の年所を経て生絲、羽二重、甲斐絹、絹製手巾等の輸出が、神戸港に移るの目あらん
 か、輸出港たるの横濱は前途の運命計るべからざるものあり
 神戸は從來輸入港にして輸入の發達近年驚くべく、中にも横濱港の重要輸入品の
 彼の地に移りたる主なるものを舉れば
 線、綿の輸入は、元神戸港に多かりしも、三十五年には横濱八百餘萬圓、神戸六百餘萬
 圓の割合と爲りしが、三十七年より再び神戸に移り、三十八年には横濱千四百三十
 三萬七千餘圓に對し、神戸は八千七百八十四萬六千餘圓の高額に上り、四十年には
 横濱千四百四十萬圓餘、神戸は實に八千百十五萬七千餘圓の巨額に上り
 乾、藍は三十年全國百五十萬餘圓の輸入中、横濱百四十萬圓餘を占め、殆んど獨占の
 姿なりしに、漸次神戸に移り行きて、三十五年には横濱百五十三萬餘圓、神戸百七萬
 餘圓と爲り、三十八年には横濱十六萬九千餘圓に對し、神戸は倍數を越えて三十三
 萬七千餘圓に上り、四十年には横濱二百十四萬餘圓にして、神戸三百七十四萬餘圓
 と爲り

麥粉は三十五年横濱二百萬圓以上の時神戸は一百萬圓に及ばざりしが、三十八年には大に相接近して横濱四百七十六萬九千餘圓、神戸三百八十八萬五千餘圓と爲り、四十年には全く地位を顛倒して横濱の約百六萬圓に對し神戸百九十三萬餘圓と爲り

石油は二十五年横濱百七十一萬五千餘圓、神戸百三十四萬三千餘圓なりしに、漸く相接近して、三十五年には横濱六百四十一萬餘圓、神戸五百七十四萬餘圓と爲り、三十七年には神戸六百九十一萬餘圓、横濱五百三十八萬餘圓にして、神戸は百五十萬圓以上を超過し、三十八年は横濱三百八十三萬三千餘圓に對する、神戸は三百三十八萬七千餘圓の割合と爲り、四十年には横濱四百十八萬餘圓、神戸四百三十六萬餘圓と爲れり

其他仔細に觀察すれば、横濱の重要輸入品の漸次、神戸に移れるもの、擧て數ふべからず

全國貿易に關する横濱、神戸二港の地位を知らんと欲せば、貿易物品價額の増減及其の増減の程度を比較したる後、更らに通商對手國に就て、兩者關係の親疎と親疎

横神二港と
諸外國の關

の變更を來せる程度とを比較せざるべからず、今繁を避けんが爲めに、對手國を類別したる重要諸洲に對する、卅一年後兩港貿易物品價額と、兩者が全國貿易額に對して、占むる所の割合とを掲ぐへし（單位千圓）

年次	輸		出		輸		入	
	横濱港	神戸港	横濱	神戸	横濱港	神戸港	横濱	神戸
三十一年	亞細亞	一〇、四八〇	四、五五〇	一三、九	五、六	三、七、四	二、三、七	五、七、六
	歐羅巴	二九、二六七	五、〇〇六	八、四〇	一、四、三	五、七、五〇	三、九、六五	五、五、一
	亞米利加	三九、二二三	一〇、二四八	六、七	二〇、六	一、四、七三	三、八、七	三、五、七
	其他	一、三三	一、七九六	三、七	五、九	一、三、五	四、三	三、三、五
	合計	八〇、一〇三	二〇、五〇〇	二四、七	三六、四	一、四、七三	一、四、七三	一、四、七三
三十二年	亞細亞	一〇、九六〇	五、三三二	一三、二	五、七、五	三、七、四	二、三、七	五、七、六
	歐羅巴	三九、九七三	八、八六九	七、九六	一、七、七	四、〇、六〇	三、〇、六六	五、五、〇
	亞米利加	四〇、三六一	一、三三五	八、二〇	一、七、二	一〇、七、六〇	二、八、八六	三、八、〇
	其他	一、七七八	二、三〇二	三、九	五、五	二、二、八六	一、三、四	四、〇、八
	合計	九二、四七二	一五、九〇二	二七、七	四〇、〇	一、四、七三	一、四、七三	一、四、七三

三十三年		三十四年		三十五年		三十六年	
歐羅巴	亞米利加	歐羅巴	亞米利加	歐羅巴	亞米利加	歐羅巴	亞米利加
二四,六五四	四一,七五八	四八,二一五	六〇,六六八	五四,四九四	六六,七九〇	五七,四五一	六七,三三七
七,六七七	三三,一六七	一〇,九六六	一四,三〇一	一一,三九六	一五,六三三	三〇,一五五	一六,七七八
八,一〇〇	七五,〇	八〇,五	八〇,二	八二,〇	七九,五	八二,〇	七六,一
一七,九	三三,八	四三,〇	四七,六三三	一六,九	一九,〇	一七,一	一九,五
六三,五五五	一九,二九二	四七,六三三	一五,五五二	四二,九二二	一七,九六六	四六,七二〇	二七,四五五
五,一四六	三七,六〇八	三九,八三三	二二,〇四四	四二,八五〇	二七,〇六六	三九,〇五八	二二,三三〇
五,一四六	三〇,五	二九,七	三三,〇	四三,六	三五,四	四八,五	三七,二
四二	五九,六	四〇,〇	五〇,五	四三,五	五五,〇	四二,二	四九,三

三十七年		三十八年		三十九年	
歐羅巴	亞米利加	歐羅巴	亞米利加	歐羅巴	亞米利加
六〇,九五〇	八九,一〇八	四一,一九四	七九,〇三三	六五,六〇六	一〇六,四一一
一〇,九九二	一七,四五七	九,四七六	一七,〇六八	一九,八三三	三〇,四〇七
八四,〇	八二,三	八,四	八,〇	六,一	八,六
一五,一一	一六,七	一七,四	一七,五	三,九	一五,六
五五,三三三	二五,三三三	八五,九八六	四六,五三三	六八,八六六	二八,二一五
四六,四三三	二七,一八三	四九,二〇三	四六,五三三	六八,八六六	三〇,七四
九七,四五六	二七,一八三	七九,二四四	五〇,〇五九	六八,八六六	三〇,七四
二七,五	四三,六	四六,七	四四,二	四五,一	三九,五
五,四	三,八	四,八	四,二	四,一	四,〇

四十年		歐羅巴	七〇、五八	三、五三	七、七	三、八	八、九、三〇	八、七、三六	四、〇	四、六
亞米利加	二〇、六三	三、二九	七、二	一、六三	三、八〇九	三、九、四七	三、九、六	四、七、七	三、五、〇	
其他	四、七三	四、五三	四、五	四、五、八	九、七三	五、五、八	六、〇、九	三、五、〇		

亞細亞輸出
と横神二港

亞細亞諸國へ四十年横濱の輸出品價額は、二千三百餘萬圓なるに、神戸は五千七百萬圓を越えたるが、金額に於て斯かる大懸隔あるも、三十一年後進歩の程度としては神戸却て横濱に若かざるものあり、其内容に就て、概記せんに

支那は三十年、神戸千四百餘萬圓にして、横濱僅に百六十餘萬圓なりしに、卅五年には神戸約二千五百二十萬圓、横濱約二百七十萬圓、三十八年には神戸三千六百餘萬圓、横濱八百二十二萬餘圓と爲り、四十年には横濱七百六十七萬五千餘萬圓、神戸二千八百七十二萬一千餘圓にして、其額漸く相接近し

英領印度は三十年横濱二百二十萬餘圓、神戸百八十八萬餘圓にして、三十五年には横濱三百餘萬圓、神戸百九十餘萬圓、三十八年に至りては横濱尙ほ上位にあるも距離は大に接近せり、即ち前者は四百二十八萬餘圓、後者は三百三十四萬餘圓、四十年には横濱六百〇五萬二千圓、神戸六百〇四萬九千圓、其間相距ること僅に三千圓

香港は神戸に對する横濱約三分の一を往來し、三十年神戸千五百三十三萬餘圓、横濱四百六十八萬餘圓、三十五年神戸千三百六十九萬餘圓、横濱五百二十七萬餘圓、三十八年神戸千萬圓、横濱三百九十一萬餘圓の割合にあり、即ち横濱の進歩は幾分か神戸に輸する所ありしに、四十年に至りては、神戸千四百七十五萬七千餘圓、横濱二百三十一萬二千餘圓の割合と爲れり

歐洲輸出と
横神二港

歐洲に對する輸出品價額は、横濱大に越る所あるも、進歩は反て神戸に及ばざるものあり、其の内容の主なるものに就て述べんに

英國は三十年、横濱四百四十九萬餘圓、神戸三百八十八萬餘圓なりしに、卅五年には横濱千百十六萬餘圓、神戸五百七十九萬餘圓となり、三十八年には横濱八百六十七萬餘圓、神戸四百五萬餘圓と爲り、四十年に至り横濱千三百九萬餘圓、神戸八百五十萬餘圓、神戸四百五萬餘圓と爲り、漸く相接近せり

獨逸は三十年横濱の百六十三萬餘圓に對し、神戸は僅に二十八萬餘圓なりしに、三十五年漸く相接近して横濱二百五十萬餘圓、神戸二百十九萬餘圓と爲り、三十八年に至り、前者二百九萬餘圓なるに引き換へ、後者は二百一十一萬餘圓と爲りて、其地位

を顛倒し、四十年には横濱四百三十一萬二千圓なるに神戸に殆んど六百八十四萬圓の多きに達し

佛蘭西は三十年横濱二千五百萬圓以上の巨額を保ち、神戸は四十八萬餘圓に過ぎざりしが、三十五年には横濱二千五百七十餘萬圓、神戸百二十七萬圓と爲り、卅八年に至り横濱は依然舊狀を去らずして、神戸は殆んど二百萬圓に達せり、然れども其の差は尙ほ二千三百萬圓の大逕庭あり、四十年には横濱三千八百八十五萬九千餘圓にして、神戸は三百六十七萬二千餘圓尙ほ其の一割に達せず

伊太利は、殆んど横濱の獨占にして、三十八年全國八百九萬圓の輸出中、横濱は殆んど七百五十萬圓を占む、然れども神戸が三十年に僅かに七萬餘圓にして、卅八年に殆んど六十萬圓に達せしは進度としては急速と云はざるを得ず

亞米利加洲に對する輸出は、價額進度共に横濱遙に神戸を凌ぎ、殊に北米合衆國に對する輸出は横濱の存在を全ふする主因にして、三十年の全國輸出品價額は五千二百四十三萬餘圓にして、内横濱の占むる所四千三百五十萬餘圓、神戸の占むる所八百五十萬餘圓なりしが、三十五年は横濱六千三百九十七萬餘圓、神戸千五百二

米洲輸出と
横神二港と

十萬餘圓、三十八年には全國九千四百萬餘圓の巨額に達し、内横濱七千六百九十二萬餘圓、神戸千六百萬餘圓、四十年は横濱一億〇五百四十八萬餘圓之れに對する神戸は二千〇七十四萬餘圓を超えず

英領亞米利加は、三十年横濱百〇八萬餘圓、神戸九十三萬圓なりしも、三十五年には漸く相隔りて、横濱二百七十萬餘圓、神戸七十五萬餘圓と爲り、卅八年には幾分の接近を生じて、横濱二百六萬餘圓、神戸百四萬餘圓、四十年には更に相接近して、横濱百九十餘萬圓餘、神戸百四十八萬九千餘圓と成れり

亞細亞諸國の輸入は、金額に於て神戸は遙に横濱の上に位するも、進度は却つて之れに及ばず、其の内容に就き主なるものを略記せんに

支那は三十年神戸千六百五十一萬餘圓、横濱八百二十八萬餘圓、三十五年神戸二千四百四十九萬餘圓、横濱八百二十四萬圓餘、三十八年神戸二千五百十七萬圓餘、横濱千三百二十九萬圓餘、即ち始めは横濱大凡そ神戸の半數に居り、中にして三分の一に位し、終りに其の半數を越るの割合となり、四十年には横濱千二百七十四萬圓餘、神戸二千三百九十六萬五千圓餘と爲れり

亞細亞輸入
と横神二港

英領印度は三十年神戸二千三百二十七萬餘圓、横濱五百二十二萬圓餘、三十五年神戸三千八百六十一萬餘圓、横濱八百五十一萬餘圓、兩年共四割四分強の差なりしが三十八年には神戸五千六百五十一萬餘圓、横濱二千三百八十萬圓餘と爲りて、距離大に接近し、四十年には復又相遠がりて横濱千八百八十八萬千餘圓、神戸四千八百九十五萬六千餘圓と爲れり

歐洲輸入と
横神二港

歐洲の輸入價額は横濱常に多きを占むるも進度は神戸の方速かなり、其内容の主なるものを略記せんに

英吉利は三十年横濱三千四百五十五萬餘圓、神戸二千六百三十五萬餘圓、三十五年横濱二千三百五十五萬餘圓、神戸二千九十五萬餘圓、三十八年横濱五千二百八十四萬餘圓、神戸四千六百八萬餘圓にして、漸次兩者接近し來り、四十年には愈々接近して横濱五千三百〇二萬八千餘圓、神戸は五千百十二萬八千餘圓と爲り
獨逸は三十年横濱千五十一萬餘圓、神戸七百三十二萬圓なりしも三十五年には地位を一轉して神戸千二百三十一萬餘圓、横濱千四百四十六萬餘圓と爲り、三十八年には氣勢を回復して横濱二千四百四十七萬餘圓、神戸千八百八十二萬餘圓と爲りたる

も、其差額の割合は三十年に於るよりも却て相接近せり、四十年には横濱二千二百六十六萬一千餘圓、神戸は二千二百四十二萬三千餘圓にして殆んど其の差なきに至る

佛蘭西は明治二十五年の頃は神戸は横濱の大約半額なりしが、漸次神戸に移りて三十年は神戸二百七十五萬餘圓、横濱二百二十二萬餘圓、三十五年は更に懸隔を生じて神戸二百七十六萬餘圓、横濱百六十九萬餘圓と爲り、三十八年には接近して神戸二百四十三萬餘圓、横濱二百三十七萬餘圓となり、四十年は横濱二百七十七萬七千圓弱、神戸二百四十九萬一千圓餘と爲れり

白耳義は三十年横濱百七十五萬餘圓、神戸百二十七萬餘圓、三十五年横濱三百三十二萬餘圓、神戸三百十八萬餘圓、三十八年横濱五百十七萬餘圓、神戸四百九十五萬餘圓、四十年には横濱六百二十一萬五千餘圓、神戸六百〇三萬七千圓弱と爲り是亦大に接近し來りたり

亞米利加洲の輸入は横濱を去て神戸に移らんとするの傾向あり、其の中主なるものは

米洲輸入と
横神二港

北米合衆國にして、明治二十五年の頃全國輸入額僅に五百九十八萬餘圓、其中横濱二百八十八萬餘圓、神戸二百七十一萬餘圓なりしが、三十年には横濱千七百七十八萬餘圓、神戸千三百五十四萬餘圓、三十五年には横濱千七百五十萬餘圓、神戸二千七百萬餘圓、三十八年には神戸は遂に四千九百八十四萬餘圓に達したるも、横濱は四千五百九十五萬餘圓を出でず、四十年は横濱三千七百七十四萬四千餘圓にして、神戸三千八百五十七萬餘圓と爲れり

以上の諸表に就て見るに、最初神戸港が横濱港を凌がんとするの勢力熾盛なりしに引換へ、中頃にして稍、其の進度の緩慢なるに至れるを見る、畢竟するに近年神戸港は、其接近地に於る大阪港の爲に、領分を蠶食せられたるに由るものにして、今日の現況より、之れを見るも、日本を兩分すれば、東國の貿易は、主として横濱の一港に於て行はるるものなるが故に、今若し東西兩港の實力を知らんと欲せば、東横濱一港と、西神戸大阪二港とを對照せざるべからず、先づ神戸大阪二港を合したるもの貿易金額を見るに

横濱と神戸
大阪の貿易

神戸大阪二港輸出入品價格 (單位千圓)

年次	輸出	輸入	計
六 年	三、四三三	六、三三九	九、七六二
十 年	四、八三八	四、七七八	九、六一六
十 五 年	六、九三二	七、九一九	一四、八五一
二 十 年	一三、四二六	一五、二九八	二八、七二四
二 十 五 年	二二、五五三	三六、一四五	五八、六九八
三 十 年	五三、七五〇	一一五、一六五	一六八、九一五
三 十 五 年	八九、七九八	一五六、三九一	二四六、一八九
三 十 六 年	一〇八、九一二	一七一、〇四〇	二七九、九五二
三 十 七 年	一一八、七六六	一九一、八三二	三二〇、五九八
三 十 八 年	一四〇、三九七	二四七、一一三	三八七、五一〇
三 十 九 年	一七〇、五一五	二一七、〇六九	三八七、五八四
四 十 年	一六六、七〇六	二五七、八六九	四二四、五七五

更らに東一港と、西二港の貿易金額が、全國各港の貿易に比して如何なる割合を保

つやを知らんと欲せば、左表に就て之れを見るべし

横濱貿易金額と神戸大阪貿易金額が全国各港の其れに對する割合

年次	輸出		輸入		計	
	横濱	神戸大阪	横濱	神戸大阪	横濱	神戸大阪
六年	七二	一六	七〇	二二	七二	二〇
十年	六八	二〇	七六	一七	七二	一九
十五年	七一	一八	六九	二七	七〇	二三
二十年	六四	二五	六一	三四	六三	二九
二十五年	六七	二四	四四	五〇	五七	三六
三十年	五五	三二	四〇	五二	四七	四四
三十五年	五四	三四	三二	五七	四三	四六
三十六年	五一	三八	三五	五四	四三	四六
三十七年	五三	三八	三七	五二	四五	四五
三十八年	四五	四三	三九	五一	四二	四六
三十九年	四七	四〇	三五	五二	四二	四六

全国と横濱及神戸大阪の貿易

即ち輸出は横濱の特色にして明治六年には西二港を加ふるも、之れが四分の一に及ばざりしに、三十八年には殆んど同率に達し、四十年に至りて九分の差となり、輸入は初め三分の一に及ばざりし西二港が、三十八年には却て一割三分を超過し、四十年には更に四分を増し、計金に於て西二港最初三分の一にも達せずして、三十八年には四分、四十年には五分を超過し、斯の如くして横濱の貿易は神戸、大阪の二港の爲に其の領域を縮められつつあり

明治六年を一位の數となして、同年より以後全国と横濱と神戸及大阪港の貿易が如何に進歩したるかを示さんに

全国各港と横濱港と神戸大阪兩港との貿易價額増加の割合

年次	輸出		輸入		計	
	全国	横濱	全国	横濱	全国	横濱
十年	一一、二	一一、二	一〇、〇	一一、二	一一、〇	一一、〇
二十年	一一、二	一一、二	〇、八	一一、〇	一一、〇	一一、〇

十五年	一七	一七	二〇	一〇	一〇	一三	一三	一五
二十年	二四	二二	三九	一六	一四	二四	一九	二九
二十五年	四二	三九	六六	二五	一六	五七	五三	六〇
三十年	七五	五八	一五七	三六	四四	一八三	七七	五〇
三十五年	一一九	八九	二六二	九七	四五	二四六	一〇七	六五
三十六年	一三四	九三	三一八	一一三	五六	二六九	一二二	七三
三十七年	一四七	一〇八	三四五	一三二	六九	三〇一	一四九	八六
三十八年	一四八	九三	四一〇	一七四	九五	三九〇	一六三	九四
三十九年	一九五	一二八	四九九	一四九	七六	三四二	一六九	九八
四十年	一九九	一三二	四八七	一七五	八七	四〇六	一八六	一〇七

即ち明治六年より四十年に至る間、日本全國の貿易は、其の計金額十八割六分を増したるに拘らず、横濱港は十割七分を増加せるに過ぎず、之れに反して神戸及大阪二港は、四十三割五分の増加を爲せしを見る

貿易に對する横濱大阪現在の地位

以上の諸項を綜合して横濱神戸大阪三港が輸出入に對する、現在の地位を概言す

れば

一、横濱港は長野、群馬、山梨、福井、其の他全國諸縣より入荷する生絲、屑絲、絹及綿布の類を北米、其の他伊、佛諸國へ、静岡縣製茶の多部分を北米及英領加奈陀へ輸出して、北米よりは麥粉、線綿等を輸入するを主なるものと爲す

二、神戸は主として、近畿地方に産出する綿織絲を支那、其の他東洋諸國へ、兵庫、愛知、大阪、廣島諸縣の燐寸を支那、其の他東洋諸國へ、岡山、廣島、福岡諸縣の華苳を北米、支那、英領亞米利加、其の他へ、神奈川、岡山、和歌山、大阪等の麥稈、眞田を英國へ、全國各地の陶磁器と静岡の製茶を北米へ輸出して、豆糟、大豆の類を支那より、線綿を英領印度、支那、北米より輸入し

三、大阪は近地に産する清酒を清韓へ輸出して、蘭領印度より砂糖を輸入するを以て主なるものと爲す

歐洲諸國に對しては、横濱に於ける生絲、屑絲、絹及綿布類の輸出と、横濱、神戸二港に於ける機械製品の輸入盛んに行はるるも、二港の特色とすべきものなし、要するに横濱は生絲の主産地と其の仕向地の主なる北米に接近して、輸出港たるの地位に

立ち、神戸は關西の工業盛んにして殊に紡績業發達の結果、原料を英領印度、支那に仰ぎ、機械類は英國其の他の供給に依頼して、輸入港たるに適し、大阪は清、韓に清酒を輸出するに神戸を経るの必要なきに至り、且工業勃興の結果、其の原料を自から輸入するの傾向を増加しつつあり

横神二港の發達と住民の氣質

日本國內に貿易港少からざるも、横濱、神戸の二港は帝國貿易上東西の二大關門たり、一は關東唯一の貿易港、一は關西無二の商港たり、其開港當時の紛雜、其發達其住民の氣質等を比較すること趣味多き一事とす

横濱の開港は、安政六年六月にあり、然れども此港門が無事に貿易の關門たる地位となる迄には、幾多の艱苦を経たり、乃ち開港後浪人なる者の勢力、日を追ふて増長すると同時に、幕府の勢力衰退し、其衰退の勢力を維持するの道は外國に對して幾分か強硬の態度を示し、以て攘夷論の氣勢を殺ぐにありと思考し、而して却て勢力衰退の氣運を速めたり、彼の小笠原閣老の名を以て、各國公使に絶交攘夷の書を贈らしめたること、池田筑後守、河津伊豆守を歐洲に派し、文久三年十二月横濱鎖港談

横神二港開港の難易

判を佛國巴里に開き、歐洲外交界に嘲笑せられたるは、横濱開港當時の實狀なり、轉じて神戸は如何と云ふに、彼は横濱に比して一層の苦楚を嘗めたり、當時京都は勤王攘夷黨の中堅たり、此黨與の多數は、日本を以て神州となし、其神州中京都は天皇の御座所にして、神聖中の神聖地なり、兵庫は京都を去ること遠からず、若し兵庫が開港場とならば、紅毛綠眼の夷狄は、自在に京都に出入することとならん、夷狄の足跡は神聖不可侵の京都に印せしむべからず、横濱の開港も望む所にあらざるも、京都とは山海隔絶す、横濱の開港は已むを得ざるも、兵庫の開港は斷じて不可なりと云ふにありたり、故に慶應元年外國の諸軍艦神戸、大阪の間に集合し、一步を誤らば砲門を開て最後の活劇を演せんとする勢に迫られ、漸くにして條約の勅許を得たる時すらも、兵庫の開港のみは勅許とならず、當時大久保利通すら兵庫開港不可説を主張せしこと、別章に詳なり、慶應三年幕府の實權京都に歸したる後、漸く兵庫開港の勅許となりたり

日本帝國貿易を折半して幾んど其一半を占んとする、關西唯一の商港たる神戸も五十年前は荒涼寂寥の地なりし、神戸開港三十年史は記して曰く

開港當時の横神二港

兵庫の市街を離れ東の方湊川堤上に至れば、川とは單に名のみにて平時は水なく人の渉るに任せて架橋の設なし、堤上の古松亭亭として、松籟今に怒聲を帯び萬目蕭條として懷古の情なき能はざる光景なり

佇立して手を挙げ、前頭を眺むれば、略十丁弱にして、道は漸く人家の陰に隠る、其幅員二間許り、兩側に竝木松二十餘本、是れ兩街道なり、水田菜圃は其左右に迫り尙ほ堤下より街道に分岐して、斜に間間を通する一條の捷路あり、兵庫より神戸村に至る間道とす、其間道の極處に近く一區の墓地ありて、涙に築かれたる新しき土饅頭も見ゆ、首を擧げて西北を仰げば摩耶、六甲、再度の山脈蜿蜒として福原一帶の莊を懷にす、而かも千古無情の風雨は、青松の翠將に滴んとするを惡むものか、岳をして處處斑斑たる赧白の肌膚を露さしめ、山峰人に媚びんとして又差づるの色あるなり、西北一回の山麓より街道に達する迄、廣漠たる一面の斜面的耕地は、里人挽みなき鋤犁の丹精を見るべく、稻城に風を殺ぎて、行人をして寒からしめざるは、是れ里人の情とや云はん、楠公墓畔の村はと問へば、茅屋僅かに三々五々、此邊嘗て三軒屋の唱ありしと云ふも空しからず、油燈暗澹室廣からざる

に心廣く體胖に足ふみ伸べたる荒くれ雄は、水を往き來の人にあらん、蕭然跪坐して慇懃に云ふ路傍に「楠公之墓」と刻せる石標あり、其處より北へ見ゆるは坂本の村、颯て畦みち五丁も行かば、赤松十餘株即ち其處ぞと當時の寂寥、實に斯の如くなりき、此寂寂寥寥たる街道を見捨て、更に東すれば人語漸く嘩すべし、是れ即ち走水村なり、岡村の民家僅かに百四十數戸、更に進めば二つ茶屋なり、民家は三百を出でざるべし、夫れより東を神戸村と爲す、前二村に比すれば村域稍大にして、庵に炊爨の煙を擧ぐる者、蓋し五百の數を越すべし、慶應の當時三村共に幕府直轄の地にして、往古より所領沿革は兵庫と差したる變はなきもの如し、西國街道は、三村の中央を横貫して家家其軒を列ね、街道の兩側には、僅かに地を穿てる溝洫に沿ふ家屋あり、構造極めて粗惡なり、神戸村に入れば稍、見るべき家なきにあらざれども、其れとて極めて少數なれば、二階構造の家は僅かに指點し得るに過ぎず、多くは茅葺平屋にして、街道の南海濱に近き邊に、酒造庫十數棟あり、住民の大半は農業に従事する者、左なくは額の汗に日を送る勞働者なり云云、是れ即ち開港當時の神戸なり、而して横濱は如何と云ふに、別章に詳記せし如く神

戸よりも尙ほ一層地形及状態を變化したるなり、神戸の當時は蕭條たる僻邑たりしに相違なきも、彼は西國大名の參觀往來する唯一の國道たり、彼は少數ながらにも數百の茅屋軒を列ねたり、彼の當時は水面にあらずして陸地なりき、横濱は然らず、方今寸土千金の價を持ち、層樓大厦の櫛比する市街は、陸地にあらずして大抵水面なりし、參觀大名の往來する道は遠く一里の北にあり、戸部、本牧方面には人家點在す、然れども其人家は耕牛耕馬と雜居する人の住居に非ざれば、一面の魚網に一家數口を託する漁老の住居なり、灣頭の丘陵は削られて海底の藻と雜居し、採草の好水面、今は鍍柱石壁家屋の建築地となる、横濱は蒼田變じて海とならずして蒼海轉じて陸地となる、而して此變化は僅僅四五十年間に形成したるなり

四五十年前の横濱、神戸は斯の如し、今は如何と云ふに此の兩都會の人口各約四十萬、其間兩市共に幾分の區域變更はありたれども、四五十年前麥圃菜畦に圍繞せられたる寒村、四五十年前農戶蠶屋處處に點在したる僻陬、今は國內無比の繁華都會となり、帝國貿易消長の運命を掌れり、五十の年數人類の命數に取りて短小ならずとするも、國都の命數に取りては一旦夕に異ならず、五十年前海門開けしより、東西

横神二港の
現在と未來

半球を共通する風潮は、桃源的帝國たりし日本の内外に自在に出入し、三百年間帝國の覇主たりし徳川氏斃れ、大名斃れ、政權と血統との堅鎖切斷せられ、昨日の浪人無宿の輩一躍して帝國表面の舞臺を占領する時勢となる、人事の變遷斯くの如し都會村落の消長盛衰も、同一運命の外に超然たる能はざるなり

横神二港が略同一時代に活動を起し、同一速力にて今日まで進歩し來りし既往斯の如し、而して將來の運命如何と云ふに、是亦兩兩相對して有望の未來を有せり、フイリッピン諸島が西班牙の手を離れ、前岸大共和國の所有に歸せし事、世界人口の約三分一を占有せる西隣支那帝國が著しく我と修交通商の關係を厚くするに至りし事、朝鮮半島が我保護の下に立ちし事、何れも我帝國貿易版圖の開發なり、此方面貿易の開發は主として神戸の繁榮を助くる者なり、樺太の一半我が版圖に歸せしこと北海道事業の駁駁として進歩する事、前岸大共和國がパナマ運河の開發を爲す事、主として横濱港灣の前途を有望ならしむる者なり、思ふに兩港未來の運命は既往五十年間の運命に伯仲する者あらん

横神二港人
士の氣質

其土地已に改革の氣運に乗じ、一躍國內無比の貿易港となる、之れに住する人士も

土地と變化の度を同ふせざるを得ず、此腕あり此脚あり、此心膽あり、風雲に際會して一翼九萬里の壯舉を爲すこと難にあらずとは、兩港最初移住者の状態にてありしなるべし、スコッチも來れ、アイリッシュも來れ、獨人、佛人も來れ、西半球は彼等の來り住するを待つと云ふ氣風ある者は北米合衆國なり、四五十年前の横神二港は日本の小合衆國たりし、土著者は少數にして新入者は多く、土著人は閉息し腕、脚と氣力と資本とを有せる新入者は跋扈す、新開地の状態は人も草木も活動するかと思はる、從て古禮舊式の如き者、大抵彼等の脚下に蹂躪せられ、彼等の眼中には秩序もなく、慣習もなし、是れ即ち新開地に免れざる短所にして又長所たり、神戸開港三十年史は神戸人士の氣質を叙述して云ふ

神戸に於ては神戸商人氣質として見るべき者、容易に成立せず、神戸の土著人中商估なかりしと云ふにあらざれども、其數は僅少にして、特に開港以來の新商業に對しては、彼等は全く商人の地位を失ふたり、而して神戸の新商業は新來移住民の手に行はれたり、其新來の移住民は各自故郷の風俗慣習を提へ移住せり、斯くて神戸の土著人は、其員數多からざるの故を以て、其風俗慣習は新來移住民を

感化するの力なかりき、寧ろ新來者の感化を受くべき地位に立てり、神戸に於ては十人十色の風俗慣習ありて雜駁なり、不統一なり、神戸氣質の存立は容易ならざりし、特に新來の移住民は、故郷を捨て新運命を求めんとして來る者なり、冒險も恐れず、勞苦も恐れざる氣力ある者と見ざるべからず、彼等の眼中には自己あるのみ、隣人すら是れなきなり、彼等の胸中には利己あるのみ、他人の利害を顧慮するの迫なし、彼等の慾望には錢あるのみ、名譽の如きは問ふ所にあらず、彼等は優美なる思想を有せず、而して燃るが如き貨殖の希望を存す、神戸の移住民中稍、其目的を達し地位を作し、神戸を以て第二の故郷と決意する者あるに至れる迄は、神戸市中は實に斯の如き住民を以て充滿し居り、主我の念のみを以て經濟的生活を營む者が公事を語らず、公益を云はず、只管利己に汲汲たるを怪むべけんや、今より二十餘年前の神戸に於ては移住民中にも、亦土著人中にも、大器有徳一郷の人望を擔ふて衆心を薰化する人物あるを認めず、是を以て統一一致の氣風慣習は容易に發達し得ざりし也

横濱市が世界の風潮に迫まれて、呱呱の聲を發せしより此に五十年、現在横濱人

士の中には、父母の餘澤に依り、高樓大厦に住居し、人間社會に饑寒と云へる痛苦あるを解せざる者少からざるも、其父母を討れば大抵當初は腕脚、氣力のセントルマンなりし、又現在家に巨多の富を有し、生活の程度は王公を壓する人と雖ども、四五十年前の歴史を見れば、一擔の棍棒、額上の流汗、以て一身發達の資本としたる人なきにあらず、其多くは當初郷里にありて、二頃の田圃と死生を共にするを迂なり、拙なり、と剛頭に長嘯したる一種の陳勝吳廣たりし、今日の横濱は四五十年前の横濱にあらず、其人士も其地位、其富と共に變化を來せしと雖も、一旦政治上、商業上、社交上、事變の生ずる時は、往往彼等舊時の氣風を激發し、弓腰の老人も氣力の活潑なる少壯者に一步を譲らざるの氣風を見る、横濱の人力車夫は腰を屈し、棍棒を握りて乗客の到るを待つ、東京の車夫は乗客の乗車するを待て後、棍棒に手を掛く、京濱の距離僅かに七里、其間車夫の舉動すら此遲敏の差あり、是れ兩地人民生活の戦争に緩急の差あり、住民の氣質も寛急の差を生じたるなり。

横濱市富の程度如何と云ふに、五十年前始めて生産したる、此殖民地的都會は、驚くべき富を集めたり、明治三十七年住民の所得及び所得税表に依りて富の程度を見

横濱市富の程度

るに、統計年鑑は左の事實を示せり（單位千圓）

一、東 京 府	其所得高	八六、一六九
二、大 坂 府	同	二八、四四九
三、兵 庫 縣	同	三、七四七
四、神 奈 川 縣	同	一、二四四
	同	二八、〇五二
	同	八、五七
	同	一九、三六七
	同	六、一〇

此表に依れば、神奈川は、全國中所得及所得税金高は、三府四十餘縣中第四位にあり然れども、此表たる市郡を一括して擧げたる金高なるが故に、其中市に屬する者幾許なるや、精確に知るを得ざれども、大阪府と兵庫縣は、其人口戸數共に全國に冠たる者（東京府を除き）加ふるに、此一府一縣中には堺市あり、姫路市ありて、此所得金高を分割する都會あり、神奈川縣は人口に於けるも、戸數に於けるも、此一府一縣の二分の一に過ぎざる上に、當時此管轄内横濱市の外に、市制を施行するの大都會なかりし、故に純粹に市に屬する所得のみを計算せば、優に大阪市の次位を占得するを得ん、五十年前荒涼寂寥の地、今は此の富を集合す、四百年前一群のピュリタンが、自山を絶海萬里の西半球に求め、猛獸と戦ひ、土人と戦ひ、氣候と戦ふたるの地、今は富

と勢力世界を壓せんとする合衆國となる、横濱と合衆國、彼此事物の大小素より等差遙なりと雖ども、短年月の間に長大なる進歩を爲すの一事は、相酷似する者なり。横濱市富の程度斯くの如し、若し人あり市内の富人、各自各別に資本を運用するの態度を一變し、市内各人所有に屬する富の幾分を集めて一團の資本となし、之を以て少くも國內の商工業界に活動するあらば、恐くは國內の實業界を警動革新するに足る者あらん、横濱市内に集合する富の分量は、斯の如く大なれども、其富は割りに活動の力なし、是れ其富は常に分れて運動するも、集りて運動するの力乏きに由る。

何故に横濱市内の富は、分居を好んで集居を好まざるの傾向あるや、曰く是れ横濱本來の性質を知らず、識らざるの間に發露するものなり、横濱は神戸と同様に、一種の殖民地なり、此の市内に來りて頭角を擧げし者、及び擧ぐる者は皆一儁ある人物なり、所謂腕、脚と、氣力を資本として、社會の風潮と戰闘する流亞なり、彼等は彼等の常として自信の念に富み、他人を信するの氣風に乏し、各人各自各、將帥を以て任じ容易に他人に依頼せず、服従せず、銀行若くは會社を起すも、多數者の資本を集むる

よりは成るべく、少數者の資本を集め、少數者の資本を集むるよりは、成るべく一家族の資本を集めて統合するの氣風あり、政治若くは實業部面に事變の起るあらん乎、將帥を以て任する人士の多き割りに、兵卒に甘んじて勞を取る者少し、是れ横濱市の組織日尙ほ淺く、殖民的の念慮は尙ほ各人の胸中に、幾分か出沒するに由るもの乎。

二港の港灣

港灣も横神の二地相類する者あり、兩港共に自然港、たること是れなり、大阪は數年前築港事業を起し、現に尙ほ工事を完成しつつあり、東京は未だ築港に著手せずと雖ども、市民の築港熱盛なり、時機到來せば是亦築港事業を起すなるべし、然れども此二都は兩港の如く天恵を受くる者にあらず、東京には隅田川ありて終年土砂を上流より流下し、浚渫を怠らば品川灣は陸地と化するの不便あり、大阪には淀川あり其流下する土砂の量は、隅田川の比にあらず、人は辛苦して土砂を浚渫す、天公は猶豫なく土砂を放流するか故に、人工の天工に勝つにあらずんば、港灣は船舶出入の用を達するを得ず、尤も横濱には大岡川あり、神戸には湊川あり、天公灣内投砂の悪戯を爲すなきにあらざるも、此悪戯に對し、人工の打勝つこと容易なり、凡そ港灣

開設に就て、最も考慮を要すべきの一は自然港たるや將た人工港たるやにあり、新
潟港か五十年前條約締結の始より、五港の一と數へられたるに拘はらず、今に港門
の實を擧ぐる能はざるは、主として信濃川と云へる大河上流より土砂を押し流し
人力の之れに抵抗する能はざるに由る、横濱と神戸には此天恵あり、天恵は人爲を
以て容易に奪ふ能はざるものなり

第三十二章 内外商人間の紛争

政治上治外法權の弊は、商業上の事にも及びて、居留外人の我に對する取引上、横暴
の舉動甚しく、殊に彼我の富力相懸隔するより、横濱商人は數十年の久しきに互り
常に外商の壓迫を受け、輸出入の多分は彼れに依りて取扱はれ、相場は彼に依つて
左右せられ、其他日常の取引間に、非理無道なる習慣は、著著として涵養せられ、其弊
殆んど堪ふべからず、過去數十年吾貿易商人の痼疾にも忘るる能はざりしは、商權
恢復の一事なり、然れども是れ固と容易の業にあらず、殊に横濱は主として輸出港
なるが故に、外人は多く顧客の地位に立てり、横濱商人が今日の地位に至るまで、彼

内國商人の
苦境

鐵輪の争

等に對する商略上、取引上の辛苦は、局外者想像の及ばざるものあらん、今開港以來
内、外人の間に起りたる商業上、紛議の主なるものを左に掲ぐべし、蓋し今日市民の
得たる商業上の地位は、何れも先進者數十年辛苦經營の賜と知るべし
數十年前より、横濱港輸入物品の主位に置かれたる唐絲、金巾、羅紗等の荷造は、布
を以て之れを纏ひ、更に鐵輪を以て緊縛したるものにして、長途の運搬に堪へ、且容
積を減縮せしむるに最も宜しきを得たる方法なり、此荷物が横濱港に著し、内地商
人之れを買取るに當り、外商は鐵輪を取り外して、我商人に手渡するの風習を生じ
遂に如何なる場合も外商藏番の支那人は、一一之を取外したる後にあらざれば、邦
人に引渡さず、然るに其鐵輪を取外す時は、荷物固有の形體を失ひ、容積増加して内
地の運搬に不便を極め、運賃にも影響を及ぼし、不都合尠なからざるのみならず、荷
造の儘にて貨物を買入れたる我商人は、荷造の爲に用ひられたるものは、其儘所得
に歸すること道理明かなれば、明治十二年十月吾取引商人は、鐵輪取外しの儀は、以
來斷然廢止すべきことを、外商に申込みたり、然れども、彼等頑として之に應せざり
し、其理由は此鐵輪に依れる雇支那人の所得は、年年四五萬圓を下らざればなり、彼

等は年年四五萬圓を利するも、我は此四五萬圓を損する外に、貨物の損傷又は運賃増加鐵輪を取り外したる爲容積膨脹するを以ての爲に、尙四五萬圓の損失を蒙らざるべからず、雙方損益の打算より、相確執して融和すべくもあらず、我商人は遂に意を決して斯かる習慣を改めざるに於ては、斷然是等の貨物を居留外人より購入せざるべしと決議し、其趣を彼等に通したるに、始めより其弊なかりし蘭八番館は固より其他諸外國人中、些些たる問題の爲に取引を停止するは本意にあらずとて、我の主張を容るるもの往往顯はれたるにも拘らず、英國人の一團は遂に我か要求を容れず、其間横濱、東京の同業者相一致して、取引拒絶を實行したる結果、同年十一月末の頃より英人も漸く鐵輪を帶ひたる儘、貨物を引渡すに至れり、事固より些事に屬するも利權問題としては、亦輕視すべからざるものなり

横濱生絲賣込業者は、明治十四年九月十五日、本町六丁目横濱聯合生絲荷預所を開業したるが、頭取は澁澤喜作、取締は原善三郎以下數名にして、目的は彼我對等の賣買法を設け、我國の商權を擴張し、生絲の品位を改良し、且均一ならしむと云ふに在りて、其手段は横濱市に輻湊する生絲は、残らず同所に預り置き、外商若し買はん

横濱聯合生絲荷預所

とせば、同所に就て見本を検し、買ひ取るべく、同所を経ざる賣買は一切禁止し、之れに依て從來の弊風を刈除せんとし、政府も亦之れを保護したり、然るに斯くの如きは外商に取つての大打撃なるのみならず、政府が貿易の事に干涉せざるべきは、條約の定むる所なれば、彼等亦容易に服すべきにあらず、同月二十日彼等は日耳曼俱樂部に集會し、荷預所規則に従ひて、取引するは危険なりとの決議をなし、翌二十一日ツキルキンソンの名を以て、同所規則に服せざるべき旨を、澁澤頭取以下に通じ、其他有力なる外商卅六名、相結んで同規則の下に取引を爲さざることを誓ひ、之を世間に廣告し、談判度を重ねるに従つて、益、困難となり、爲に横濱の生絲は數月間取引を中止せられ、且直輸出の目的を以て設立せられたる同仲社も、荷預所に加盟したれば、直輸出までも併せて中止せらるる事と成り、横濱の生絲界は俄然一面の暗黒となり、金融は爰に閉塞して、全市の活動熄止せられたり、此時に當り木村利右衛門等の數名東西に奔走し、我輸入商の主なるもの及該件に關係なき外商も仲裁の勢を取り、從來外商の間に行はれたる陋習の幾分を矯正することとなし、一方に於ては星野長太郎等の勸告に依りて、荷預所は解散することと爲し、同年十一月彼

我親睦の宴を町會所に張り爰に和解の局を結べり
 荷預所が興へたる害は一時にして止らず、十五年には生絲賣込商は仕入金の利子
 だも得る能はざる悲境に陥り、絲價は前橋前年の始めに比し六分餘の下落を來し
 十四年より、十五年に持越したる横濱の在荷一萬七千餘箇に及び、此結果は全國一
 般に波及せり、其一二を舉れば熊本縣線川製絲場の報告に

横濱に荷預所設置ありたる爲め、販路閉塞して大損毛を生じ、十五年には業務を
 中止するの止むを得ざるに至れり云云

又十五年一月海外の報告に

前年生絲荷預所の影響にや、兎角活潑ならず、相場も客年末より一層の下落に及
 びたり云云

以て其餘毒の大なりしを知るべし

明治十九年十月我邦貿易界の泰斗たる三井物産會社が、横濱居留地の一茶商たる
 三十三番館主の爲に、出入禁止の宣告を受けし事あり、其理由如何といふに、同會社
 は四千五百斤の製茶を、右三十三番館主ムーリアン、ハイネマンに賣約し收蔵せし

三井物産會
 社對ハイネ
 マン商會

めたるに、ハイネマンは現品は見本と相違しあれば、其事實を確めん爲同館より一
 人、日本人より一人の茶商を選び鑑定せしめ、其裁斷に一任せんとの旨を申込めり
 然るに物産會社は現品は見本と同様にして、量目も缺る所なきが故に、鑑定又は裁
 斷等の必要あるべからず、若し其品にして不用ならば、其儘引取るべきに付返戻あ
 るべしと答へたるに、彼は現品が見本と相違する際、之を返却するに止むるの悪弊
 を造るに忍びずとて、荷物を差押へ置き、其中間に立ちて調停を謀りたる、我茶業組
 合に對しては、見本と總荷の比較検査を請求したり、由來見本なるものは、雙方立合
 の上封印したるものにあらずして、賣主より漠然と持込むものなれば、此見本は正
 しく三井物産會社より提供したるものなりとの證據物たる能はず、左れば此争に
 於て如何なる品を、三井の見本なりとて、買主より提示せらるるも、仲裁人の拒む能
 はざるものなるを以て、茶業組合は此検査に應ずる能はず、其間談判數回に互りて
 幾多の日子を経、品物は差押られ、迷惑尠なからねば、三井は遂に英國代言人カーク
 ードに依頼して、不法差押解除の儀を三十三番館に申込たるに、其返答に曰く訴訟
 は時間を費すものなれば些些たる件に關して煩累を受くるを欲せず、仍て貨物は

生絲賣込商
組合對パビ
エル商會

三井物産會社に返戻す然れども向後我商館に彼れの出入を禁すと
明治二十一年三月、小野光景所有小野商店は、横濱居留地二百九番パビエル商會に
對し、若干の生絲賣込約を爲し検査の手續を終へて、愈引渡しのときに際し、突然彼よ
り押直を申立たれば、小野商店は談判數回の後、荷物悉皆を引き取りたり、然るに數
日を経て、同商會は一旦引戻したる品を、復又買取度旨を申込み、小野商店は之れを
斷りたるも、強て賣り渡す様所望しければ、斯かる不都合は再三あるまじと信じ、荷
物を再び同商館倉庫に輓き込みたり、然るに彼は其取引に在苜時日を費し、倉入れ
の儘代價を仕拂はず、數十日を経て、復又甚しき押直を主張したれば、小野商店は愈、
以て不安心なりとて、復又荷物を引取るに至れり、依て横濱生絲賣込商組合は、三名
の談判委員を選び、向後斯かる不都合なき様パビエルに談判せしめ、且從來同店が
生絲賣込商に對する暴横の行爲をも、併せて矯正せんとて、屢往復談判するも、要領
を得ず、遂に我組合は一同彼れと取引を中止するに及び、彼は平沼專藏を仲裁人と
して、取引開始を申込み、數箇月の後、彼漸く我要求を容れ、賣買停止を解除したり
横濱市の海産物賣込商人は、三十年來の習慣として、清商に對し其賣込の際、多少の

清商と見本

見本を差出すの慣例ありしが明治二十年の頃より、清商は見本を食る事益甚しく
中には見本を以て雇人の給料に充つるものありて、賣込商人の迷惑少からず、是に
於て二十二年七月、右賣込商人は委員を選びて見本の制限を清商に申込たれども
談判容易に纏らず、遂に委員は居留地清商を歴訪して、戸別談判に及びたるも、彼は
之れを容れざるのみならず、却て東京、横濱の日本商人にして、強て自己の要求を遂
げんとせば、同盟して之れが買入を停止せんとの決議を爲し、此旨返答に及びたり
事此に至り、内商も勢應戦せざるを得ず、一同取引を停止したり、此停止は我よりも
一層の困難を感ずるは清商等にして、彼れ等は終に百斤に對し、一斤の見本にて従
來の取引を繼續すべしと、改めて申入れたるも、我は之れに應せず、數回談判の結果
見本は此の際全廢する事、其代りとして乾鮑外九品に對しては、百斤に付三分五厘
の入目を見積りて、賣渡すことと定めて局を結べり、見本を以て入目に換ふ名異に
して實同し、爾來三分五厘の量を理山なくして清商に納入することとなりしは、我
に取りて萬全の勝利たらざるや勿論なり

瀧藤對タヌ
カ

明治二十三年六月、横濱居留地百九十四番館主米人タヌカは、陶器賣込商瀧藤某よ

り珈琲茶碗三千箇を買取り、凡そ半年を経て後手付金として金四百圓を渡し、其後に至り約定の半額に直引せざれば、代金を支拂はずと主張したり、同業組合は其不法に驚き、タスカに對し嚴重の談判を爲したるに、答辯要領を得ず、組合にては談判委員十名を選び談判を繼續したる結果、遂に相一致して同人と取引を拒絶するに決したるに、東京雜貨問屋組合の仲裁ありて、タスカより其不都合を謝し、且將來の取引上に關する、五箇條の誓約書を得て、和解せり

木村利右衛門、上野彌助は二十三年十一月、横濱居留地四十九番館主英人トーマスに對し、唐絲四百餘捆を一捆三百斤入、百斤に付三十一弗の買約を爲したるに、翌二十四年一月氣配引き立ちて、一捆五六弗方の騰貴を示したれば、其引取期日たる同月某日に至り、二商店より約定品引取方を請求したるに、トーマスは未だ現品入荷せずとの理由の下に、引渡しを肯んせず、是れに於て同業組合は委員を設け、荷物引渡を請求したるに、トーマスは今は既に約束期限を越えたり、何故に期限内に受取らざりしや、今に及んで強て引き取らんと欲せば、藏入後數十日間に對する、百弗に付一弗の割合を以て利子を仕拂ひ、併せて藏敷料、火災保險料をも負擔すべしとの

木村上野對
トーマス

返答を爲したれば、談判委員は此無法の返答に呆れ、談判此に破裂して、同業組合は取引を停止したるに、彼は商賣の休止に堪へずして、遂に木村上野の要求全部を承諾したり

神戸居留地二十二番館主サミュエル、サミュエルと同地井垣與吉との間に起りたる取引上の紛議は、施て横濱港の一大問題と成り、遂に横濱商人は横濱居留地なるサミュエル商館と取引を絶つに至れり、其の顛末を記さんに、井垣與吉は同商館より茶箱豆箆製造の依頼を受け、之れに要する八分金と稱する、百圓に付八十圓を材料買入れの爲受取べき約束を結び、此約束に依りて製造品を數回に分納したるが、中途にしてサミュエルは此の八分金を支出せざるより、井垣は忽ち材料買入れに差支へ受負品を納むる能はざることとなりたれば、サミュエルは其違約を責めて、從來納入したる物品代價九十餘圓の仕拂を拒絶したり、是に於て神戸雜貨賣込商組合は、事實を調査したるに、從來同商館の我に對する暴横の行爲尠なからざりし、諸多の事例を發見したれば、斷然其取引を拒絶する事と爲し、横濱の同業組合に報告したり、横濱組合は横濱居留地二十七番館サミュエル、サミュエル商館に穩かなる交渉を開か

横濱貿易商
對サミュエル
商會

んとて、館主に面會を求めたるに、必要なしとて拒絶せられ、書面を送りて回答を求むるも之れに應せず、止むを得ず雜貨賣込商一同は、同商館に對する取引を停止し且之れに關係ある、セールズ商會に對しても取引を中止し、廿六年十月二日よりサミユル及セールズ商會の門前に、數名の立番を附して、同業者の出入を嚴禁し、特務委員二十名を設けて、取引停止に關する實行を委任し、雜貨賣込商以外なる十二箇の賣込商組合も之れに聯合して、サミユルに當る事の決議を爲し、東京賣込商諸團體も之れに聲援を與へて取引を中止し、事態漸く重大ならんとするに際し、横濱加賀町警察署は我が賣込商中、之れに關係せる主なる者を引致し、説諭を加へ立番を追放したり、警察署の此の舉動は益、市民中の怒を招き、神戸、横濱の商人に同情を表するもの益、多く、全國中八十餘箇の商業團體は之れに聲援を與へ、形勢益、不穩ならんとせしに、横濱洋絲織物商組合等の仲裁ありて、三十七年五月雙方和解の調印成り

廿六年十二月、横濱絹物賣込商組合は、横濱居留地百六十六番館主ローゼンソールに對し、取引拒絶を宣言し、東京外取引關係の諸縣組合に通牒して賛同を求めたり

絹物賣込商
組合對ロー
ゼンソール

其原因は

一 明治廿六年十一月、ローゼンソールは横濱市辨天町津久井商店に、木綿縮若干を註文したるに依り、同店は其日限通り品物を取り揃へて、同館に持込みしに、縮柄が見本に相違すと唱へて、一品だも受取らず、賣主に於ては相違なきを主張して、見本に照合したるに、彼は尙ほも聞入れず、遂に顯微鏡検査を行ひ、肉眼の及ばざる所に相違の點ありと主張して、其註文を取消したり

一 同年三月横濱市南仲通佐羽商店はローゼンソールの註文に依りて、縮入紋羽二重八百餘疋を製造し、約定期日通り同館に持込みしに、忽ち其内數百疋の註文を取消されたるも、餘儀なく之れに應じ、其幾部分を倉入れしたるに、二箇月餘を経過するも検査に著手せず、之れを請求すれば更らに數百疋を倉入りせば検査すべしとのことにて、佐羽商店は之れに従ひ、前後合せて四百餘疋を持込みしに、數月を経るも検査を爲さず、遂に十月に至り、約定價額十八圓三十錢を五圓五十錢に引落せば買取るべしと主張し、品物は入庫の儘之れを返へさず爲に佐羽商店は多大の損失を蒙れり

其他桐生、足利等の商人も同商館の爲に損害を蒙りたるもの尠なからず、折しも政客は條約履行論を唱へ、對外硬派の氣焰漸く擧りたる時なれば、政客商人相和して外人の横暴を責めければ、彼も漸く屈伏し二十七年四月和解と成れり、其條件中の主なるものは

一、如何なる場合と雖も、一度註文せしものは中止變更すべからず

二、貨物持込後七日以内に、検査を終了すべき事

三、検査終了後、直に代金を仕拂ふ事

等にして從來の商習慣を成文と爲したるまでの事なりき

横濱居留地百九十八番ハイネマン商會の生絲掛ステラーなる者、從來不徳の行爲を以て我賣込商人に數、迷惑を蒙らしたり、其多くの場合は相場の如何に依りて註文を取消し、又は約定直段を變更し、狼りに多量の註文を爲して、倉入せしめ、検査を遷延して故意に不合格を宣言するが如き、其弊堪ふべからざるに至れり、二十七年五月十日我賣込商中陸講と稱する團體は、臨時總會を開きステラーが自から悔悟するに至るまでは、断然彼れと取引を中止すべしと決し、此旨を貿易商組合頭取に

陸講對ステ
ラー

申告したれば、組合も之れに應じ、又生絲問屋は組合決議を待たずして、直に取引拒絶を實行せり、決議の要領は談判委員に依て通せられたれば、ステラーは當時居留外商中の勢力家として知られたる新九十番ワタル、百七十三番シャウネ、百九十三番キンントンの三名に仲裁を依頼し、小野光景其他を歴訪せしめて和解を乞へり、此和解は左の條件に依て成れり

一、生絲の買入れを爲さんとするときは、全く取引すべき箇數を限りて買約可致事

二、一旦買約を爲したる上は、狼りに其直段の變更を求めず、殊に有名品に就ては直押若しくは破約決して致す間敷事

三、荷物引取の上は、買約の時の順序に従ひ、検査及び取引を結了し、病氣其他の事故を以て遷延致間敷事

横濱賣込商人は、多年の習慣として、清商に對し賣込額百圓に付一圓の金員を仕拂ひたり、之れを百一口錢と稱す、而して何の理由にて之れを仕拂ふかは授くる者受くる者、共に之を解するなし、只其舊慣に依りて雙方の間、正當に授受すべきものと

清商の百一
口錢

思量するに至れるのみ、然れども、時勢の進歩は此道理なき金員を授受せしむるを許さず殊に貿易隆盛となるに及んでは、百一口錢亦巨額に達して、事實賣込商人の負擔に餘り、之れを廢せんとの聲は、組合員の間喧然たるに至れり、二十七年十一月横濱賣込商組合頭取長谷川福太郎は、歩合金(百一口錢の事)全廢の事之が實行に關する事及違犯者取締の案を具して、組合員三百三十餘名へ通知したるに、何れも之れに同意を表したるのみならず、横濱貿易商青年會も、亦外商間に行はるる弊害矯正の第一著として、清商に當らんとし、同組合に向つて聲援を興へ、時機漸く熟したれば、二十八年一月組合定式總會を開きて、實行委員を設け、先づ主なる清商廣生和外十一商館を歴訪し、歩合金全廢の請求を爲したるも、彼等の排斥する所となれり、次で三月二十一日役員會を開きて、三月二十二日右十二商館と取引を拒絶する事特務委員五名を設くる事を決議したり、東京貿易雜貨商組合大阪貿易商組合、九谷陶器商組合、東京洋傘組合等は、何れも此同盟に加はり、勢力將に強勢ならんとするに際し、横濱同盟の商人中決議の精神に違犯して、密かに清商に利益を興へしものありて、五十圓以下の違約金、處分を受けしもの前後十數名、内部漸く分裂の狀を呈

し、清商館に付け置ける立番人に挑戦して負傷せしむるものあり、前後八十三名の脱盟者を横濱市中に出し、外難内証續出し賣込商組合の困難謂ふべからざるものあり、清商等は此内部の分裂を見て、忽ち態度を一變し、頑として我の請求に應ぜず其の間半歲餘大谷嘉兵衛等の斡旋に依りて、同九月初旬漸く和解を見たり、其の條件は

- 一、歩合金は全廢する事
 - 二、勘定は毎月十四日、晦日の兩度に定むる事
 - 三、割引として、取引高の一步を清商に交付する事
- 始めは脱兎の如く、終りは處女の如しとは此謂なるべし、歩合金は廢するも割引金を興ふるの新例を作り、弊害の慣例を成文に改め、永久に交付するの保證を爲したるに等しく、第二項は元と彼れの主張たりし二週間又は一週間の延賣よりも更らに寛大となりしなり、然れども後三十九年十一月、所謂南京口錢なるものは全廢せらるることとなれり

る事となり、神奈川縣知事は檢定施行期日を、三十二年九月十五日より同十二月十日迄と定むべき旨を公布したれば、六月九日組合は臨時會議を開きて

- 一、貫目の衡器を使用する時は、七十二貫掛即ち二十四盛出のものたる事
- 二、斤目の衡器を使用するときは、二百五十斤掛即ち八分一の目盛あるものたる事

三、實施期日は来る七月一日よりする事

四、對手たるの外商の同意を求むる爲、現在役員小野光景、若尾幾造、茂木保平、澁澤

作太郎、安西徳兵衛、渡邊文七の外原富太郎を委員として交渉せしむる事

の四項を決議し、委員は小野光景を委員長に推し、總會の翌日蠶絲買入商居留地新九十番ゼームス、ツオルターを訪問して、決議の要領を告げ且彼の意見を聞き、又内に在ては陸議員の意見をも徴し、同二十八日臨時總會を開きて左の諸項を決議したり

- 一、衡器は生絲は二百五十斤掛け附屬品は五百斤掛を使用する事
- 二、胴紙及結束絲の量目計算方は當分従前の通りたる事

三、蠶絲の斤量改めの際、籠或は袋を使用せざる事

四、デニール試験済の残り絲は、悉皆返戻せらるる事

五、生絲附屬品に對する芥斤は、控除せざる事

而して第三、第四、第五項は今回新に發したる條件なれば、關係商館の承認を得ん爲め、委員をして交渉せしむる事に決したり、仍て委員は決議要領を齎して、更に前記ツオルターに交渉したるに、同人よりは十月二十日付書面を以て外國生絲屑絲輸出業者の總會を開きて、左の七名を委員に擧げられたれば、爾來貴組合と右委員とに於て商議すべき旨を通知したり

委員長 新九十番館 アベツク

委員 新九十番館 アベツク

百六十番館 ベント

二百六番館 ラインフヒンゲル

一番館 ギルベルト

百九十八番館 ストラール

二百九番館 チェウキット

尙ほロビンソンの名を以て、十月十二日外商組合の委員會を開き、左の諸項を可決したる旨を通知し來れり

一、買方の随意に依り、生絲検査所の衡器に依る事を得、又水分の爲二斤以上減量を現はせし時は、其減量高を買方より、賣方に請求する事を得

二、生絲を一ピルク或は其以上一度に看貫する場合には、其の袋を一ポンドと計算する事

三、器械座繰の封帯は一斤半、掛田は一斤七分五厘とす

以上の如く定むと雖も、若し紛紜ありたる時は、生絲検査所に於て一梱の中に一括の封帯の検査を受け、之れを以て其他を計算する事

生絲検査所の裁判は最終の裁判とす、胴紙の目方を一定せしむる爲、其の胴紙は農商務省より頒布を受る事

又胴紙及結束紙の大きさは、地方廳をして規定せしむる事

四、代金支拂は拜見より十四日後に支拂ふものとし、其れより早く仕拂ふ時は其支拂期日より同日に至る日數に應じ、一箇年六分の割引を爲す事

五、衡器は千九百年一月一日後は斤と貫との衡器を用ふべき事
但此衡器は蠶絲を量るのみに使用するものとす

六、籠は賣方の検査を許す事

七、検査の爲に抜きたる絲は、悉皆賣方に返戻す而して看貫前に、將來の参考品として、二箱に付一本以内の程度を以て、見本を抜取る事を得

八、営業者の利益の爲に、芥斤を廢する事に付賛成せず

右の通知に接したる我組合は、同月二十二日總會を開きて左の決議を爲し、外商委員長ロビンソンは歸國して後任者の通知なきに依り、十二月八日委員小野、若尾等は新九十番館にアベックを訪ひ、決議の趣意を口演したる上、更に左の書面を以て通知せり

一、公平なる水分検査は異議なし

但方法等は協議の上、更に回答するものとす

二、生絲看貫の際使用する風袋は、總て正量に依り計算する事

三、器械座繰、掛田の結束の目引は、總て七分五厘とし、胴紙は正量に依り計算する事

四、代金仕拂は従前の通りとす

我賣込商の主張

五、衡器は明治三十三年一月一日より、生絲は二百五十斤掛、附屬品には五百斤掛を使用する事

六、籠は賣方の随意に依り、買方立會の上検査を爲す事

七、検査の爲抜きたる絲はコロに巻きたるものを除き、其他は悉皆返戻せらるる事

参考品として、生絲を抜き取る事は同意し難し

八、附屬の芥斤は、總て廢止する事

右に對し外商組合委員は、三十三年一月十日付書面を以て、生絲看貫の際和斤の八分一を使用する事には同意し難し、同四分一以下の量目は採用せずと決議したりとの旨を通し來れり

是に於て翌十一日を第一回會見として、彼我委員各七名は、横濱居留地二百九番館に第二回は同十五日、同百九十八番館に、第三回は同十六日、同館に會合し協議する所あり、極端と極端との議論出で折衝益、困難と爲り、破裂は一髮の間に迫れり、然れ共我委員の忍耐は遂に彼委員をして、充分の讓歩を爲さしめ、左の如く協定せり

内外商生絲
貿易規則の
協定

横濱生絲貿易規則(明治三十三年一月十六日付)

第一條 若し買たる生絲が餘り濕りて觀ゆるならば、買主の随意に正量を生絲検査所に依て、定めらるることを得、而して正量と、原量との間百分二以上の減量は買主に辨償さるべし、但し此規定は明治三十三年(西曆千九百年)七月第一日より實行す

第二條 袋の風袋は、總て在目を計算すべし

第三條 諸生絲に附する結束絲の目引は、總て七厘五毛と定むべし、買主が結束絲の重量七厘五毛以上ありと主張する時は、賣主は其正量を秤ることを許さるべし、而して其在目に對しては故障なく承認すべし、帶風袋は其在目を以て計算すべし

第四條 生絲代金支拂は、従前の通りたるべし

第五條 諸生絲を秤量するには、一斤の四分一を以てすべく、其秤量に使用する衡器は、二百五十斤掛の物のみを以てすべし

第六條 生絲を秤量するに若し籠を使用したる時は、買主の面前に於て、賣主隨意

に之を検査する事を得

第七條 検査の爲抜きたる絲はコロに捲つけたる部分を除き賣主に之を返還すべし

第八條 買主は其代價の支拂を爲すにあらざれば、参考品として生絲を抜き取ることを得ず

但芥斤廢止の事は、屑物改良の期を待て更に協定すべし

開港以後問屋賣買の際、外商の爲に我商人が蒙りたる諸種の悪弊は、之れにて殆んど一掃せられたり、例せば日本は四面環海の國にして、其生絲は水分を含むこと、歐洲諸國に比して、多少量目を増すべきは免るべからざる事實なるを以て、受渡しの際百斤の内二斤は、假令減量あるも、斯は水分乾燥の爲に來れるものとして、二斤に對する代價は引き去らすして、若し夫れ以上の減量ある場合は、量目に從て代價を引き去るを約したる事、看貫風袋の如き會ては、實量六十目計なる風袋を、九十目又は百二十目として、賣方を欺き來りしを正量に依る事とし、結束紙及胴巻も從來買方の認定を以て、量目を定めたるを、一定の目引となし、代金仕拂は歐洲は凡三箇月

貿易規則協定の效果

米國は凡六箇月延賣の習慣なるに、我國は現金拂なり、左れば外商が歐米の習慣と我國の習慣とを折衷して、現金拂の習慣を打破せんと試みたるも、我委員は歐米は悪習にして我國は良習なり、悪弊矯正の目的より云へば、歐米の悪習を打破して、我國の良習を移すこと至當なりとし、遂に彼を承諾せしめたるなり、是に現金取引に關する來歴を述んに、安政六年のことなりき、英一番の番頭バルメルは生絲問屋芝屋の店頭に來り、甲州島田絲三千斤を註文し、翌月中に現品受渡の證書を作製せしめて歸館し、芝屋は其製品を甲州の製絲家藤井彌助、伏見屋治右衛門の兩人に註文したり、兩人は七月下旬僅に二百五十斤を持參したれども、見本とは相違の品にて多くは信州鐵砲絲なりければ、バルメル大に憤り、携へ歸りたるまま代金仕拂の要求に應せず、是に於て賣方は運上所に訴へたるも、破約の原因賣方にあるを以て、直者たる能はず、殊に當時生絲價格騰貴し、會てバルメルに約せし一斤百六十匁一步金七箇替にては到底後荷を送付する能はず、後荷著せざれば代金を得る能はず、爲に藤井屋、伏見屋は倒産するに至れり、其後間もなく、信州人藥罐屋市郎右衛門、甲州人太田屋佐兵衛の兩人、芝屋の手を経て四十五匁一匁九貫目の生絲を一斤に付一

歩銀八箇替の約にて、英一番館に賣り込みたるに、検査を終へて品物を引取りたる後、數日を経るも代金を仕拂はず、之を請求すれば、癩きに芝屋にて約束したる、甲州島田絲三千斤の後荷著の上ならでは、金員を支出するを得ずとて、之に應せざりしかは、芝屋は止むなく以前の島田絲二百五十斤の代價三百餘兩の請求を抛ち、罰金と名けて二千兩を英一番館に徴せられたり、芝屋の損毛は一時の災難なるも、爾來全港の賣込商は、此般鑑に顧みて警戒を加へ、現金にあらざれば、外商と取引せざる習慣を造れりと云ふ

衡器の事は既に云へる如く、彼は最初一斤以下の端を生じたるときは、衡量器より取り除かずして計量し、若し不足の場合は補足せしむるを常とし、後に至り五分以下切棄と定めたるも、計量する者は、前記の如く多くは自己雇人の支那人にして、量目を偽る事普通なれば、今回の衡器改正を機會として、我委員は成るべく刻目多き衡量器を用ひ、端數の顯はるるを防がんとしたるものにして、外商も其正理に服せり、然れども實際秤量するに當り、許多の手續を要し、受渡に敏活を缺くの虞あるを以て、之れを秤量するには、其衡器は、一斤の四分の一の者に止むべしと云ふに決し

たるなり

從來拔絲は勝手次第にて、見本に供すべき理由の下に、成るべく多量を抜き取るの悪弊行はれ、中には雇人の給金全部は、此拔絲の代價を以て仕拂ひ居たるものありたりと云ふ、爲めに横濱問屋及荷主の蒙る損害莫大なりしが、是亦此協定に依り悪手段を行ふの餘地を興へざるに至れり

内外商の融和

協定書調印は明治三十三年一月十六日、其交渉を開始したるは、三十二年六月にして、内外委員は爾來半歳、數十回の書面往復と、三回の會見を経て、是に始めて蠶絲貿易上、多年の弊習を改革したれば、生絲賣込商は小野委員長以下に紀念品を贈り、三十三年一月二十三日、内外蠶絲直輸出業者をオリエンタルホテルに招きて懇親の爲め晚餐會を開き、越えて同四月三日には其返禮として、内商は同ホテルに迎へられ、四十年來反目の狀ありし内外商は、一堂の下に會し、彼我委員長は演説を交換し、快談時を移して散會せり

ポラック
商標偽造

三十六年十月、上州交水社竹印を始め、他五社の生絲商標を各五千枚偽造するものありて事發見せり、此偽標を貼付して我生絲が海外に輸出せらるるが如きことあり

りては、製絲家と輸出商の名譽を失墜する事多大なるを以て、取り敢えず原版の偽標搜索に着手したる結果、横濱市中に製造者ありて、瑞西商ポーラックなるものより依頼せられたりとの事實を發見し、茂木、原、澁澤の三店に於て一先づ右の印刷物及び原版悉皆を買ひ取り、ポーラック處分の事に及べり、彼れは我組合より爾後取引を拒絶せられたるも、外商組合員にあらず、従つて組合の名譽を以て、如何ともする能はず、故に元横濱居留地新九十番アベック及瑞西領事リッターを通して、屢、我組合に宥免を乞ひたれば、遂にリッターをして總領事の資格を以て、ポーラック附罪狀に運署し、吾組合に提出せしめて局を結びたり

元來清商との取引には、諸多の弊害あり、數十年の間には本邦商人にして彼の爲に破産したるもの多ければ、之れが改善の途を圖らざるべからずとは、主として清國を對手とする海産商中の宿題なりし、三十九年一月同組合の通常總會は、此宿題を議案に上し、第一現金取引の外、買約を結ばざる事、其他二三件の決議を爲し、交渉委員を擧げて、前後十數回の交渉を清商に試みしも、常に要領を得ず、依て同四月更に總會を開きて、同盟休業を爲し、彼等の反省を求めんことを決議したるに、清商も

清商と二十
日間の對陣

漸く事態容易ならざるを覺り、或は三週間或は一週間の延べ賣りを請求したるが、遂に我委員は一週間の延べ賣りを承諾し、同日更らに臨時總會を開きて、正式に彼の要求を容れ、書面を以て回答を與へ、是に宿弊を一掃せんとするに際し、總會の結果は僅かに一票の差を以て、全然議案を否決し、從來の儘取引を繼續することに決したるは遺憾なりし

第三十三章 海外移民

慶應四年(即ち明治元年)閏四月三日發刊の横濱別段新報と稱する外字新聞の報ずる略に曰く、或る外人はサンドウキツチ島へ砂糖樹植付の爲、日本人三百餘人を、三箇年間の年期にて雇ひ入れ、彼地へ送りたり、其給金は一箇月五弗なりと云ふ、此所爲は黒奴の賣買に等しく、萬國の法律に悖り、其利益は狡猾なる外人等の占むる所と爲り、被雇日本人等は酷熱の爲、疾病に罹るも訴る所なく、怨を吞んで異國の鬼と爲るもの多からん、是れ實に日本國民の災害たるのみならず、日本國たるものの大耻辱なり、然れども今や日本全國平穩ならず、政府に於ても是等の處分に暇な

ウエンリ
ドの布哇移
民

るべきも、國亂平定したらんには、事件の真相を糺し、之れに關係したるものに、相當の罰を加ふるならん云々と、此警報に接したる我政府は、事實の調査に著手したるに、米人ウエンリートの所爲たるを發見せり、ウエンリートは數年前より横濱に居留して、自ら布哇國領事と唱へ、幕府も亦之れに相當するの待遇を施したるも、無條約國にして、領事を駐在せしむべき譯なし、明治二年四月外國官副知事寺島陶藏は、駐在米國公使を訪ふて、ウエンリート不始末の談判に及べり、其往復問答に依れば、日本政府は曾て渡航出願者に對し、一旦免許狀を發給したれども、間もなく残らず、引揚げ、且ウエンリートに對しては、出航を差止め置きたれども、同人は之れを肯せず、日本勞働者に乗せたる儘、横濱港を解纜せるものにして、其船籍も米國に屬せざれば、米使も日本政府を満足せしむべき處置を施すを得ず、已を得ず、我政府は、米使の忠言に従ひ、使節を布哇國に派し、彼政府に談判せしむることに決したり、其使節は、上野敬介、三輪輔市と爲し、其乗船は軍艦富士山と定りたるも、修理間に合はざりし爲、米國飛脚船に便乘し、布哇近傍に至りて、風帆船に移乗することとなし、横濱を出發したるは、明治二年九月二十三日なりし、使節到着に就ては、布哇政府は懇篤に

勞働者引戻
の使節

待遇を施し、尙日本政府の請を容れて、勞働者を歸國せしむべく、諸多の便利を與へ、使節の諸島巡回には、役人を附して案内せしめられたれば、使節は該耕地勞働に従事し居る日本勞働者中、歸國望みの者四十餘名を纏め、布哇汽船エドブリユワードを雇入れて、ホノルルより乗船せしめ、而してウエンリートは兎に角、曾て布哇國領事として待遇せられたる形跡もあれば、免官の手續を爲すべく、布哇國の同意を得、使節は一旦勞働者と別れて、米國に渡航し、四十餘名の勞働者が、横濱に著したるは三年六月なりき、當時布哇に於る日本勞働者は、成績良好にして、雇主は其歸國を惜しむ曾てウエンリートに對する契約は一箇月凡そ五弗なりしも、今回歸國者を生ずるに當り、其儘留りて勞働に従事せんとするものには、十五弗乃至二十弗に増給し、中には三十弗を給するに至りたるものもありしと

歸朝者四十二人中、歸郷者四人、御糺し中の者二人あり、残る三十六人は郷里に歸りて産を治むるの見込なく、横濱又は近地に於て、就産の道を興へざる可らず、然るに當時外兵の多數横濱に駐屯し、通辯の不足を感ずる時なりしかば、是等歸國者は暫時ながらも、外國の生活を營みて、其風習に浸染し、直接外人に使役せられて、多少の

外國語をも解するものなるべければとて、主として市内屯所に配置し、巡邏として採用したり、是等の者は神奈川縣假人別に組入れ、衣服の背には〇にハの字を入れて布哇歸航民の徴と爲し、良助、儀平の二人に布哇戻り小頭を命じて脇差一本帶用を許したり

ウエンリードは布哇移民のみならずグアム島へも移民を渡航せしめたることあり、明治元年四月彼は露國ロットマン竝にウイルマン會社より、日本勞働者百人以上を雇入るべき依頼を受けグアム島鎮臺フランシスコ、モスコリーに代り、日本勞働者と契約を結び、一人一箇月四弗の給料を支出し、農作の爲同島へ雇入るるの契約文書を取り換し、日本政府の許可を得て、右勞働者四十二名を横濱出帆アモイトレドルに便乗せしめ、同島に到着したるは同六月なりし、然るに同移民は三箇年間契約の期満ちたるも、契約に依り歸國旅費を給して送還する事なきのみならず給金さへ其支拂を怠りければ、同四年日本政府は船舶を送りて之れを迎へ、歸朝せしめたり

官約布哇移民

ウエンリードのグアム移民

明治七年には其數四千人を越え、十五年には支那人五千人、南洋人九千餘人にして我國民は僅に十五人を留むるに至れり、布哇官約移民は、明治十四年布哇國カラカワ王渡來の際、我皇室に對し、其希望を漏らしたるに基因し、國際條約も成りて、同十七年中布哇に我邦領事館を設け、布哇よりは移住事務局官吏アーサー、ダブルユー、アーウキンを本邦に特派し、隨意渡航人として我勞働者を移送すべく定約したる要領は

布哇政府は、日本勞働者を官費にて迎へ、三箇年間耕作の業に従事せしめ、給料は一箇月男六弗、女四弗とし、兒あれば其他若干の食料を給し、白米は安價にて、薪水醫藥宿所は無料にて給すべし

と云ふにあり、此契約書は布哇國政府特派官吏と、勞働者本人と、日本政府代表者神奈川縣令との間に取り換はし、明治十八年八月十二日、共同運輸會社汽船山城丸に男六百七十六名、女百五十九名、小兒百八名の勞働者を搭乗せしめ、我政府よりは監督官を同乗せしめ、彼地に到着の上雇主に引渡したり、之れを官約第一回船とす、此時國王の満足此上もなく、勞働者が檢疫所にある間、屢官吏を遣はして之れを慰問

し時に陛下自ら樂隊を率ゐて移民に接近し、旅情を慰めたることあり、同乗の我國官吏には、或は勳章を贈り、或は宮中に召して酒肴を給はり、優遇至らざるなかりき而して當時既に布哇國に在りて、勞働に従事しつつありし、我國民は、四百名の多きに達し、其の成績は他の諸外人に優るものありたる爲、國王をして遂に大移入の決心を生せしめたるものなりと云ふ、爾來官約移民を輸送する事二十餘回、毎船監督官吏を同乗せしめ、神奈川縣知事は移民の出發する毎に訓戒を加へ、嚴重の取締を爲せり、如上の移民條約は明治廿年及二十四年の兩度に訂正せられ、其訂正毎に待遇方を改善し、給料の如きは其訂正以前より、男一箇月十八弗を支給したる事もあり而して此契約に依れる在布哇日本勞働者は、勞働者本人と、横濱駐在布哇國政府の官吏との間に締結せる條約に基きて、勞働に従事するものにして、布哇國王は移民に對し、其雇主に代つて渡航費用を仕拂ひ、且移民條約に關する萬般の責任を負ふものなるが故に、日本政府は實際の雇主を眼中に置かず、何事も布哇政府に談判して、事を處するの便あり、雇主も又日本政府に對しては、何等表面上の義務なくして、恰も布哇國民を其國王より雇入れたると同様なりし、是よりして日本勞働者は

民契約布哇移

潮の如く彼地に移入せられて、間もなく清人を壓倒するに至れり、爾來日本政府に在ては、斯かる事は政府の當然爲すべき性質の事業にあらずとし、移民會社の設立を許し、二十五六年度の頃より、會社の取扱に一任し、亦布哇側に在りては、米布合併の後には米國政府が舊布哇政府の後を受けて、日本移民に關する義務を負擔する能はずとの事より、官約移民の制は解け、日本政府は二十九年の議會に於て、移民に關する法律を通過し、其結果移民保護法の發布と成れり、乃ち會社は其取扱に係る移民に關し、三箇年間保護の責務を負ふものにして、豫め外務省に保證金を納め置き、移民よりは一定の手數料を徴するを得るの法なり、後三十三年に至り、米國國會は契約移民解除の議を決し、此執行を布哇警視總監に命じたれば、爰に我布哇移民は、純乎たる自由勞働者と變じ、雇主は契約書を移民に返付し、日本移民會社も亦彼れ等を束縛するの便を失ひ、只日本政府に對する移民保護の責任のみは免るる事を得ざる始末となりぬ。

是に布哇移民に取つては、意外の便利を得たることあり、乃ち布哇か合衆國に合併せられたる爲め、北米に渡航するは内地旅行と均しく、何等の手續を要せざるに至

布哇移民の
北米轉航

れると、又一方には契約解除の爲、或る期限内布哇に留まるべき束縛を脱したることは是なり、是に於て先を争て北米に轉航せり、是れ其賃金に大なる差違あるに由るなり、布哇雇主は之れを引き留めん爲、あらゆる手段を講ずるも、法律あつて、其自由を保證する上からは、何等強壓手段を施すの餘地なし、此際布哇移民の缺乏するを見て、竊に將來營業の發展を祝するものは移民會社なりき、然れども三十三年には布哇に支那街焼拂事件起りて、我政府は一時移民の輸送を禁止し、三十四年七月此禁を解きたり

會社扱の布哇自由移民

布哇の雇主は大に日本勞働者の缺乏に窮せり、日本政府も亦移民にして成功したるは、從來布哇あるのみなれば、斯かる安全の場所に向て移民を輸送するの利益なるを認むるも、北米の法律之れを許さざれば、從來の移民會社に對する命令を、其儘に施行する能はず、左りとて之れを監督せしむるの會社なく、移民各自をして直接出願せしめんには、繁に堪へざるのみならず、不良の徒を制する上にも、不便此上なし、百方講究の餘、遂に變則的營業は會社に向て許可せられたるなり、即ち會社は移民渡航の周旋を爲すのみにして、布哇上陸の後は移民は自由勞働者として、直接雇

布國移民の
一頓挫

主を求むべき事はなり、之れを會社に依れる自由移民と云ふ、契約移民時代に在ては、移民會社も數箇に過ぎずして、移民保護法に依り布哇に代理人を置きて、盛んに業務を營むものを海外渡航株式會社、東京移民合資會社、森岡商會、日本移民合資會社、熊本移民合資會社の五社と爲せしが、三十四五年の頃より其數増加し、一時三十會社の多きに達せり、是等の會社は隨時監督官廳より、移民の數を限りて取扱を命ぜられたるものにして、是等の會社に依りて渡航するものは何れも布哇檢疫所より直接雇主の間に分配せられ上陸の上直接雇主を求むるものにあらず、故に舊來の契約移民と實際に於ては敢て異なる所なし

明治十八年官約移民の開けしより、二十一年五月に至るまで、我國民の布哇に入るもの四千三百餘人、其精勵は他の國民を壓し、雇主の待遇も漸く上進したれば、布哇土人は之を生存上の強敵と爲し、其移入禁止を布哇政廳に出願したるも聞届けられず、然れども日本人移入の増加は、其頃より同島の一間題と爲り、二十二年三月官約第九回船を出帆せしめ、一千人を輸送せんとするに際し、布哇政廳は俄然出帆見合の儀を、神奈川縣廳に通知し來れり、而して一方には同五月横濱寄港の米船ベル

ヂックは、清國移民二百五十餘名を搭載して布哇に航するあり、彼の政廳の舉動怪訝すべきもの多かりしが、出帆見合の一件は間もなく舊に復したるも、渡航旅費及給金は屢、其低減を我外務省に申來り、幾分の目的を達したり、旅費給金の低減にては彼れ満足せず二十九年に至り從來毎年三千人を移入したる日本人を千五百人に減すべきを我政府に通告し、之れと同時に清人千五百人を迎ふる事と爲し尙ほ其以前より南洋人等をも併せ雇入れ、日本人と均衡を保たしめんとせり、是れ一には我移住民の勢力強大なるを恐れて他日の憂を防止せんとする、米國又は布哇政府の政略と、雇主が同盟罷工等の難を避けんが爲の手段とは知られたり

三十年二月、神戸渡船會社の取扱に係る神州丸乗船移民中契約労働者百八十三名自由労働者三百五十一名は、残らず布哇政府の爲に上陸を拒絶されたり、彼の理由とする所は前者は布哇移民局認可の手續完からず、後者は成規の携帶金を所持せずと云ふにあり、次で佐倉丸便乗の移民中百六十三名も、同様の運命に遭遇したれば、忽ち國際問題となり、我政府は一方には移民の渡航を中止し置き、他方には布哇政廳に談判を開始せり、當時の外務大臣大隈重信は、之れを以て國交上の信義を毀

布哇移民上陸の拒絶

布哇に於ける支那街焼打事件

ふ者となし、外務參事官秋山雅之助を軍艦難波に搭乘せしめて彼地に差遣し、島村公使に訓令を傳へて、嚴格なる談論を闘はし、結局彼の政府より十五萬圓の要償を得て事件は終結し爾後引續き労働者を供給せり

三十三年一月、ホノルルにベトナム侵入し、數名の患者を出したるに際し、米國官憲は畢竟東洋人の齎らし來るものなりとて、其病原を絶たんが爲、火を放つて支那街を焼き拂ひたれば、餘燄は其近傍なる、約二千人の日本人住家を襲ひ、米國兵士は黒煙の間に叫びつつ、救ひを求むる日、支兩國人を包圍して散亂せしめず、其場より馬車荷車等に満載して、市街の偏阪に運び、離隔所に押し込めたり、當時日支人にしてホノルルに一戸を構ふるものは、大抵多年不便の島嶼に在て労働に従事し蓄財の餘首都に出でて、商賣を營むものなり、然るに彼等一朝にして無資無産の民と爲り、罪なくして囹圄の人となりたれば、争で之れに黙従すべき、日本人は米國代言人バルー其他に依頼して、米國政府を相手取り、巡廻裁判所に損害要償を訴へて、幾部分の辨償を得たり、斯かる状態なれば我政府は一時移民輸送を中止すべく、各移民會社に達したり

布哇に於ける
日本人の増
加

明治三十九年三月、北米合衆國委員の作製したる報告に依れば、布哇島に於ける日本
労働者の統計左の如し

布哇島に於ける日本労働者移動及現在數

	男		女		計
	男	女	男	女	
千九百年末日現在人員	四七、五〇八	一三、六〇三	六二、一一一		
千九百一年以後五箇年間來航者	二九、一五六	二二、四七六	五一、六三二		
千九百一年以後五箇年間退去者	三三、〇四四	一九、五七四	五一、六一八		
千九百五年末日現在人員	四四、六二〇	一六、五〇五	六一、一二五		
又明治三十七年(千九百四年)中日本人にて人頭税を納入せし員數及居住地別左の如し					
布哇島	一二、五五六	加哇島	五六、九四		
馬哇島	五、七九八	モロカイ島	一九		
オワフ島	九、四〇七	(内ホノルル府)	二、六八八		
計	三三、四七四				

尙ほ同報告並に領事館の調査に係る、布哇諸島に於ける日本人耕地労働者の員數
左の如し

千九百四年	三一、八四一
千九百五年	三一、七三五

又明治三十九年(千九百六年)一月以降九月まで新渡航移民上陸者總數は一萬一千
七百八十五人にして、來航者總數は一萬一千九百六十八人なりしかど、内上陸を拒
絶せられしもの百八十三人あり、而して此來航者と殆んど同數の者は北米カリホ
ルニヤ地方に轉航したるものと見て差支なかるべし、尙ほ在ホノルル社交俱樂部
總會に於けるサーストン氏の講演によれば、千八百五十二年(嘉永五年)より千九百
六年(明治三十九年)に至る五十四年間に諸外國移民の布哇に來航したる總數左の
如し

韓人	六、九〇八	日本人	一一一、一三七
支那人	四四、四九四	南洋諸島人	二、四四八
諸威人	六一五	獨逸人	一二、七九

伊太利人	八四	埃地利人	一一、四四〇
ポルトリコ人	五、〇〇〇	黒人	二〇〇
米國白人	一〇〇	露國人	一一〇

計一八三、八一五

又三十九年中合衆國移民局サーゼントの報告書中に曰く

布哇國の事情は、第一米國施政官の豫期に反し日本人を輸入し終りし事、全人口の六十六割之れに他の亞細亞人種を合算せば、八十八割の多きに及びたり

と米國政府が、其處置に窘究すること、推して知るべし

南洋諸島我移民を歓迎するもの多し、移民會社は時に視察員を派して、狀況を調査し時に註文に依りて移民を輸送したる事あるも、一として成功したるものなく移民は風土に惱まされ、會社は損失を招き、今や會社は殆んど此の方面に望を絶ちたる姿なり、然れども我政府は布哇は供給に限りありて、將來發展の地とするに足らず、往南洋に進路を開きて、國民過多の難を避けんとするに在るものの如くなるも未だ其緒に就かざるなり、英領加奈陀は絶對的移民輸送禁止の地なるも、其需要

布哇以外の
日本移民

海外渡航者
と横濱

は益、盛んにして、我國民は或は學生、商人に扮して入り込み、或は布哇より轉航を企つるもの其數尠ならず、相互政府は之れが防止に汲汲たり

横濱港は物品に對する輸出港なると共に、勞働者に對するも、亦其輸出港の地位たるを失はず、其始め布哇官約移民は神奈川縣知事一方の對約者となりて、其膝下より乗船せしめ、爾後引續き關西地方の勞働者と雖も、横濱に來り乗船するもの多し、彼等は横濱に宿泊し、檢疫を受け幾分の旅行準備を爲すものにして、彼等一人が横濱市に残す金額は、少なくとも五圓を以て算すべく、而して歸途も亦多くは横濱に上陸するものなり

明治二十九年以來、横濱より乗船したる諸方面に對する移民の數は實に左の如し、其他海外渡航の目的を抱きて、横濱に滞在するもの常に數百人を下らず、以て横濱市民が海外渡航者と利害の關係厚きこと知るべし

横濱を経て渡航せる布哇移民の員數

男

女

官約移民の數

二、三、三、四、二

五、七、九、三

横濱開港五十年史

會社扱契約移民の數	三、六九五	六八四
同 自由移民の數	六四、四八一	九二三
非會社扱自由移民の數	五八九	五〇、一七三
計	九二、一〇七	一四三
		五七、〇三二

横濱を経て布哇以外の地に渡航せる移民の員數

渡航地	男	女
米 國	七九〇	六二
加 奈 陀	一〇七	二九
同 契 約	一、五〇〇	〇
墨 國	三一	一
同 契 約	四三	〇
英 領 濠 洲	二	一
蘭 領 ポ ル 子 才 國	一	〇
佛 國	四	一

露 國	一〇	〇
韓 國	五一	三
秘 露 國	三	三
清 國	八	〇
比 律 賓 群 島	四	〇
蘭 領 ス マ ト ラ	五九	二
英 領 新 嘉 坡	一七	四
同 印 度	一	〇
英 國	一	〇
計	二、六三二	一二七

第三十四章 横濱三争件

三争件とは何んぞや歩合金、瓦斯局、共有金の三物件に對し、横濱市民が前後十數年の久しきに亙りて、大紛擾を極めたる事はれなり、蓋し此三件は何れも歩合金より

生したる共有物にして、其事歴其利害互に相關聯し、原因結果を生せしものなり今此問題を三箇に分ち、彼此の間に判然區畫を施すは、事實不可能の場合なきにあらねど、便宜上之を區分し、其略歴を敘述すべし

歩合金事件

横濱開港の時に際し、貿易商たらんとする者は、幕府より其使用の土地を借用せざるべからず、然らざれば營業を許可せざる成規にて、貿易商は當時御土地借用人とも稱せられたり、即ち現時の如く地主商人其人を異にするが如き場合は、一も之れある事なく、従つて土地所有者と、貿易商人は何等利害を異にするものなかりき、此時未だ町費賦課の方法なく、忽ち差支を生じたれば、江戸人の間に行はるる小廻り町費徴收の法に倣ひ、各戸間口の間數に割り當て、費用の徴收を試みたるも、諸多の支障に逢ひて、其目的を達する事能はざりし、是れ江戸には地主ありて、其住人の誰れたるを問はず、地主代つて之れを支出したるも、横濱は官地にして別に地主なく之れに住する商民は、官より直接借地するものなればなり、加之横濱住民は皆是れ貿易商人にして、絶て他種類の雜居するものなかりしかば、名主町部清兵衛一の方

歩合金積立の發端

法を按出し、商人が外人に輸出物品を賣り込みたる場合は、賣上金の幾部分を積立て之れを仲間の諸費用に供し、併せて土地の公費に充てんと發議し、同僚の容るる所となりて、神奈川奉行に請願し許可を得て、實行に著手したるは、萬延元年のことなりし、爾來賣込商人は其千分の二(後率を變ず)を貯蓄して、町會所に納め、町會所は三井組に預入して、町會所諸入用竝に町役人の給料、其他を支拂ふ事と爲したりき、是れを歩合金積立の發端とす

歩合金積立と化す

歩合金の管理に付ては、其始商人自ら衝に當りたるも、金額漸次増殖し、事務亦繁忙を加へたれば、後には事務員を特置し、名主年寄等之れを監督し、市政の如きも此の歩合金の持主たる、商人の重立たるものを主とし、町役人、名主、年寄等の評議を以て決行する事と爲し、是に横濱の市政は漸く自治の體裁を具備するに至りぬ、商況漸く旺盛なるに従て、歩合金の積立も益増殖し、慶應元年に至りては、町費を支辨して尙ほ餘贏あるに及びたれば、爰に利殖法を設け、町内又は近村に貸付け、年八朱の利息を收めしめ、出納は町會所にて管掌したるが、官吏等は漸く之を租税と同視するに至り、若し此歩合金の納入を怠るものあれば、租税怠納者に等しき處分を加へ、中

には爲に町會所の牢獄に投せられたるものありしと云ふ、隨意の積立金たる性質は爰に一變したるものと云ふべし、時勢は駸駸として進歩し、從て町政の費用多きを加ふるに及び、政府の下付金は歳出に充るに足らず、常に歩合金に急を告ぐるの狀を呈し、是に於て歩合金は横濱存立の上に、至大の關係を保つに至りたれば、慶應二年奉行部下の官吏は、密かに荊部清兵衛を説き、其發意を以て、外人より商品を買入るる事を營業とするもの、即ち引取問屋よりも、亦賣込人同様元價千分の五を積立る事を謀らしめ、其同意を得て、翌三年表向奉行に此旨を請願して許可を得、是より以後賣込、引取兩營業者より、引取額千分の五を、町會所に積立る事と定めたり、斯くの如くして、歩合金は積立の額を増加したれども、其取扱何時しか、全然官吏の手に移り、之れを積立てたる持主本人等は、毫厘も出納に與る事を得ず、擅制抑壓の久しきに浸潤せる人民は、敢て不條理を咎むるものもなく、官吏人民共に之を冥加金と史料するに至れり、是れ其性質一變して冥加金と化したるものなり、明治維新に際し、官吏は一般朝廷より新任せられ、百事更新せりと雖も、此歩合金は、舊慣に據りて、其儘積立を繼續し、此年十月新に官吏を歩合金取立掛の主任に命じ、町會所に出

張して、取扱方を監督せしめ、出納勘定帳は月月之れを調製して、神奈川裁判所(縣廳の前身)に差出し、判事及其次役の捺印を要するまでに進み、爰に純乎たる官金の姿を現はし、租税と何等異なるの點なきに至れり

歩合金十萬圓の獻納

明治元年五月、大總督府は吏員を横濱に派遣し、富豪を集め説かしめて曰く、今や徳川の殘兵東北に逃走し、佐幕派諸藩と相謀り、將に大事を起さんとす、國家の安危洵に計るべからざるものあり、故に政府は大軍を與羽に派遣し、一舉彼等を掃蕩せんと欲すれども、干戈騷擾の際、軍資を調達するの途なし、横濱商人と雖も、新政府が叛徒を征服するにあらざれば、安んじて貿易を營む能はざるべし、須く金十五萬圓を獻納して、軍資の不足を補はん事を願ひ出づべしと、時に横濱市民は、内地騷亂の餘を受けて商業振はず、金融逼塞し、此の多額の獻金には頗る當惑を感じたれども、左りとて官命抗すべからず、遂に十萬圓に減額を請ひ、獻金するに決定したれども、十萬圓は當時に取ての大金なり、醸出の途一も之れあらず、熟議の末歩合金に依るべしとなし、物議紛紛の際に、既定五厘の外に生絲、茶の賣込商並に一般引取商には二厘、蠶卵紙其他の賣込商には二歩の増歩合を出さしめ、是に十萬兩の支出方法決定

して、獻金する事と爲せり、然るに政府は此約束に對し、尙不安の念を抱きけん、此決定と同時に、町會所に官吏を派して、積立金を直接保管し且利殖せん爲、貸付掛を設けたり、然るに明治二年は、全國凶歉にして南京米の入津多く、其他輸入増加の時なりしかば、歩合積立金は意外の速力を以て、十萬圓に達したれば、願書と共に神奈川裁判所に納めしに、明治四年九月に至り、大藏省より奥羽戦争は既に平定したれば、別段差出すに及ばず、出願の金員を以て、港内道路、橋梁修繕並に學校病院費に可充と違ありたり、一旦十萬圓を神奈川裁判所に納付せし後は、増歩合金の積立は廢したるも明治四年裁判所は、縣下町村を分割して、大小區の區制を設け、吏員の手を以て之を取り扱ふ事と爲したれば、歩合金は愈、租税と同一の取扱となれり、豫てより之を傍觀し居たる、外國公使、領事等は神奈川縣令陸奥宗光に對し、抗議を申出し、此歩合金は、輸出入品より二重税を取立つるの實ありて英國通商條約第十六條輸入の荷物定例の運上拂濟の上は、日本人より國中に輸送するとも、別に運上を取立る事なし

歩合金縣税
中に加へら

明治元年奥羽征討費十萬圓の支出を命じたる時にも、英、蘭二國公使より書面を以て、我政府へ照會し、歩合金の非なる上に、更に増歩合を徴し、官に納るるの非を論したり、其際政府は此獻金は日本全國に命じたる者にして、横濱のみに限らず、而して横濱に於ける分は、一時獻金の困難なるを諒し、追追取立差出すべく申付置きたれども、條約に觸るとあらば、十萬圓に満ちたる後は、直に取立を廢止せしむべしと返答したり、然るに十萬圓獻金の後、増歩合は廢止せるも、歩合金は依然として取立て居たりしかば、又今回の難詰を來せしなり、縣令は此非難を排斥する能はず、止むを得ず、歩合金を廢し、町費は悉く土地家屋に賦課し、以て外議を防がんと決し、之れより生すべき不足金は、政府より補充を仰がんとて、大藏省に稟請したるも、目的を達するを得ず、遂に歩合金廢止を實行すること能はずして止みたり

爾來横濱の商況益、隆盛に赴き、五厘の積立より、町費の不足を補ふて、常に殘金を生ずることと成りたれば、減じて三厘と爲し、即ち元價一千圓に付き三圓を積立る事と改め、明治五年四月より實行したるに、一年ならずして復又性質を一變する事となれり、明治六年中當時創立の生絲會社社員より、從來蠶種其他に對し、差出しつつ

ありし歩合金は繁雜を省く爲め、爾後請負額に變し、一箇年中取引高の如何に拘らず、二萬三千圓を町費の中に加へんとの議を出願し、縣廳の許可を得、翌七年引取商人及製茶賣込人より、舶來品引取商人仲間は一箇年三萬圓、製茶賣込商仲間は同一萬圓を町費中に差出さんと請願して許可を得、是よりして歩合金は縣稅の中に加へられて、道路、橋梁修繕等の諸費に充てたり、是れ明治九年までの事にして、彼の水道及瓦斯局を買込み、町會所を建設し、巨萬の歩合金を消費したるは、此間の事なりし、斯くの如く歩合金は、受負額と爲りて縣稅の中に加へられ、共有金の原質全く消滅し去れり

共有金の原質は、全く消滅して歩合金の名義に、其名殘を止めたるが、世運の進歩は人民に權利の費むべきを教へ、心ある者は歩合金の成行を議し、漸く一問題たらんとする折柄、神奈川縣令野村靖は、就任後二箇月明治九年五月、歩合金廢止及び區費徵收方法を立案し、夫の道路、橋梁の修繕は一般區費に屬すべき筈なるに、是れを外國人と取引するもの即ち賣込問屋と、引取問屋のみに負荷せしむべき理由なく、且此歩合金は永久持續すべき良法にあらざるを以て、之を改正し公平にして永久持

歩合金廢止
と復活

續すべき方法を設くるの希望を以て、翌六月代議人を召集し、臨時會議を開きたり此會議に於て、歩合金を全廢し、而して區民の負擔に堪ふべき極度を七萬二千九百圓と認定し、其内の五萬圓を第一營業割の名義を以て、従前の歩合金にて仰ぎ、殘額二萬二千餘圓を第二營業割の名義に依りて小賣營業者に課したる上、地價にも割賦する事に議決し、爰に歩合受負法も亦運命盡きたるなり

歩合金の廢止は、十數年來慣行の手續を一時に打破したる事として、忽ち支障百出し縣廳は明治十二年二月營業割民費を廢して、歩合金を復活し、賣込、引取兩商中主なる者十三名を擧げて、歩合取立掛に任し、此十三名より、歩合金總理として推されたるは小野光景なり、小野の總理たるを諾するや、取立掛と協議して、左の三項を野村縣令に談判し、其許可を得たり

- 一、十年四月以後歩合金よりの支出は、總て區費の補助金と爲し、毎月豫算に依り區戶長に引渡す事
- 二、補助金額及區費の目に就ては、諾否の權を有する事
- 三、歩合金の殘額は、仲間總代と協議して、處分するを得せしむべし

總理小野は爾來銳意改革に従事し、區費補助金に就ては、細目に至るまで常に檢閲を怠らず、時として補助金仕拂の拒絶を爲したることあり、明治十一年以降は、區費支出の殘餘金ある場合は、毎年の積立金高に應じて、組合員に割預ける事と爲し、之れを割預金と稱す、此制を設けし所以は、其前年三千四百餘圓の剩餘金處分に關し、引取商は、概ね割戻を希望し、賣込商は之れに反して、其儘積立金として翌年度へ繰込むべき希望を抱き、互に讓歩すべき見込なきより、同年は其處分を施さずして止めり、仍て茲に割預の新法を設け剩餘金は一旦割預けと爲して、重ねて出金すべき責務を負はしめたるものなりと

明治九年此歩合金を時の戸長の手より、高島嘉右衛門へ交付したる時、別項に詳説す、官民の間漸く睽離の狀を呈し、爾來民權論盛んに唱道せらるるに及び、官民衝突事件國內所所に顯はれ、歩合金處分に關しても、爰に端なく官民の大衝突を惹起するに至れり、曩に高島に對し、歩合金を仕拂ひたる時も、戸長の專斷を憤りて、積立を中止し、官當局を苦しめたる事あるに次で、今回の割預け方法は、官廳に對する一大打撃なるを以て、縣廳は第一大區會議を起し、十一年三月二十日、町會所臨時會を開

歩合金に關する官民の大衝突

歩合金本質に復す

き、歩合金に關する件を議せしめたるに、營業割の性質に依りて發したる縣廳の原案は、悉く排斥せられ、共有金として取り扱ふべき總理小野の案は、全部確定したれば、縣令大に憤り、當時歩合金積立金額二萬二千餘圓を縣廳に即納せよと嚴達し、且組合總代人等が命を奉せざりしとして、其一員たる原善三郎を拘引し、他の豪商に脅迫を加へ、同五月六日、積立金は官威の下に残らず、縣廳に引き揚げたれば、此事に關係あるとなきとを問はず、全市の住民大に縣廳の處置を憤慨し、商人は歩合金積立を停止し、小野光景始め十三名の取立掛は舉げて辭職したり、威力を以て歩合金全部を引揚げたる神奈川縣廳は、商人が積立を停止したるに當惑し、取立掛の名稱尙存在するを幸とし、再三、再四之に交渉を試みたる結果、歩合金再興の議に一決し、明治十一年六月歩合徵收所を設けて、事務を開始し、其條件として、神奈川縣令は歩合金に對し、毫も干渉する事を得ざるものたらしめ、實權の全部を商人の手中に收め、總理小野光景以下總代人十三名を以て、事務を扱ふ事と爲せり、再三、再四其性質を變更したる歩合金は、爰に又變して其の本性に復するに至れり

明治十一年七月地方制度改正せられ、民費は地方税と改稱せられ、翌十二年五月始めて府縣會の開設あり、歩合金又危難に遭遇せり、即ち市郡利害の衝突是なり、郡議員は曰く、賣込引取兩問屋は營業税の賦課を免れ居れり、故に其積立たる歩合金中より千分の一五を地方税として徴收し、以て之れを補はしむべしと之れに對し、市部議員は貿易商の既に國税を負担しつつある事より、歩合金の租税に組入るべき性質のものにあらざるを細論したるも、郡部議員の多數を占めたる縣會は容易に郡部議員説を可決し、内務大臣の裁可を求むるに至りたり、然れども政府は之を認可せず、是より郡市兩部の議員は常に反目する事となりたり。

歩合金は從來總理之を監督し、名實共に組合貿易商人共有の實を擧げ、進んで區費と、此歩合金との間に劃然分界を施し、現金は第二銀行七十四銀行等に預入して管理し、十年の平和を保ち來りしに、明治廿一年二月に開きたる歩合金徵收所の總會は生絲商組合と紙類、陶器、漆器、麥稈、真田銅器、絹物、雜貨の七商組合の間に、一場の紛議を惹起したり、并は總理小野光景の發したる規則改正案第十五條に、歩合金を納むる者に種別を立て、金額の多少に依りて、權利に等級を附せんとしたるに由るな

り、元來生絲商は人員少くして、出金額多く、他商は人員多くして、出金額少し、此改正規則は前者と、後者との間に利害の衝突あるによるなり、原案反對者主張の要に曰く、株金の多寡を以て、權利の差等を定むるものあるは、銀行、會社の如く私利を經營する目的のものに屬す、今や歩合金徵收は區費を補充し、共有財産の保持を目的とするものなれば、苟くも歩合金を納むるものは、何事も同等にして、同權利ならざるべからずと、多數は遂に此議に決定したり、然れども生絲商は現に最多額の出金を負擔するものなれば、此決議に服從せず、同月二十六日の會議に、建議者ありて、生絲商の總代人五名を十人に増員するに決議し、此總代人を選擧したる後、議長は他日を期して、他議案の審議に移らんと宣告し、爰に閉會したり、爾來數箇月議長より開會の通知なし、同年五月、前記七商組合は、會議を半途に中止するは不都合なり、至急總會開設あるべしと、議長木村東作に迫りたり、然るに生絲商組合は、前總會に自己の提案全部排斥せられたるにより、最早七商と聯合を持続するを好まず、是れより斷然分離せんと、決議を爲し、貿易商總理の手を経て、聯合會議長に届出てたれば、議長は此際聯合總會を開くも、生絲商組合は出席せざるべく、若し又出席するとも

激しき論戰、他の七商との間に交換せられ、其極歩合金徴收所は存在を失ふに至ら
 んも計り難しと思惟し、此際開會を延期し、調停策を講すべしと爲し、開會延期の旨
 を返事せり、但し製茶、海産物、石油、砂糖、鐵、唐絲、西洋小間物等の諸商は中立の姿にあ
 りて、此爭論に興せず、而して生絲商人は、他くまで自己の主張を貫かん爲め歩合金
 聯合收支を廢止し、獨立收支を實行せんとし紛擾益甚し

沖神奈川縣知事は、平沼專藏に仲裁を依頼し、來る二十二年四月より、市政を實施せ
 らるる時、此問題自ら解決せらるべきを以て、此際總會を開きて、紛擾を招くよりも
 寧ろ市制施行の日まで延期するこそ良策ならんとて、遂に其儘中止となれり、次て
 二十二年三月知事の訓令に依り、町會を開くことと成りたれば、開會以前に町會議
 員と、貿易商との間に、雙方より委員を選び、德義を旨として、歩合金に關する協議を
 爲さんとの議成立し、爾來數回熟議の結果、同年十一月其全權を帯ひたる組合總代
 會は、大多數を以て、從來積立てたる歩合金は之を廢止し、現在の殘金二萬千二百餘
 圓は、共同倉庫の建築費に充つる事に決議し、組合總理小野光景此決議を執行して
 爰に歩合金問題の終了を告げたり

歩合金積立
の廢止

歩合金訴訟
始末

此の歩合金問題たる、一時は商人二派に分れて起訴することとなり、原告たる木村
 利右衛門外十九名は、被告貿易商聯合總理小野光景等と、豫て意見を異にし、殊に木
 村は歩合金の收支に關し、小野以下の處置を不當として、其徴收に應せず、爲めに貿
 易商聯合組合員除名の處分に逢ひ、兩者の感情日に相隔絶し、二十四年十二月三十
 一日貿易商人藤井嘉太郎、佐藤圓次郎外二十二名は、木村を代人とし、之れに委任狀
 を授けて、貿易組合事務所に至り、帳簿調査の請求を爲さしめたり、然るに總理は斯
 かる事は規約に明文なしとの故を以て、帳簿調査の要求に應せざりき、之れが爲終
 に起訴する事となりしなり、原告は明治二十五年一月、代言人大塚成吉、松岡常吉、小
 倉要吉を代人とし、歩合積立金收支決算取調差拒解除の訴を、横濱地方裁判所に提
 起したり、其要に曰く、明治十九年以來、歩合積立金の收支決算に疑あるを以て、其取
 調の爲め、帳簿の閱覽を求めたるも、規約に明文なしとして、被告は原告等の請求を拒
 絶したり、然れ共、原告等組合員は、縦令規約に明文なきも、積立金收支取調の爲め、帳
 簿を閱覽するの權ありと確信す、故に被告は原告の請求を拒絶するを得ざるもの
 とす、又原告の一人木村利右衛門は、積立金不納の廉を以て組合を除名せられたり